

平成27年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成28年9月12日 開会 10時00分 散会 16時46分

2 場 所 幕別町役場 3階議場

3 出 席 者

① 委員 (17名)

板垣良輔	荒 貴賀	高橋健雄	小田新紀	内山美穂子
小島智恵	若山和幸	小川純文	岡本眞利子	東口隆弘
中橋友子	藤谷謹至	田口廣之	谷口和弥	千葉幹雄
寺林俊幸	藤原 孟			

② 委員長 野原恵子

③ 委員外議員 議長 芳滝 仁

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	川瀬俊彦
教 育 長	田村修一	代 表 監 査 委 員	八重柏新治
監 査 委 員	乾 邦廣	教 育 部 長	山岸伸雄
企 画 総 務 部 長	菅野勇次 (選挙管理委員会事務局長)	忠 類 総 合 支 所 長	伊藤博明
会 計 管 理 者	原田雅則	経 済 部 長	田井啓一
住 民 福 祉 部 長	境谷美智子	建 設 部 長	須田明彦
札 内 支 所 長	坂井康悦	総 務 課 長	武田健吾 (選挙管理委員書記長)
政 策 推 進 課 長	山端広和	糠 内 出 張 所 長	阿部麗子
地 域 振 興 課 長	小野晴正	生 涯 学 習 課 長	湯佐茂雄
土 木 課 長	寺田 治	商 工 観 光 課 長	岡田直之
経 済 建 設 課 長	川瀬康彦	税 務 課 長	川瀬吉治
保 健 課 長	合田利信	福 祉 課 長	新居友敬
学 校 教 育 課 長	高橋修二	住 民 生 活 課 長	山本 充
防 災 環 境 課 長	天羽 徹	都 市 計 画 課 長	吉本哲哉
保 健 福 祉 課 長	金田一宏美	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高橋宏邦
会 計 課 長	坂口惣一郎	監 査 委 員 事 務 局 長	石野郁也
こ ど も 課 長	杉崎峰之	経 済 部 参 事	廣瀬紀幸
農 林 課 長	萬谷 司		

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司

4 審査事件 平成27年度幕別町一般会計ほか9会計決算認定

5 審査結果 一般会計質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長 野原 恵子

議 事 の 経 過

(平成28年9月12日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長(野原恵子) ただいまより、平成27年度幕別町各会計決算審査特別委員会を開会いたします。

審査に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

さきの本会議において設置されました本特別委員会の委員長として、私が大任を果たすこととなりました。

議会における決算審査は、議決した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果を確認し、評価をするという極めて重要な意味を持っております。

来年度の予算編成や行政執行に生かされますよう、慎重かつ効率的に審査を進めたいと思いますので、皆様の特段のご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

本日は気温が高くなることが予想されますので、適宜、上着を脱いでいただいても結構でございます。ここで、審査の方法についてご確認させていただきます。

初めに、決算にかかわります幕別町一般会計、特別会計の資料及び総括的説明を理事者に求めます。説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1款議会費から款ごとに順を追って審査をしてまいりたいと思います。

その後、歳入の審査を行い、歳入の審査が終わりましたら、一般会計にかかわる総括的な質問をお受けいたします。

特別会計の審査につきましては、会計ごとに歳入歳出を一括して行いたいと思います。

その後、本年3月末日をもって解散となりました東十勝消防事務組合一般会計の決算につきまして、資料及び総括的説明に引き続きまして、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

次に、質疑をされる委員の皆様申し上げます。

質疑に当たっては一括し、必ずページ番号、目、節を明確にしてから発言をお願いいたします。また、挙手はしっかりとお願いいたします。

また、関連する質疑については、第1発言者が発言を終えた後、関連と言って挙手をお願いいたします。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、本委員会に付託されました認定第1号、平成27年度幕別町一般会計決算認定から認定第10号、平成27年度東十勝消防事務組合一般会計決算認定までの10議件を一括議題といたします。

最初に、平成27年度幕別町一般会計・特別会計決算資料の説明並びに総括的説明を受けたいと思います。

説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長(菅野勇次) お手元に配付しております決算資料に基づきまして、平成27年度の概要についてご説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

まず初めに、第1表、平成27年度の決算状況についてであります。

初めに、歳入ですが、点線で囲ってありますとおり、一般会計の決算額は、左側、平成27年度につきましては175億3,466万7,000円となりまして、前年比では15.2%の増となっております。

また、特別会計の決算額は81億8,921万円で、前年比4.4%の増となっております。

一般会計・特別会計を合わせた歳入の合計は257億2,387万7,000円ですが、前年度と比較しまして、額で26億6,219万円の増、率では11.5%の増となっております。

次に、歳出ですが、一般会計の平成27年度決算額は171億3,673万2,000円で、前年度と比較しまして16.2%の増となっております。

特別会計決算額は80億2,008万円で、前年比3.7%の増となっております。

一般会計・特別会計を合わせた歳出の合計は251億5,681万2,000円ですが、前年比26億7,881万7,000円の増、率にしますと11.9%の増となっております。

次に、特別会計の会計別の決算額であります、10 ページをごらんいただきたいと思ひます。

10 ページ、第 8 表にありますように、国民健康保険特別会計から農業集落排水特別会計まで、七つの特別会計の決算額等をそれぞれ記載しておりますが、合計いたしますと C 欄の支出済額の計にありますように、80 億 2,008 万円となります。

以下、各特別会計ごとにそれぞれの決算につきまして概要を掲載しております。

各会計とも、前段で歳入についての説明、後段で歳出についての説明をしておりますが、後段のほうの歳出決算額につきましてご説明をさせていただきます。

(1) の国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと 4 億 1,151 万 5,000 円の増、率にいたしまして 12.4%の増となっております。

主な歳出は、保険給付費、共同事業拠出金などあります。

(2) 後期高齢者医療特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと 378 万円の増、率では 1.1%の増となっております。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

(3) の介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと 2,014 万円の減、率で 0.9%の減であります。

主な歳出は、各種介護サービスに係る保険給付費であります。

次のページになりますが、(4) の簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしますと 5,742 万 3,000 円の減、率にしまして 12.4%の減であります。

主な歳出は、公債費や駒島簡水整備工事などの建設事業費であります。

(5) 公共下水道特別会計の歳出決算額であります、前年度と比較しますと 5,150 万円の減、率にして 4.4%の減となっております。

主な歳出は、公債費や処理場更新工事などの建設事業費、十勝環境複合事務組合への負担金などあります。

(6) 個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと 37 万 9,000 円の減、率にいたしまして 0.2%の減で、主な歳出は公債費や排水処理施設整備工事費であります。

(7) 農業集落排水特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと 163 万 6,000 円の減、率にいたしますと 2.5%の減であります、これは忠類地域のみのもので、公債費や処理場管理委託料などが主なものであります。

以上が特別会計の決算状況であります。

次に、2 ページにお戻りいただきたいと思ひます。

第 2 表、平成 27 年度一般会計収支の状況になりますが、表の下から 4 行目をごらんください。

歳入歳出決算額の差し引き額を記載しておりますが、一番右側の平成 27 年度、3 億 9,793 万 5,000 円の歳計剰余金が生じております。

この剰余金の処分につきましては、このページの中ほどに説明を記載しておりますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

歳入総額 175 億 3,466 万 7,000 円に対し、歳出総額は 171 億 3,673 万 2,000 円であり、歳入歳出差し引き額 3 億 9,793 万 5,000 円の歳計剰余金を生じましたが、このうち翌年度への繰越明許費にかかわる繰越財源が 8,343 万 2,000 円ありますので、その額を差し引いた残りの 3 億 1,450 万 3,000 円が平成 27 年度の実質収支額となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定により歳計剰余金の処分といたしまして、減債基金に 1 億 6,000 万円を積み立ていたしましたので、残りの 1 億 5,450 万 3,000 円が翌年度への繰越金となるものであります。

次に、歳入であります、3 ページをごらんいただきたいと思ひます。

第 3 表、一般会計歳入決算額に 1 款の町税から 22 款の町債まで、予算額から構成比までそれぞれの数値を記載しておりますが、C 欄の収入済額の計の欄にありますように 175 億 3,466 万 7,000 円が平成 27 年度一般会計の歳入の決算額であります。

なお、不納欠損額は、1 款の町税、13 款の分担金及び負担金、14 款の使用料及び手数料、21 款の諸収入にありますが、これを合計いたしますと 2,411 万 1,000 円となっております。

また、収入未済額につきましては、合計で 2 億 754 万 2,000 円となっております。

次に、4 ページをごらんください。

4 ページ下段には、歳入の構成比を円グラフであらわしております。

構成比の中で大きなウエートを占めておりますのは、地方交付税で 34.8%、以下、町債が 19.8%、町税が 15.4%、道支出金 7.1%、国庫支出金 6.3%などといった構成になっております。

次に、3 ページ中ほどの①町税以下をご説明いたします。

①の町税では、前年比 0.3%の減となっております。

主な要因につきましては、評価がえによる家屋に係る固定資産税の減、販売本数の減による町たばこ税の減などであります。

②の地方交付税は、前年比 3,320 万 1,000 円、率にして 0.5%の減となっております。

これは、歳出特別枠である地域経済雇用対策費や個別算定経費の減などによる普通交付税の減が主な要因であります。

次に、5 ページをお開きください。

③の国庫支出金は、前年比 8,051 万 6,000 円、率にして 7.9%の増。

これは、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の皆増、社会資本整備総合交付金の増などが主な要因であります。

④の道支出金につきましては、前年比 2 億 6,324 万円、率にして 27%の増となっておりますが、多面的機能支払交付金事業道補助金の皆増、地域づくり総合交付金の増が主な要因であります。

⑤の町債につきましては、前年比 16 億 9,214 万 6,000 円、率にして 95.2%の増となっておりますが、これは新庁舎建設事業債の増、札内川地区国営土地改良事業債の皆増などが主な要因であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

5 ページ下段からになります。まず 6 ページをごらんください。

6 ページに、第 5 表、平成 27 年度目的別歳出決算を記載しております。

1 款議会費から 14 款災害復旧費までの、予算現額から不用額までそれぞれの数値を記載しておりますが、決算総額につきましては、B 欄支出済額の一歩下の欄にありますように 171 億 3,673 万 2,000 円であります。

この中で構成比が最も高いのは、2 款総務費の 20.3%で、額で 34 億 8,250 万 4,000 円、続いて 3 款民生費の 18.9%、3 番目が 11 款公債費の 11.2%などという順番になっております。

次に、7 ページをお開きください。

7 ページ下段に、第 6 表、性質別歳出決算があります。

この表につきましては、ただいま申し上げました目的別歳出を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1 の人件費が、前年度との比較で 0.3%の増で前年度とほぼ同額であります。

なお、この表には記載しておりませんが、ラスパイレス指数について申し上げますと、平成 25 年度は 99.7%、平成 26 年度が 97.3%、平成 27 年度は 97.1%となっております。

次に、3 の維持補修費であります。前年比 4,577 万円、率にして 9.8%の減となっており、これは除排雪経費の減によるものであります。

5 の補助費等は、前年比 5 億 1,421 万円、率で 27.7%の増となっておりますが、主な要因といたしましては、国営事業償還金の繰上償還に伴う増や企業開発促進補助金の増などによるものであります。

8 の投資出資貸付金は、前年比 13.1%の増となっておりますが、主な要因といたしましては、耐震性貯水槽整備に係る水道事業会計への出資金の増などであります。

9 の繰出金は、前年比 1 億 8,848 万 2,000 円、率で 11.5%の増となっておりますが、国民健康保険特別会計や公共下水道特別会計への繰出金の増によるものであります。

次に、10 の投資的経費であります。16 億 4,738 万 1,000 円、率にして 71.9%の大幅な増となっております。

内訳といたしましては、普通建設事業費の補助事業費が 16 億 8,278 万 9,000 円の増、単独事業では、4,122 万 9,000 円の減であります。これは主には新庁舎建設事業の増などによるものであります。

以上が、一般会計歳出についての説明であります。

次に、平成 27 年度の決算後における基金の状況について申し上げます。

基金についての説明につきましては、別冊になりますので、お手数ではあります。一般会計の歳入歳出決算書をお開きいただきたいと思います。

一般会計歳入歳出決算書の最終のページ、270 ページに掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。最終ページになります。270 ページです。

上段の表、3、基金の表であります。それぞれ一番右側の額が平成 27 年度末の現在高となります。

この表の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思いますが、現金が 41 億 8,729 万円、土地が 1 億 8,068 万 7,000 円となっております。

これを合算しました基金総額であります、43 億 6,797 万 7,000 円で、前年度と比較いたしまして 1 億 8,825 万 9,000 円の減ということになっております。

また、下の表、4、その他に備荒資金組合への納付金の表を掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

なお、先ほど決算資料 2 ページの説明の中で申し上げました、平成 27 年度の決算剰余金からの積立金、減債基金への 1 億 6,000 万円につきましては、ここの残高には含まれていない数字となっております。

今申し上げました基金のうち、平成 28 年度予算におきまして、財政調整基金から 3 億円、地方債の償還財源としての減債基金から 1 億円、庁舎建設基金から 4,526 万 3,000 円、まちづくり基金から 2 億 824 万 8,000 円を取り崩し、一般会計に繰り入れをいたしております。

次に、また資料のほうにお戻りいただきたいと思っております。

12 ページをお開きください。

12 ページの中ほどに、第 9 表、一般会計財政状況として、各種指数等をあらわした表があります。表の下から 3 行目に財政力指数、一番下に実質公債費比率を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

まず、財政力指数ですが、数値が 1 に近く、1 を超えるほど税などの一般財源が多い、いわゆる財政力が豊かであるということになります、本町の財政力指数につきましては、平成 25 年度は 0.318、平成 26 年度は 0.323、平成 27 年度は 0.331 となりまして、若干上向き傾向にあります。

次に、実質公債費比率について申し上げますが、平成 18 年度から地方債の発行が許可制から協議制に制度改正されたことに伴い、新たに導入された財政指標であり、起債制限比率に含まれない特別会計への繰出金のうち、公債費に充当される繰出金や一部事務組合への負担金のうち公債費に充当される負担金等を加えたものを、その団体の実質的な公債費負担としたものであります。

これによりまして、18.0 以上 25.0 未満が起債発行に対して許可制となり、25.0 以上になりますと起債発行において制限を受けることとなります。平成 27 年度の幕別町の実質公債費比率は 13.3 となり、前年度より 1.0 ポイント下がったところであります。

平成 18 年度に策定いたしました公債費負担適正化計画に基づき、借入額の抑制や繰上償還を実施し、また借り入れに当たっては、交付税措置率の高い優良な起債の借り入れを行うなど、公債費負担の適正な管理に努め、平成 24 年度の決算をもちまして、目標値である 18.0% を下回り、毎年着実に低下しているところであります。今後も引き続き適正管理に努めていかなければならないものと考えております。

次に、16 ページをお開きください。

下段の第 12 表、地方債の状況であります、一般会計の地方債の残高を一覧表として記載しております。

表の一番下の計欄で、右から 3 列目が地方債の平成 27 年度末残高となりますが、差し引き現在高 186 億 4,799 万 3,000 円であります。

次に、17 ページ上段には、特別会計の地方債の残高を掲載しております。

簡易水道特別会計から農業集落排水特別会計まで 4 会計の合計の平成 27 年度末残高は、差し引き現在高の計の欄、113 億 4,447 万 3,000 円であります。

次に、その下の段の (2) につきましては、これら地方債の借入先別・利率別現在高の状況について記載した表であります。

一般会計を申し上げますと、表の右側「左の利率別内訳」という欄がありますが、この中に利率別に現在高を記載しております。

一番右の欄の 4% 超の欄につきましては、合計が 3 億 709 万円で、構成比にいたしますと全体の 1.6% ということになります。したがって、残りの 98.4% が金利 4% 以下の借入利率ということになります。

これは、過去に行った高利率の地方債の繰上償還あるいは近年の低金利による影響であると分析をいたしているところであります。

なお、平成 27 年度起債借入利率は、銀行縁故債で 0.4% となっております。

次に 18 ページ、下段の第 13 表、債務負担行為の状況をごらんいただきたいと思っております。

これも地方債と同様に、後年次に財政負担となってくるものであります。

平成 28 年度以降、支出予定額の欄であります、金額の欄の一番下、計欄にありますとおり、5 億 4,963 万 2,000 円となっております。

この債務負担の内容といたしましては、1 番の物件の購入のうち(2)のその他の物件 2,469 万 1,000 円は、公社貸付牛に係る債務負担であります。

なお、3 番のその他にあります 5 億 2,494 万 1,000 円ではありますが、これは公団営や国営などの土地改良事業に係る償還金の債務負担が主なものとなっております。このほか、パークプラザ整備事業に対する補助金あるいは農業関係の利子補給金等が含まれております。

これらにつきましても、地方債同様、今後の財政運営の中ではその取り扱いについて、十分留意していかねばならないものと考えております。

次に、19 ページをごらんください。

健全化判断比率及び資金不足比率の状況を表にしたものであります。

さきの本会議におきまして報告させていただいたところでありますが、一般会計における実質赤字比率など平成 25 年度から 3 カ年を掲載しております。また、中ほどの資金不足比率についても、各会計ごとに掲載しておりますが、赤字がないことにより算定結果の数字は記載されておられません。

なお、表の下段のほうに各比率などの説明を記載しておりますので、ご参照ください。

次に、20 ページをごらんください。

20 ページでは、第 14 表としまして、各款における節ごとの決算額を記載しております。

次に、21 ページ、第 15 表になりますが、団体等に対する各種補助金・交付金の一覧としまして、次の 23 ページまで掲載しております。

次に、24 ページからは、最近 5 カ年間ににおける各款ごとの比較を一般会計から各特別会計について、それぞれ 32 ページまで掲載しております。

次に、33 ページになりますが、平成 26 年度からの地方消費税の引き上げに伴い、地方消費税交付金を含む引き上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充て、その使途についても明確にすることとされましたことから、昨年度から新たに追加した資料であります。

歳入、本町における平成 27 年度の地方消費税交付金の引き上げ分は 2 億 2,081 万 3,000 円で、その全額を歳出の社会保障関係経費に充当したものであります。

次に、34 ページからになりますが、平成 27 年度の主要な施策の成果としてまとめております。

35 ページの議会活動の項目以降、最終の 167 ページまで、各項目にわたる主な施策につきまして具体的な数字を含めて記載しておりますので、ご参照をいただきたいと思っております。

以上で、決算概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長(野原恵子) 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたらお受けいたします。

(なしの声あり)

○委員長(野原恵子) ないようですので、これより認定第 1 号、平成 27 年度幕別町一般会計決算、1 款議会費に入らせていただきます。

企画総務部長。

○企画総務部長(菅野勇次) 1 款議会費につきましてご説明申し上げます。

88 ページをお開きください。

1 款 1 項議会費、予算現額 1 億 870 万円に対しまして、支出済額 1 億 834 万 4,318 円であります。

議員報酬、議員共済費ほか、議会だより印刷費、会議録反訳委託料など、各種議会運営に係る経費であります。

なお、議会活動内容等につきましては、先ほどご説明させていただきました決算資料の 35 ページに記載のとおりであります。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(野原恵子) 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 質疑がないようですので、次に移りたいと思っております。

2 款総務費に入らせていただきます。

2 款総務費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 2款総務費につきましてご説明申し上げます。

90 ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額 35 億 2,630 万 5,000 円に対しまして、支出済額 34 億 169 万 8,088 円であります。

なお、繰越明許費といたしまして、5,485 万 9,000 円を翌年度に繰り越しいたしております。

1 目一般管理費の 4 節共済費及び 7 節賃金は、事務補助の臨時職員などに係る費用であります。

11 節需用費は、事務用消耗品及び役場庁舎に係る光熱水費が主なものであります。

12 節役務費につきましては、庁舎の郵便料、電話料が主なものであります。

13 節委託料、細節 5 は顧問弁護士委託料であります。平成 27 年度の相談実績につきましては、12 件であります。

次のページになります。

細節 11 役場庁舎宿日直業務委託料は、役場庁舎の平日の夜間や土日などの日直業務を民間事業者に委託したものであります。

細節 14 ファイリングシステム構築指導委託料は、公文書の管理手法を改善し、住民サービスの向上に資するもので、導入から定着までの 4 年間の 2 年目の経費であります。

細節 15 は、旧帯広脳神経外科病院による診療報酬の不正請求に係る訴訟委託料であります。

14 節使用料及び賃借料、細節 2 の複写機借上料ほか各種借上料であります。

2 目広報広聴費については、11 節需用費、月 1 回発行の広報まくべつの印刷製本費が主なものであります。

次のページになりますが、3 目財政管理費、本目の主なものは 11 節需用費の予算書の印刷製本費であります。

4 目会計管理費は、出納室に係る経費で、11 節需用費は、細節 30 の決算書の印刷製本費、12 節役務費の細節 15 派出業務取扱手数料は、役場庁舎の銀行派出窓口にかかわる手数料であります。

5 目一般財産管理費、本目は役場庁舎やパークゴルフ協会などが入居している共同事務所の管理費用であります。11 節需用費は電気料などの光熱水費、13 節の委託料は役場庁舎等の管理委託料が主なものであります。

次のページになりますが、18 節備品購入費、細節 1 の管理用備品につきましては、ファイリングシステム用の保管庫等を購入したものであります。

6 目近隣センター管理費、本目は 46 カ所の近隣センターと 6 カ所のコミセンの光熱水費を含めた管理運営に係る経費であります。

次のページになりますが、13 節委託料では、細節 1 と 3 のコミセンにかかわる管理、警備の委託料が主なものであります。

15 節工事請負費の細節 1 は、若草町近隣センターの改修工事が主なものであります。

18 節備品購入費、細節 1 の管理用備品につきましては、近隣センター用のテーブル、椅子などを購入したものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 近隣センター運営交付金は、46 カ所の近隣センターにかかわる運営交付金であります。

7 目庁用車両管理費、本目は集中管理による公用車両 28 台及び町長公用車に係る車両維持管理費用であります。

11 節需用費は、燃料費や修繕料が主なものであります。

次のページになりますが、18 節備品購入費は、庁用車両としてハイブリッド車 1 台を購入したものであります。

8 目町有林管理費、本目は町有林の管理費用で、15 節、細節 1 の町有林整備工事につきましては、下草刈り 74.62 ヘクタール、除間伐 36.98 ヘクタールなどを実施いたしております。

9 目の町有林造成費、本目は町有林の造成に係る費用であります。15 節工事請負費、細節 1 皆伐工事につきましては 19.76 ヘクタール、細節 2 造成工事は植栽 18.05 ヘクタール、地ごしらえ 14.44 ヘクタールを実施いたしております。

10 目企画費、本目は企画や広域行政に係るもので、19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 十勝圏活性化推進期成会負担金、細節 4 十勝圏複合事務組合負担金など広域行政に関連する経費、次のページになりますが、細節 14 はコミュバス運行に係る運行事業者への補助金、細節 15、16 は駒島線、古舞線の予約型乗り合いタクシーの運行に係る経費を補助したものであります。

11 目支所出張所費、本目は札内支所及び糠内、駒島各出張所に係る費用で、事務用経費が主なものとなっております。

12 目職員厚生費、本目は職員の福利厚生及び研修に係るもので、9 節旅費は職員研修計画に基づく各種研修旅費で、本年度は延べ 826 人が研修に参加したもので、12 節役務費は職員健康管理のための人間ドックなど各種健康診断手数料であります。

次のページになります。

13 目公平委員会費、本目は公平委員会開催に係る経費であります。公平委員 3 名に係る報酬及び費用弁償であります。

14 目交通防災費、本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策に係る費用で、1 節報酬は交通安全指導員 33 名に係る経費、7 節賃金は交通安全推進員である嘱託職員賃金、11 節需用費、細節 21 は防犯灯に要した電気料であります。

13 節委託料、細節 7 は、本年度建設しております幕別地区の防災備蓄倉庫の実施設計委託料、次のページになりますが、15 節工事請負費、細節 1 は防犯灯の新設 10 灯に要した費用、細節 4 は旧幕別中央会館の解体工事に係るものであります。

18 節備品購入費は、防災対策備品としてバルーン型投光機、発電機を購入したものであります。

15 目諸費、本目は各種委員会開催に係る経費や他の科目に属さない経費の支出科目であります。

1 節報酬は、各種委員会委員の報酬であります。

8 節報償費では、細節 2 の町功労賞の記念品、細節 4 は昨年 12 月から開始いたしましたふるさと寄附に対する返礼品に係る経費であります。

細節 5、6、次のページになりますが、14 節の使用料及び賃借料、18 節備品購入費の日ハム応援大使事業関係経費につきましては、北海道日本ハムファイターズの応援大使を活用し、町の PR を行うことにより、町の活性化につなげようとするものであります。

13 節委託料、細節 5 のふるさと寄附記念品配送等業務委託料は、返礼品事業の発注、配送等業務を民間事業者へ委託した経費であります。

14 節使用料及び賃借料、細節 5 の祭壇壺柩車等借上料は、名誉町民故林照男氏の合同葬に係る経費であります。

15 節工事請負費、平和非核宣言看板設置等工事は、働く婦人の家にある看板を立てかえたものであります。

19 節負担金補助及び交付金では、細節 3 十勝町村会に対する負担金、細節 8 は地方バス路線維持に対する補助金などであります。

24 節の投資及び出資金、地域振興公社への出資金は 20 株を取得したもので、幕別町の持ち株総数は 770 株となりまして、全体の 48.1%の保有率となっております。

16 目基金管理費、本目は各種基金から生じる利息あるいは寄附金等をそれぞれの基金へ積み立てたものであります。

なお、細節 3 はふるさと寄附金をまちづくり基金に積み立てたもので、返礼品事業の開始で昨年度に比べ大幅に増となっております。

また、各種基金の年度末残高は、先ほどご説明いたしましたとおり、本決算書の 270 ページに掲載しているとおりであります。

次のページになります。

17 目電算管理費、本目は電算処理業務に係るものであります。

11 節の需用費では、納付書等各種電算関係経費の印刷製本費が主なものであります。

13 節の委託料は、電算機器及び業務用ソフトの保守点検委託料などで、細節 11 電算システム運用委託料は、パソコンネットワークの運用を民間事業社へ委託したものであります。

細節 13 は、マイナンバー制度にかかわって各種電算システムの改修に要した費用であります。

18 節備品購入費、細節 2 の総合行政情報システムは、平成 23 年度に更新したもので、備荒資金組合へ分割で支払いをするものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 は、マイナンバー制度の運用に向けて整備された中間サーバーにかかわる負担金であります。

18 目協働のまちづくり支援費であります。1 節報酬の細節 1 公区长報酬を初め、公区活動や協働のまちづくり事業に対する交付金が主なものであります。

次のページになりますが、19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は、町内 114 公区に対する運営交付金

であります。

19 目総合支所費であります。1 節報酬は忠類地域の振興策について協議をする地域住民会議委員報酬、7 節賃金は事務補助のための臨時職員賃金、そのほか住民の相談業務、各種届け出事務等に係る費用及び総合支所の庁舎管理運営に係る費用が主なものであります。

20 目新庁舎建設事業費、この目は新庁舎建設に係るもので、13 節委託料、細節 6 は旧庁舎解体に係る実施設計委託料、次のページになりますが、15 節工事請負費では、細節 1 の新庁舎建設工事費、細節 2 は太陽光発電設備や地中熱ヒートポンプ設備に要した経費、18 節備品購入費では、細節 1 情報ネットワーク機器ほか、細節 4、5 の議場用庁舎用の初度備品などに要した費用であります。

21 目合併 10 周年事業費、本目は本年 2 月に迎えた合併 10 周年に当たり、各種記念事業を実施した経費であります。

8 節報償費、細節 4 はシンボルマークなどの公募に係る謝礼、11 節需用費は記念式典などに要した経費、13 節委託料、細節 6 は合併 10 年の歩みを収録した DVD の作成経費であります。

22 目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費（地域消費喚起型）、本目は平成 26 年 12 月に閣議決定されました「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に盛り込まれた交付金を活用した事業費であります。地域の消費喚起、生活支援を目的としたもので、次のページになりますが、19 節負担金補助及び交付金にありますプレミアム商品券発行事業など、三つの事業を実施したものであります。

23 目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費（地方創生先行型）、本目も先ほどの目同様、国の交付金を活用した事業費であります。19 節負担金補助及び交付金、細節 3 のマイホーム応援事業、次のページになりますが、細節 6 の忠類地域魅力発信事業、細節 12 の中小企業退職金共済制度加入促進事業など、19 の事業を実施したものであります。

なお、両目の事業の概要につきましては、決算資料の 145 ページから 147 ページまでに記載をしております。

2 項徴税費、予算現額 2,731 万 6,000 円に対しまして、支出済額 2,549 万 3,764 円であります。

1 目の税務総務費、本目は 9 節旅費など賦課事務に係る事務用経費が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 4 十勝圏複合事務組合負担金につきましては、滞納整理機構の管理運営にかかわる幕別町の負担金であります。

次のページになりますが、細節 9 地方税電子化協議会運用関係費負担金については、地方税の電子申告システムに係る運用及び維持管理に要する経費の本町負担分であります。

2 目賦課徴収費、本目は賦課徴収に係る費用で、12 節役務費、細節 19 コンビニ収納手数料の平成 27 年度の実績は、2 万 9,578 件の利用があり、それに伴う手数料を北海道銀行が加入しております地銀ネットワークに支払いをしたものであります。

細節 31 電子申告審査システム利用料は、税金の申告をパソコンで受けたものに対する利用料の負担金で、本年度は給与支払報告書など合計で 6,947 件の受け付けを行ったところであります。

23 節償還金利子及び割引料は、過誤納還付金などであります。

次に、3 項戸籍住民登録費、予算現額 3,019 万 2,000 円に対しまして、支出済額 2,218 万 1,512 円であります。

1 目戸籍住民登録費、本目は戸籍及び住民登録事務に係る経費であります。

次のページになりますが、13 節委託料、細節 12 は、マイナンバー制度の運用開始に伴う個人番号カードなどの作成委託料であります。

14 節使用料及び賃借料、細節 20 戸籍総合システムブックレスソフト使用料は、戸籍の電算化に伴うものであります。

18 節備品購入費、細節 1 は昨年更新した戸籍電算システムの備荒資金組合への支払経費、細節 3 は個人番号カードを交付する際の成り済まし防止対策のためのシステム購入であります。

4 項選挙費、予算現額 1,841 万 6,000 円に対しまして、支出済額 1,695 万 5,560 円であります。

1 目選挙管理委員会費、本目は選挙管理委員の報酬ほか選挙管理委員会開催に係る費用であります。

次のページになりますが、2 目知事道議選挙費、本目は昨年 4 月 12 日執行の知事道議選挙に係る執行経費で、1 節報酬は、選挙管理委員、投票立会人などの報酬、15 節工事請負費は、ポスター掲示場の設置に要した経費であります。

3 目町長町議選挙費、本目は昨年 4 月 26 日執行、町長町議選挙の執行経費で、1 節報酬、次のページになりますが、投票管理者、投票立会人の報酬や、13 節委託料、細節 6 は選挙公報配布委託料、15

節工事請負費はポスター掲示場の設置に要した費用であります。

5項統計調査費、予算現額1,504万9,000円に対しまして、支出済額1,376万4,450円であります。

1目統計調査費、本目は1節国勢調査に係る調査員報酬や7節臨時職員、11節需用費のほか、事務用経費であります。

次のページになりますが、6項監査委員費、予算現額247万7,000円に対しまして、支出済額241万691円であります。

1目監査委員費、本目は監査委員報酬及び監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

藤谷委員

○委員（藤谷謹至） （聴取不能）人間ドック、381万3,600円、職員健康診断手数料179万4,000円、職員の人間ドックをやって、毎年やっているのですけれども、その結果、職員の現在の状況、例えば重篤な健康障がいがあるとか、あと、例えば病院に、再検査の数等、その診断にかかわる結果がわかれば教えていただきたいと思います。

次、107ページの14目の交通防災費、18節の備品購入費で、バルーン型投光機84万9,668円、購入してございますけれども、これはどこに何基設置されているのか、目的は何なのか、それと、これからの導入計画はどうか。

続きまして、107ページ、15目諸費、8節報償費、不用額が300万円等ございますけれども、この理由は。

それと、諸費にふるさと納税の記念品1,900万円、ふるさと納付クレジット67万円、ふるさと寄附記念品委託料等ございますけれども、このふるさと納税にかかわる収入等の現在状況をお知らせいただきたい。

以上です。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 初めに、人間ドックの検査にかかわる状況なのですけれども、平成27年度につきましても、174人が人間ドックを受けております。このうち再検査、2次検査ですね、そちらのほうが必要ということで検査を受けた数が16人おります。検査の結果としては、異常なしが6人、治療中が3人、経過観察が7人というふうになっております。

あと、ふるさと納税についてでございます。

27年度の状況につきましても、決算資料にもありますとおり、昨年12月から返礼品の事業を行っているところでございますけれども、全体の件数としましては4,517件で、金額といたしましては8,327万8,625円の寄附をいただいたところでございます。

28年度でございますけれども、7月末現在の数字ではございますけれども、現在、返礼品事業としては1,055件の寄附をいただいております、金額といたしましては1,359万円の寄附をいただいているところでございます。

あと、300万円の不用額の理由についてでございますけれども、寄附を申し込みいただいて、いろいろ商品のメニューがございまして、例えば農産物ですと、今時期、夏の時期のトウモロコシですとかそういったことをご希望される場合がございます。そうすると、その実際の商品の発送を受けて報償費の中から商品代金を払うものでありまして、その当初の見込みというのが、なかなか立ちにくいということもございまして、その辺でちょっと300万円ほどの不用額が生じているところでございます。

以上でございます。

○委員長（野原恵子） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） バルーン型投光機についてでございますけれども、今回購入しましたのは1基購入しまして、現在4基備蓄しております。将来的には10台にふやす予定でございまして、備蓄している倉庫につきましても、現在、農協で借りております倉庫に備蓄しているところでございます。

目的について申し上げます。避難所の明かりをとる目的で購入しているものでございます。

以上です。

○委員長（野原恵子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） まず、1点目の職員の人間ドック等についてはわかりました。174人のうちどのぐ

らいが再検査というか、受けているのか、そして通院されている方が3人、経過を見ている方が7人と。

いろいろ大変な職務の中、健康だけには職員は気をつけていただきたいと思いますし、その職員の健康管理についても、十分配慮していただきたいというふうに思っております。

次に、バルーン型投光機でございますけれども、農協の備蓄倉庫等に置いてあるということでございますけれども、先般の台風被害等で、避難所にすぐ置ける体制にはできないのか。

ということは、停電した場合、一々備蓄のところまで行って、これを持ってきて、そしてつけなければならない。そこに置いてある、場所に置いてある、職員がそれを把握しているかどうかもわからないと。

避難される方はすぐ来られるものですから、準備するほうも大変だと思うのですが、その避難所にいる人が場所をわかっていれば、すぐ操作できるわけでございます、その辺の設置の対応については、考える余地はないのかお尋ねします。

ふるさと納税については、28年度は件数が少ないようではございますけれども、それで、記念品等全て収支した結果、これは納税をやる必要性というものがあるのか、その辺をどのように考えていらっしゃるのか、その2点だけお尋ねします。

○委員長（野原恵子） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） バルーンライトでございますけれども、現在10台ということで先ほどお答えしましたが、主要避難所ということで地震時の避難所が32カ所ございまして、その半分であります16カ所ということで、それと本部等ほかの場所ということで3カ所、16カ所プラス3カ所で19カ所ということで、その2分の1を備蓄するという計画で、現在進めてございます。

それで、備蓄する場所は、現在は、JA幕別の借りている備蓄倉庫に備蓄しているわけでございますが、今後の備蓄計画に基づいて、幕別の集中備蓄庫あるいは札内の集中備蓄庫、札内につきましては人口が多いですので、分散備蓄庫、南地区と北地区に備蓄する予定でございます。あわせて、忠類地域ともあわせて、配分して備蓄する予定でございます。

以上です。

○委員長（野原恵子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） ふるさと納税の関係でございますけれども、ふるさと納税につきましては、平成28年度4月から7月までで約1,300万円、現状ではそういう数字にはなってございますけれども、これは時期的なものがございまして、12月、年末に近づくにしたがってどんどんふえてくるというようなこともございます。

それと、町の歳入を考えた場合に、やはり概ねですけれども、経費と差し引いて4割程度は町の一般財源ということになりますので、そういったこともありまして、メニュー等の更新といたしまししょうか、そういったことも随時行っておりますので、そういったことを踏まえて引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） はい、藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） はい。ふるさと納税のほうはわかりました。

そのバルーン投光機が、備蓄庫にしまっておくというのはちょっと納得がいかないのですけれども。

8月17日、忠類全戸にわたって停電になりましたけれども、その日、私、総合支所にちょっと顔を出してみたのですけれども、総合支所は暗い中、ろうそくをつけながら作業という状況でございました。非常用電源はないのかということで聞いたところ、非常用電源は、忠類総合支所の場合は設置してございませんということで、発電機、投光機等はないのかということで聞きましたら、あるところに今あって、それを持ってきて発電をしたということでございますけれども、発電機の燃料というのは、何時間かしかもたないという状況がございまして、その今回言っているバルーン型投光機というのはLEDで、消防にもあるのですけれども、これは非常に明るくて熱も余り出ないと。で、1基84万9,000円、ちょっと高いのですけれども、これは非常用電源としては非常に有効ではないかというふうに思います。

それで、やはり避難所に置いておくことが私はベストだと思うのですけれども、それを一々備蓄庫に置いて、それからとってくるという手間をかける必要がどこにあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 現在、避難所に指定させていただいているのが、主要避難所というのが、小学校、中学校等が主になっております。これら備蓄品や資機材については、その保管ですとか管理にも非常に重要な部分がありますので、この後、先ほど課長も申し上げましたとおり、札内は集中備蓄庫

のほかに2カ所、それから忠類は忠類の総合の備蓄庫ということで、その備蓄庫に保管することで管理運用を本部のほうできちんとした上で、避難所に持っていくという体制をとっていきたいというふうに考えています。

あと、学校のほうに、すぐ使う看板ですとか、住民の方が避難されたときに、避難した住民の方たちの手によって、その場を避難所として運用していく部分の機材については、一部、学校にお願いして、学校の一部、場所を借りて置かせていただいているものもありますが、集中管理が必要なものということで、このバルーンライトとか投光機については、集中備蓄庫で管理していきたいと考えております。

○委員長（野原恵子） そのほかに。

（関連の声あり）

○委員長（野原恵子） 関連、中橋委員。

○委員（中橋友子） 関連と言っていていかどうか、今バルーンということで、避難用の照明器具ですよ。今回の震災を受けまして、特にその非常用電源の整備という点で、頑張ってこれから整備していかなければならないというふうに感じたところなのですが、現状では、幕別町の非常用電源の整備というのは、今、避難場所は79カ所と押さえておりますけれども、その中で、発電機でありますとか、今のバルーンライトもそうですけれども、それから幕別町は、電源の要らない暖房機も置いてはいるのですけれども、いわゆる電源、発電機等、それぞれの力量のあるものを置くことによって、停電の回避あるいは暖房の操作、さまざま使われていて、避難者を救助するということにつながると思うのですが、その非常用電源の整備状況、これは一体どのようになっているかお尋ねいたします。

○委員長（野原恵子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 避難所につきましては、それぞれの避難所の、例えばコミュニティセンターであったり学校とかは、それぞれの非常電源という考え方にあると思いますけれども、うちのほうで考えているのは、避難所に指定した場所に、こちらから、先ほど申し上げましたとおり、常備しているものを持ち込んで電源とするという考え方をとろうと考えております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そういった、まず、備蓄庫であって避難所に運ぶという、それはそのときの状況によりまして必要なところに運ばれるということで、これも改善が必要だというのが、今の意見だったとは思いますが、そもそも備蓄庫に置かれている非常用電源というのが、どのくらい確保されているのか。

と申しますのは、こんなに低いかないというふうに自分も心配したのですけれども、ことし報道機関で、1月の初めの調査ということで、十勝管内全域の非常用電源の整備状況というのが発表されていたのですよね。

全体として、まだまだ2割弱で低かったのですけれども、特に、幕別がその10分の1の数字になっていましてね、こんなに整備されていないのかと。いざというときに活用する場合に、何を優先するかということはもちろんありますけれども、電源を確保するというのも大変なことだというふうに思っていて、それで今どれぐらいまで整備されていて、今後どういう計画を持ってそれをふやしていくというふうになっているのかなというふうに心配しまして、お尋ねをいたしました。

○委員長（野原恵子） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 避難所における非常用電源ということで、発電機を配備しているわけなのですが、現在、計画上は20台のところ24台備蓄しております、先ほどの委員が申された新聞記事については、ちょっと今把握していないのですけれども、それでいけば、ある程度、地震時の指定避難所が32カ所でございますので、1避難所1台といたしましたら、そのうちの24カ所配備できるというような形になっているところでございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 押さえ方がどうかということも確かにあると思いますから、実際にきちっと設置されているということが大事だというふうに思います。34カ所のうちの24カ所の対応が可能だということであれば、あと10カ所程度、整備すればいいのかなというふうに思うのですけれども、これも早い時期にきちっとやっていく必要があるのではないかと思います。

私が最初に申し上げました非常電源というのは、報道では、幕別町全体では79カ所にありまして、非常用電源整備率というのは2.5%にしかなくなっていなかったのですよね。十勝全体では18.6%ということで、これも低いのですけれどもね。

そういった状況から見て、いろんな手法がありますから、そこだけの数字を見て怠っているというこ

とではないというふうには押さえております。それで、今伺いました。残りの 10 台も大変急がれると思います。早期の対応を求めて、質問、関連質問ですので終わりたいと思います。

- 委員長（野原恵子） 質疑の途中ですが、これから 10 分間休みに入りたいと思います。
それでは、11 時 20 分まで休憩といたします。

11:08 休憩

11:20 再開

- 委員長（野原恵子） それでは、引き続き総務費について質疑を行います。
（関連の声あり）

- 委員長（野原恵子） 関連、小島委員。

- 委員（小島智恵） ふるさと寄附に関して関連なのですけれども、先ほど藤谷委員の質問でその収入の部分ですね、町外からの寄附の実績はお示しいただいたのですけれども、逆に町民の方が他の自治体に寄附をされて住民税が減収される部分の、その実績のところをお聞きしたいのと、それと 2 点目ですけれども、一部品切れ中というのが早期に出てくる品もあると思うのですけれども、人気の品なんかはそうだと思うのですけれども、できるだけ早期になくならないように調整できないものなのか。

そして 3 点目、今後なのですけれども、今、台風 10 号の被災による緊急支援として記念品のなしとかでも、今、含めて募らせていただいているのかなというふうに思うのですけれども、それは地元紙で知った限りではあるのですけれども、以前予算でも質問したと思うのですが、法人寄附ですね、国のほうで制度ができたばかりということで、予算のときは整備が未定だというような話もあったのですけれども、その法人寄附を積極的に推し進めていくということを考えられないのかお伺いします。

- 委員長（野原恵子） 総務課長。

- 総務課長（武田健吾） ふるさと寄附についてでございます。

初めに、町内の住民税とかに対する影響なのですけれども、平成 26 年分の確定申告、平成 27 年度の課税になりますが、これ実際まだ数字が少し動いているところがあるのですけれども、私どものほうで把握しているのは、ふるさと納税として町外へ納税された方、50 件で 215 万 9,200 円。ですので、これをベースに町民税の減収分を算出いたしますと、67 万 1,530 円が減収になっているのではないかとこのように算定しているところでございます。

次に、商品が早期になくなるといってございましては、これにつきましてはどうしても農作物等、天候の影響などで思っていたような収量が確保できない場合もございまして、この辺数字が予定していたものより多く申し込みをいただいた場合には、どうしても品切れですとか、現在、商品を確保中というふうになってしまいますけれども、この辺もなるべく年間通して商品が寄附者の方の目に届きますように、事業者のほうと調整しながら取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

あと、今回の台風 10 号に関連する浸水被害等に関する寄附に関してでございますけれども、報道等でも目にされていることだと思いますけれども、今月の 9 日から、このふるさと納税を行っておりますふるさとチョイスのインターネットの画面上に、災害の緊急寄附ということで新たにページを設けまして、幕別町への寄附、これについては返礼品を行わない、純粋に寄附をしていただくということで寄附者を募っているところでございますけれども、今朝の段階でございますけれども、47 件の寄附がございまして、金額で申し上げますと 73 万 5,000 円のご寄附をいただいているところでございます。

それと、企業版のふるさと納税につきましてであります。我々、最初にこれに取り組もうとした段階では、企業が各自治体に寄附をしたら、現在 3 割の優遇が受けられるというふうに聞いておりますけれども、さらに 3 割、約 6 割の税制的な優遇が見られるということで話を聞いていて、特に細かい縛りというのは、その話を聞かされた時点では、国からの話を聞いていた時点ではまだなかったのですけれども、現在、話が進んでいく中で、企業版については、自治体が定める、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」これを企画立案して企業側に相談を行い、寄附の見込みを立てていただくというふうに、事業メニューを用意して企業と寄附のご相談をさせていただくというふうに内容が改めて示されたところでございます。

これにつきましては、地方創生の担当部署とまた連携を図りながら、実際に寄附が見込める事業を組み立てていけるのかどうかということも含めまして、今後、協議を進めてまいりたいと思っております。
以上です。

- 委員長（野原恵子） 小島委員。
- 委員（小島智恵） 町外への町民税の流出ということですが、それをもってもこのふるさと寄附の事業は、金額ベースでプラスになっているというふうに理解しております。
- 品切れについてなのですけれども、天候の影響という話もあったのですけれども、たしか私もふるさとチョイス等見てみたのですけれども、ジンギスカンとか天候にちょっと関係ないものもあったのかなと思うのですけれども、できるだけ事業者の方にも要望というかお願いをしまして、できるだけ今メニューあるもの切らさないように、例えば品がないからといって寄附をやめようとかという、そういうことになったりしないように、要望というかお願いしていただきたいなというふうに思います。
- あと企業版については、協議するというので、早期に推し進めていただきたいなというふうに思います。
- 委員長（野原恵子） ほかに、総務にかかわる。
- 荒委員。
- 委員（荒 貴賀） 2点お伺いいたします。
- 92 ページ、2 目広報広聴費、13 節委託料の中には入ってくると思うのですが、町のホームページについて、本来であればここに関連予算として委託していれば入ると思うのですが、ないので、管理運営は町でやっているのか。その場合、更新は各部署で行っているのかというところ。
- あと、住民の声を聞く掲示板もホームページにはあるのですが、今の形態でいくのか、もしくは投書を受けてから閲覧できるようにするような考えはあるのかというところを聞きたいと思います。
- 二つ目が、117 ページ、23 目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の 8 の報償費と 11 の需用費の中にあるのですが、忠類地域魅力発信事業の謝礼、あと消耗品費の中でなののですけれども、忠類魅力発信事業の一つの和歌山大学観光学部との連携事業で、資料によりますと、今年度 97 万円を使用しているのですが、今年度で 3 年目を迎えると思うのですが、3 年間で動いたプロジェクトがあるかどうか、お伺いしたいと思います。
- 以上です。
- 委員長（野原恵子） 政策推進課長。
- 政策推進課長（山端広和） まず、1 点目のホームページの部分でございますけれども、ホームページの管理につきましては、こちらの 13 節に入っております、電算機器保守点検委託料、これがいわゆるサーバーの部分でございます。それと細節 6 の業務用ソフト保守点検、これがホームページのソフトの管理という形になります。
- 日常的な部分の管理につきましては、基本的には各部署においてホームページのページの修正等につきましては、各担当部署で管理しているといった状況でございます。
- それと、掲示板の部分でございますが、掲示板につきましては、基本的に内容を確認する必要性があるものですから、例えば誹謗中傷ですとかそういった中身によっては、公開・非公開という部分の判断が必要になってくることから、こちらにつきましては、こちらのほうで入った時点で内容を確認して、そういった事項に当たらないかどうか、その上で判断して公開非公開という形で決定しているものでございます。
- その後、その質問に応じまして、各担当部署のほうで回答しているといった状況でございます。
- 委員長（野原恵子） 地域振興課長。
- 地域振興課長（小野晴正） 忠類地域の魅力発信事業の関係で和歌山大学との官学連携事業についての関係なのですけれども、本年度は実施していませんで、実際実施したのは 2 年間です。
- 行った事業といたしましては、関連の事業といたしましては、昨年 27 年度なのですけれども、ナウマン象の記念館でペーパーアートということで、大きな折り紙をつくって子供たちに参加してもらうというような事業をまず 1 点行いました。
- それから、サイクルマップということで、これも 27 年度の事業なのですけれども、サイクルマップを作成しまして、忠類地域、近郊の大樹、更別も含めてサイクリングコースをつくりまして、マップを作成したというような中身になってございます。
- 関連しまして、サイクルスタンドを作製しまして、10 台設置してございます。
- また、丸山展望台が木材が不足している関係もあったものですから、その部分についても昨年実施しております。
- それから、道の駅のところにある大きな看板があるのですけれども、その改修等も実施いたしました。

以上でございます。

○委員長（野原恵子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） わかりました。町のホームページの更新状態がとても遅く感じます。全体がというわけではないのですが、例えば一つだけ言ってそこだけが悪いというわけではなくて、全体的に言えることなのですが、一つ例を挙げますと、例えば6月議会で保育所、幼稚園の料金改定がありました。7万7,100円税込より低かった人たちに減免しますよという制度をとったと思うのですが、新聞報道で幕別町独自に減免を設けましたというふうに報道があったと思います。実際に、町のホームページに改定表がいまだに反映されていないのですよ。ですから、今のままで多くの方が今月には保育料の改定が送付されてきているのですけれども、そういうことを知らずに通知が来て前期より安くなったと思っただけで、町としてそういう事業をしているということに気づかないのですよね。やはりそういった意味では、町でこういうことをやっていますという改定があったら、このように変わりましたとわかりやすく書いていただきたいと思います。そういう図式化することとても重要になりますので、文章だけだと並べるのではなくて、わかりやすく枠に入れていただければいいと思います。

特に、幕別町を検索すると、議案説明資料がとても上位に上がっていることが多いので、文言が入っていないのですよね。要は変わったことは書いてはあるのですけれども、どのように変わったのか、なぜ変わったのかという説明がないものですから、その辺も入れていただきたいなと思います。

2点目の和歌山大学のほうは、2年間ということで、ことしも計画はあるのか何か。ありました、はい。私的にはIターンでほかの町村でやっているのですけれども、地域おこし協力隊を都市部の方から迎え入れて、町のために正規雇用して働いていただいたほうが雇用も創出できますし、その土地の町を、自分たちの地元がわからない新しい視点が入るのかなと思いますので、その辺についても、今後、町として考えているのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） 今、ご質問ありました関係につきましては、地域おこし協力隊の関係なのですけれども、今現在、忠類においては、まだそういう方向では考えてはいないのですけれども、観光施設が集中している関係もございますので、今後そういった形で設置できないかどうかを検討していきたいと考えております。

○委員長（野原恵子） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） ホームページの更新の部分、一部更新が遅いのではないかなというようにお話だったかと思います。

場合によっては、担当部署の部分でこれを更新するのですが、私どものほうも当然ホームページを管理するという部分の担当でありますことから、逐次その辺の情報管理については、わかりやすく表現するという事も含めまして、各担当部署のほうに今後の更新等について必要に応じた修正、あるいは更新をするよう努めていただくように周知したいと思っております。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

小川委員。

○委員（小川純文） 124ページ、4項選挙費の2目の知事道議選挙と3目の町長町議選挙の関係でお聞かせいただきたいと思います。

これは、職員費のほうとも関連するかと思いますけれども、選挙でありますので、選挙業務で聞かせていただきたいと思います。

選挙に役場の職員さんが従事している部分は、ここには入っていないように感じるわけでありましてけれども、知事選、町議選で職員さんが期日前投票等々、また選管への出向等々、また投票所、開票作業等で総計何人がこの選挙に携わって、休日出勤、残業手当等々含めましての、そういう通称で言う残業手当が幾らかかっているものか。

ここの、総額の前算の中に含まれてはいないのではないかなと思うのですけれども、知事選と町長選についてお教えいただきたい。

また、知事選については、その1回出して、その費用が道からどのぐらい費用弁償されているのかもあわせてお教えいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 今、ご質問いただいた職員何人ぐらいがかかわっていて、残業代が幾らか、また道補助が幾ら入っているかということなのですが、現在、手元のほうに資料を持ち合わせてい

ない状況でございます。

○委員長（野原恵子） わかりましたら、後でこちらで答弁していただきたいと思います。

（関連の声あり）

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 選挙にかかわりまして、関連質問をさせていただきます。

今回の 27 年度は知事選挙、そして市町村長選挙、そして町議選挙ということなのですが、選挙にかかわって投票率は、比較的的地方選挙は国政に比べては高いのですが、幕別町も年々低下する傾向にあります。

それで、この投票に行かれた方たちの、わかればなのですが、年齢区分でそれぞれの投票率を出されているのか。28 年度からは 18 歳ということになりまして、これはこの決算には出てまいりませんのでお尋ねしないのですが、投票率を少しでも上げて、選挙をするというその行為を保障するという仕事をしていかなければならないと思うのですよね。

そうしますと、投票率が低下していく要因等も分析していかなければならないと思いますので、年齢別の投票率を示していただければ、示してください。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 年齢別の投票率ということなのですが、さきの参議院選挙では 18 歳、19 歳が新たに選挙権を持つ若者となったことから数字は出しておるところでございます、18 歳は投票率が 42.62%、19 歳が 32.16%、合わせますと 37.86%と、本町の投票率はなっているところでございます。

今、委員のご質問にありました、町長、町議、また知事選にかかわります年齢別の投票率というのは、数字としては出していない状況でございます。

○委員長（野原恵子） 事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（菅野勇次） 投票率の関係なのですが、年齢別ということになりますと、これ投票した結果ということになりますので、選挙人名簿を全部洗い出しをして、年齢別に拾っていかなければならないという作業がございますので、かなりの時間を要することになるかと思っておりますので、それらについては、また今後そういった研究もしていかなければならないというふうには思いますが、現段階では拾うようなことは考えてございません。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 18 歳、19 歳を出されたというのは、新しい制度としてスタートして、そこをどれだけきちっと選挙に行かれたかということを掌握し、この制度を充実させていくということになるのだろうと思います。

同じように、先般も一般質問で出されておりましたけれども、高齢によって投票所に足を運べないという状況が声としてたくさんあるのです。改善する必要があるのではないかということではあるのですが、では実際どのぐらいなのか、どういった人たちがそういう状況に置かれているのかというのは、聞き取りなどもされて改善に向けることはできると思いますが、しかし、投票率で見ていくことが総体的に判明する大きな分析の数字になっていくのではないかと思いますとお尋ねしたのです。

今後、その改善に向けるときに、膨大な作業ということでもありますから、全部を出してほしいとかということよりは、そういったことを改善する、つまり投票率を上げていくための改善策の一つとして、高齢者の投票率あるいは障がい者等の投票率などなど、研究されていって、改善に向けることが大事ではないかと思ってお尋ねしたところです。どうでしょうか。

○委員長（野原恵子） 選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（菅野勇次） 例えば高齢者に的を絞って、さっき言った名簿から拾い上げるだとかそういったことは、ある程度はできるかなというふうには思っていますので、そういったことは、今後、お時間がかかりますので研究していきたいというふうには考えております。

○委員長（野原恵子） それでは、今の選管に係っては、小川議員の質問に対しては、後で回答いただくということで。

ほかにございませんか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ページ数 114 ページの 21 目の合併 10 周年事業費の細節 13 委託料の 6 番、DVD 作製委託料、ここについてお伺いしたいと思います。

この DVD の活用は、どのようにされているのか。また、希望者が本当に 10 周年という節目の DVD をつくられたと思うのですが、それについて希望者がいれば手に入れることができるのか。また、こ

としの開町記念日、10月1日の開町記念日にも、このようなDVDを皆さんに見ていただくような予定があるのか。また、ふだん記録として流されているのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） DVDの部分につきましては、今後の部分でございますけれども、庁舎の1階のロビー等で流したいとは考えておりますが、今現状で具体的にこういった部分で活用するという部分では、貸し出すだとかという部分は、コピー等も、コピーといいますか、今1枚しか現状としてないものですから、その辺の活用については申しわけございません、今後検討したいと思っております。

○委員長（野原恵子） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） これ、1枚しかないということですか。

○委員長（野原恵子） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） 失礼しました。2枚ございまして、申しわけございません。1枚は既に1階のロビーで流したりはしております。1枚は、保存用ということで保管しております。

○委員長（野原恵子） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） これ、せっかく幕別町ということと、忠類との合併ということで、この10年という節目でつくられたDVDだと思うのですけれども、忠類のやはり支所の中でも見ることができるといような場面もつくるべきではないかなと思います。また、忠類の方たちが見る機会をつくるということも、十分考慮する必要があるのではないのでしょうか。また、行事などでも流しながら見ていただくなどといういろいろな方法を考えながら、もっともっと、せっかくつって次の年になったら合併11年になってしまうのですけれども、11年だから流してはいけないということはないのですけれども、できるだけせっかくつったDVDを皆さんに幅広く見ていただくという努力は必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） 例えば、機材といいますか、当然そろっている部分もありますけれども、そういった部分で大きな会議等で前段で流すだとか、そういった活用はできるのかなというふうには思っております。

外部で貸し出しという形になると、その辺は今後検討していかなければいけないと思いますが、より多くの方に見てもらえるような形の検討は今後考えたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 開町記念日に流すのかというの。

総務課長。

○総務課長（武田健吾） 先ほど、最初の質問で開町記念式に流すのかというご質問をいただいたかと思うのですが、現在のところ、通常どおり、例年どおりの式典の内容というふうにご検討しております。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

（関連の声あり）

○委員長（野原恵子） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） 2点質問を行いたいと思います。

決算の104ページ、105ページ。職員厚生費、その中で13節委託料の5職員研修委託料、あるいはその下、職員研修負担金とかに係ると思います。

資料の45ページに、職員研修について一覧が書かれております。27年度から新しく始まった研修が幾つかあります。地域自主防災訓練研修から職場のハラスメント研修等ですね。これ新しく始まったおのおの研修の中身について、またそれがどのように生かされたかについて質問したいと思います。

あと、もう一点ですね。また104、105なのですが、14交通防災費、資料では46ページになります。地域防災訓練が大きく行われましたが、そのかわりに公区単位での防災訓練及び出前講座が少々数が減っていると思います。

台風10号で公区ごとの動きに大きな差があったと思います。こういった、今こそ小さな単位での防災訓練の啓発を行っていくべきではないかと考えますが、以上その2点について、いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 研修についてでございます。

新しく取り組みをさせていただいた研修、この中には地域自主防災訓練研修から職場のハラスメント研修までということですのでよろしいでしょうか。

地域自主防災訓練研修につきましては、昨年度、南小を会場に実施されました地域防災訓練、その中

に職員も研修という位置づけで参加して、実際に防災訓練の中で職員として動きを行ったところでございまして、今後の防災に関する意識づけ、そしてまた、職員としてどう携わっていいかということの研修ということで考え、実施させていただいたところでございます。

アンガーマネジメント研修につきましては、お客様と対応する中で、なかなかお客様が感情的になられたりだとか、クレームだとか、そういう場面というのが多々想定されると思うのですけれども、その際に職員として自分の怒りをコントロールできるようにという研修でございまして、この中ではそれぞれ職員の気質を、それぞれ固有の気質というのがございますので、それを分析して、実際にそうしたら、どのような対処で自分の怒りをコントロールしていいのかというふうな研修を行ったところでございまして、これはそれぞれ日常業務を行う中で生かされているのではないかとこのように考えております。

情報セキュリティ研修につきましては、いわゆるパソコンの情報セキュリティでございまして、昨今ウイルスですとか、また年金機構の情報漏えいなど、情報のセキュリティに関する知識、また対策というのが必要に迫られているところ等もございます。そういったことを外部講師を招きまして、研修を行ったところでございまして、これについても日々の業務の中で生かされているのではないかとこのように考えてございます。

最後に、職場のハラスメント研修でございますけれども、一般質問でもご質問にありました研修なのですけれども、これにつきましては、男女の共同参画の関連する研修として、性別の分担意識の解消、そういったことを職員にも意識してもらいたいということで開催をしたところでございまして、意識づけにはなった研修になったのかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○委員長（野原恵子） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 小さな単位のと申しますか、公区単位での防災訓練の実施についてということでございますけれども、委員おっしゃいましたように出前講座とか、そういったものでPR、あるいは各公区の自主防災組織から要請のある場合に、そういったことをぜひ推進していきたいというふうに考えているところでございますけれども、現在、昨年 27 年度に実施いたしました、南小校区、対象公区 7 公区あるのですけれども、その公区の町が主催の防災訓練を実施した後でも、その 7 公区につきましては、引き続き連携協議会というものをつくっていただきまして、毎年と申しますか、可能な限りだと思っておりますが、ことしにつきましても 7 公区共同の訓練の実施を計画されているところでございます。

あわせて、そういった各自主防災組織、あるいは公区におかれましても、公区単位、あるいは自主防災組織単位、実施しておられますので、そういったことをほかの公区の方、自主防災組織の方にも周知をいたしまして、積極的にそういったことに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（野原恵子） ほかに。

（関連の声あり）

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今の公区行政についてはちょっと関連もありますので、何点かの質問の中の一番最初に、公区のことにかかわりましてお尋ねします。

111 ページの 18 協働のまちづくり支援費の中の、公区の組織率について伺います。

資料をいただきました。それを見ますと、公区の組織率は幕別市街では、若干加入率が高くなりまして 93.6、しかし札内市街については、下がって 80.2 という数字が示されております。

これは微減ではありますが、毎年毎年減少してくる傾向にありまして、過去にも議論をさせていただいてきましたけれども、公区行政というふうになると、行政の末端機関というふうになると、例えば札内の 2 割の人たちに、実質的には公区に入られていないわけですから、いろいろな手だてをとって情報が伝達されるようにはしてきておりますが、しかしこの状況は、やはり力を入れて改善をしなければならない状況にあるのではないかなというふうに思いました。

特に、今回の防災にかかわるようなことは、公区に加入するしないを除きまして、全町民の安全を守るという町の責任上、情報が伝わらないという状況はつくってはならないというふうに思います。この点で、どのように、今、考えていらっしゃるか伺います。

○委員長（野原恵子） 関連だけで答弁いただきまして、休憩に入りたいと思いますので、公区にかかわりまして答弁をお願いいたします。

住民生活課長。

- 住民生活課長（山本 充） 町内会の未加入もあわせてですけれども、公区の加入率が減っているということでこの点に関しましては、各地区ごとの公区長さんを選出しての検討委員会というものがございまして、その中でお話をさせていただいた中では、やはり最近の葬儀のあり方も変容してますし、あと公区加入のメリットが少ないなど公区長さんからいろんな意見を伺っております。

そういった若い人たちとか、そういった方が気軽に町内会、公区に加入できるような呼びかけについて検討していきたいということになっておりまして、今年度、先進地視察ということで、そういった活動をされている自治体等を研究させていただきたいということで考えておりますので、なるべく未加入者が今後減っていくような手だてを考えていきたいというふうに考えております。

- 委員長（野原恵子） 中橋委員。

- 委員（中橋友子） 取り組みを強化していただきたい。

そして、公区と町内会とすみ分けて、きちっと対策をとるということが大事だと思います。

幕別の場合は、公区制ということは繰り返し言ってきたことですが、町内会の、例えば葬儀の問題とか今おっしゃられましたけれども、私はこの防災の問題にかかわっては、町民の隅々まで情報をきちっと伝達して、そして命を守っていかなければならないという責任がありますよね。それを果たす上で、今まで幕別町は、先ほどもありましたように防災訓練をすとか、公区を通してのそういった指導が中心の防災対策だったと思うのです。

今回、自分たちが体験してみて、町内会ごとの取り組みの差にも驚きましたけれども、未加入の方たちのその対応、避難所の中には全く避難命令出ていないところであっても、公区に入っていないということで不安を抱えてこられるとか、あるいは日常的な防災マップも含めて、きちっと手にしていないとか、そういった初動の段階での不備といいますか、現状が浮き彫りになりました。

ですから、そういうことを考えまして、今、協議会もつくられて強化されていくということでありますから、ぜひそういったところも、今回の教訓を生かして対策をとられるように求めて終わります。

- 委員長（野原恵子） それでは、審査の途中ですが、休憩に入りたいと思います。

総務は、引き続き質疑を行いたいと思います。

質問を予定される方いらっしゃいますか。総務費。

わかりました。では、1時から再開いたします。

では、休憩に入ります。

12:00 休憩

13:00 再開

- 委員長（野原恵子） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、引き続き総務費の質疑を行いたいと思いますが、午前中、小川委員から知事、町議選挙にかかわる質問がありましたので、先にその答弁をいただきたいと思います。

選挙管理委員会書記長。

- 選挙管理委員会書記長（武田健吾） 午前中お答えできなかった選挙にかかわってでございます。

職員の選挙にかかわる従事者数と、時間外手当、あと道からの委託金の金額についてでございます。

初めに、知事道議選について申し上げます。従事者数は100人でございます。時間外手当につきましては、実際は27年度前の26年度中から時間外が発生しておりますので、それを合わせた金額で申し上げますと、587万2,524円でございます。知事道議選挙にかかわりましては、道からの委託金が入ってきてございます。これも26年度と27年度合わせた金額で申し上げますと、1,680万2,064円でございます。

続きまして、町長町議選でございます。選挙に従事した職員の人数は103人でございます。時間外手当は417万205円でございます。町長町議選にかかわる経費については、道からの委託金はございません。

以上でございます。

- 委員長（野原恵子） 小川委員。

- 委員（小川純文） 今、残業手当の分についてのご説明があったと思いますが、私の認識の中では全部残業手当かなという関係もしておりましたけれども、この100人の人数の前に、これは従事者数ですよ。それで、587万という残業手当が出ていますけれども、お聞きするところでは、昔は全部残

業手当で対応していたという経過があろうかと思えますけれども、今は、振りかえ休日の対応策をとっているのだということもお聞きしているのですが、間違いかもしれないですけれども、その点についてのご説明と振りかえ休日の、逆に言えば実人数はどのぐらいになるのか。

それと、もしこれが前回と同じような残業手当で対応していたとなった場合に、どのぐらいの、ここに載っている選挙費用とそういう人件費の部分が、本当に選挙にかかった費用ということになるのかと思えますので、その部分についてお教えてください。

○委員長（野原恵子） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（武田健吾） 時間外については、実際に振りかえで休みをとることができることになっておりまして、それですと支給率が、振りかえで休みをとった場合には下がる形になります。

その影響がどれぐらいかということなのですが、それについては、手元のほうに今数字はないのですが、およそではあるのですが、それを振りかえではなくて、実際に時間外として支給した場合については、150万円程度増加するのではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（野原恵子） 小川委員。

○委員（小川純文） 選挙関連で、ここで残業関係の部分でも約1,000万円程度の支出があるということで、この職員さんの費用につきましては、選挙の項目でも職員費の残業のところでは入っているのですが、そこにも詳細な、別執行機関への部分というものが名義がなかったものですから、この選挙費の中でお聞きさせていただいたのですが、できればそこら辺も分けてわかるように明記をしていただければ、非常にこちらわかりやすいと思えますので、それをお願いして、私の質問はこれで終わります。

○委員長（野原恵子） 答弁はいいですか。

○委員（小川純文） 答弁はいいです。

○委員長（野原恵子） ほかに質疑のある方、挙手をお願いいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2点お尋ねいたします。

ページ数では115ページですが、20目新庁舎建設にかかわりまして、お尋ねをいたします。

平成27年度の決算でありますから、必ずしも今の実態という点では28年度にかかわる部分もありますけれども、お許しをいただいて質問をさせていただきたいというふうに思います。

庁舎がスタートいたしましたのは、新しい庁舎から業務が開始されましたのは、5月の連休後であります。当初のさまざまな庁舎建設にかかわるそれぞれの配置のあり方ですとか、建物の内容については十分職員や住民の声を聞いてスタートされたというふうに思います。

それで、実際にふたをあけてみると、なかなか当初の説明されていた中身、あるいは予定していたこととちょっと違って不都合が出るぞというような声も聞こえてきておりまして、まずそういった点では、新しい庁舎で業務を開始された後に、可能な限り早急に改善の余地があるところはなかったのかどうか、そういう聞き取りも含めて対策はとられてきたのかどうか伺います。

117ページ、プレミアム商品券発行事業5,165万円、これは今までの商工会中心のプレミアム発行券と違いまして、地域活性化事業、地方創生にかかわる事業でありましたから、発行額も範囲も大変広いものがありました。

これは、どのぐらいの町民に活用されたかというのは、発行枚数はわかるのですが、なかなかそこまではわからないところではありますが、せつかく出されたお金でありますから、何とか地域の活性化の中に真に生かされた事業であってほしい、そういう結果であってほしいというふうに思っております。

それで、地元の商品にかかわりましては、地元業者にどれだけとか、あるいは本社などがここに存在しないところがというようなところで、どれだけという区分はなかなか難しいと思ひまして、あえてそういった点で効果があったかどうか見えるのは、誘客促進事業であったのかなというふうに思います。

145ページに詳細な内容が、報告が載せられておりますので、これはそれぞれの施設がこの事業によって、できれば利用客がふえたと、大幅にふえたということも含めて、効果としてあらわれていたのかどうか、そういった把握はされているのかどうか、伺いたいと思ひます。

次です。毎年お尋ねしております、119ページの十勝圏複合事務組合の負担金にかかわってであります。

これは、今回の資料によりますと、13件委託されまして、回収率21.02%ということになっております。最低幾らから機構に委ねられていて、約8割近くが回収されなかったわけですが、この回収されなかったところで、後に執行猶予と申しますか、そういうものに至った経過があるのかどうか。

同じく、資料の中では、処分状況が書かれています。243件処分されております。これも最低金額はどのくらいから処分されたのか、伺います。

○委員長（野原恵子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 私のほうからは、庁舎建設にかかわって、供用開始後どのような不都合があって、どのような改善、対策をとったかというようなこととお話ししたいというふうに思います。

連休明けに庁舎供用開始いたしまして、その後、やはり例えばトイレが奥側にあるものですから、トイレの位置がわかりづらいですとか、会議室もどちらかという正面の入り口から、南側から向かって北側のほうにあるものから、お客さんが入ってきたときに会議室がわかりづらい、表示もわかりづらいというようなこともございました。

そういったことと、それからあとは職員の配置が例えば農業委員会の位置ですとか、1階の中央ブロックのところが混み合っていてわかりづらいだとかというようなこともございまして、庁舎内部でどういったご意見、要望があるか、町民の皆さんから例えば窓口でどんな声があったかだとか、そういったことも聞き取りをしながら、庁舎内部で検討組織を設けて、できることについては、すぐ改善しようということで改善を行っているところでございます。

例えば、会議室の位置でしたら、表示が正面にしかないのでも、例えば入り口のドアのところに文字を入れて「会議室2A」ですとか「2B」ですとかそういったのを表示して、横から見てもわかるようにするですとか、そういったようなことをしたり、あるいは一番大きいのは職員の配置がえということで、まず1階の住民福祉部でございまして、福祉課が中央ブロックにあったのでも、その福祉課を東側のブロックに配置がえをいたしました。それから2階の農業委員会を経済部のほうに、西側のブロックに移動いたしました。

そういった、より住民の方の利便性に配慮した、わかりやすい配置がえを行うなど、対応をしたところでございます。

○委員長（野原恵子） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） プレミアム商品券発行事業補助金と誘客促進事業補助金についてであります。

ご質問の1点目のどのくらいの町民の方にご利用いただいたかということでありますが、4,744人の方にお買い求めをいただいたところであります。

次に、ご質問の2点目、地元の事業者の方の使われた割合であります。今回はご承知のとおり大型店舗も全て使えるということにいたしましたことから、地元商店で使われた率につきましては、26.88%ということで、大型店には7割強が流れたという結果でございます。

ご質問の3点目、誘客促進事業の効果についてであります。この事業につきましては、旅行閑散期にそれぞれの宿泊施設で旅行商品をつくって割引をした分、町から補助をさせていただいたものであります。今回期間中に、合計で1,112人の方にご宿泊をいただきました。そのうち、宿泊団体の代表者であります361人に対しまして、アンケートを実施したところであります。

その結果によりますと、幕別町外で旅行を予定していたり、もともと旅行をする予定がなかったという方が79.2%いらっしゃいまして、かなりの数が今回の事業をきっかけに幕別町に訪れていただいたという結果となっております。

また、宿泊施設に対します助成金額は388万円ほどであります。宿泊した人たちが総額で幾ら使ったかということもアンケートでお聞きしておりますけれども、支出については1,350万円強の支出がございまして、経済効果といたしましては3.5倍くらいの効果があったものと認識をいたしているところであります。

以上です。

○委員長（野原恵子） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） 十勝圏の滞納整理機構の関係ですが、最低金額で引き継いだ金額は、滞納額16万8,029円です。その中で、未回収に終わって、執行停止のことだと思っておりますけれども、執行停止を行ったものはありません。

町の処分状況の最低金額ですが、郵貯銀行に郵送で差し押さえを行って、21円差し押さえをしております。

以前から決算の中で、この議論はされていると思うのですけれども、先回りしてお答えしますけれども、差し押さえについて有益無益という判断があるのですけれども、時効の中断については第三者がいなければ時効中断しませんので、差し押さえというのはこのために行うこともございます。

時効が中断しなくて、漫然と時効を迎えてしまって、不納欠損ということはしておりませんので、それを防ぐためにも執行をしているというような状況です。

以上です。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、庁舎のことです。

町民の方からの声というのは、大体今お答えいただいた中身、自分たちも聞かせていただいている中身と一致するところがほとんどでありまして、配置がえも含めて取り組まれる。もちろん、今お答えいただきましたけれども、こういった建物でありますから、大きく会議室を広げるとか、そういうことは難しくても、そういった内部の調整によって変えられるというのは、今後も速やかにやっていただきたい。

もう一つ、職員の皆さん、どういう受けとめ方をされているかなというふうにするのですけれども、たしか特別委員会、議会でも開催されて、建設のときに希望する声なども聞いていただいた経過があったのですけれども、例えば女子の控室の女子固有の体のふぐあいなんかもできたときには、畳の部屋を設けていただいてなんていうのも、要望として私ども上げさせていただいていたのですけれども、実際にできしてみると、どこを探してもそういうのはないのですよね。

また、更衣室なども、最初は何も入っていないときはとても広く見えたのですけれども、実際に入っていきますと、もうびっしりで、名札からいったら2人で1人使われているようなロッカーもあるのではないかと思います。

それで、広げるということは無理なんでしょうけれども、例えばこういった畳の部屋の休憩というのは、既存の休憩室の中の一部分を改修してでも、今後はきちっと検討できれば検討して、そういった支援につながるようになっていくべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

プレミアム商品券のことはわかりました。4,744人の方にご利用いただいたと。2万8,000人近くの町民でありますから、4人に1人。それで、今後こういう事業があるかどうかというは、これ国の事業の流れでやっていますから、もしあればなんですけれども、はがきによる申し込みというのをやりまして、それでその当たった人が、この4,744人というのはそういう人だと思っておりますけれども、そういう人たちが利用されたということでもありますけれども、全くの抽選でありますから、家族全員が外れたのだという声もいっぱいそちらにも届いていると思うのですけれども、もう少しこういった町民全体の希望に沿った配券のあり方などというのは、ちょっと工夫がいるのではなかったのかなというふうに思います。

ほかの福祉政策や何かと違いますから、当然こういった形をとられたのだとは思っております。その時点では私どもも理解したのですけれども、ふたをあけると、そういうことになっていたということがありまして、さらにこれは当然札幌地域の住民の方などは、大型店7割というのは、本当に見えてくるころでありまして、経済対策、地域企業の振興だけではなかったとは思っておりますので、こういう結果だったということは受けとめますが、ちょっと残念な思いもいたします。

ホテルの関係はわかりました。

滞納整理機構のほうであります。

委ねられたら最低が16万8,209円ということですね。結局これ回収されたのが21.02%。78.98%は回収されなかったのですよね。これは、その後どんなふうにして回収に向けられているのでしょうか。

それと、課長に先にお答えいただきましたから、21円の差し押さえということについて、過去にもたくさん議論してきましたから、要はルールに基づいてされていると、税法に基づいてされているという上に、さらに生活実態等をきちっと把握された上で、こういうふうになっているのか。

つまりこの資料の中で、国保関係だけを見ますと、滞納された913人のうち、来庁された方は288人といえますから、これも3分の1を切っているわけですね。ですから、そういう訪問ができなかった、来庁、お話し合いができないままに、こういった滞納処分というのに踏み切られているのではないかと。つまり21円の貯金の人の生活実態というのは、どんなふうにして押さえてされたのかということもお尋ねしておきたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） まず、庁舎の関係でございますけれども、女子控室ですとか更衣室ですと

か、そういったちょっとくつろげるといいますか、休めるような場所というようなお話ですけれども、結果的にコンパクト化というようなことがあって、このような形になったところなのですけれども、改修してでもというお話もありますけれども、当面はなかなか改修というのは難しいかなというふうに思いますので、当面は例えば相談室ですとか会議室の一部を、マットですとかそういったものを、マットといいたまいますか、布団といいたまいますか、そういったものを用意して、ちょっとくつろげるような場所ですとか、そういったことを検討しながら当面は進めていきたいというふうに思います。

○委員長（野原恵子） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） 商品券についてでありますけれども、今回お申し込みをいただいた方の人数が5,098人でございます。結果といたしましては354の方が買えなかったという残念な結果ではありましたが、今回のそういった結果を踏まえまして、次もこういった大型の商品券事業取り組むときは、どのようにしたらより多くの方にお買い求めいただけるのか、そのセット数のあり方も含めて検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（野原恵子） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） 昨年、13件引き継ぎをいたしまして、ことし28年度にも継続して滞納整理機構に引き継いでいるものが8件ございます。

そのほかの5件につきましては、平成28年度で4件完納しております。

続いて、滞納処分との関係ですけれども、この資料にもありますが、58ページで相談の状況というのをお示ししました。文書で期限を切って相談に来てくださいというような案内を出しても、これだけしか来ていただけないという状況を、私のほうはお示しをしたいなと思って、こういう資料を作成させていただきました。

滞納処分と申しますのは、行政処分でありますので、これが双方納得して行うようなものではありません。行政なり、一方的に処分するというようなものですので、我々にはそれほど強い権限が与えられているわけなのです。ですから、文書催告等で電話をいただくなりご相談いただくなりしていれば、約束がある中で、それをほごにして滞納処分をするというようなことはしておりませんので、差し押さえをして慌てて来ていただくと、相談するというような場合もあります。

それで、差し押さえについては、徴税吏員が差し押さえますけれども、そこにあるお金をどれだけ持ってくるのか、少なくともいいとかというように判断ということですかね、そういうのはできないのです。差し押さえについては、あるものはみんな持ってこなければならぬのですよ。それを、軽減するといえますか、そこで金額を訂正するというようなことはしません。

配当というのがあるのですけれども、金融機関から町にお金が来ます。その間に、税金にするか本人に戻すかというような処理もできますので、そこで、交渉といえますか、相談をして、金額を決定するというようなことで運用しているということになります。

以上です。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 庁舎のことはわかりました。ぜひ、今後、可能な限り使いがっのよい庁舎に少しずつ改善されるよう、そして特に指摘させていただいたところについては、検討をしていただくよう求めたいと思います。

商品券の件も理解いたしました。

滞納のほうだけであります。

まず、整理機構のほうであります。前年度同じ件数なのですね、13件、13件。それで、前年度に引き続いて、8件を渡して4件から回収されたというお答えでありました。これ同じ人の滞納分、加算されていきますから、金額は変わってくるのかなとは思いますが、同じ人が継続で機構に委ねられる、何年も委ねられるという状況は生まれてくるのですか。

きちっと税法に基づいて、対処期間というのが定められていますよね。つまり、不納欠損というのは5年間でやるとかというのはありますけれども、ただ、滞納整理機構に対しては、一つの案件について何年間も、毎年毎年の契約だとは思いますが、同じ人を繰り返し契約していくという事例がどのくらいあるかと聞いたほうがいいかな、そういう事例を示していただけですか。

それと、要するに行政処分の権限は私どもにあるというのは、行政ですから行政なのですけれども、町の仕事として、処分というのは先にありきではなくて、きちっと納税していただくという、そういった住民との信頼関係、働きかけ、徴収側とそれから住民側との関係を築きながらやっていかなければな

らないですよ。

私が伺いたいのは、その 21 円の差し押さえって、たまたま言っていたからなのですけれども、要するに税というのは、税法に基づいて、いわゆる最低限度の生活を脅かすような徴収は認められていないですよ。その辺の判断をなされて処分に移っていくというふうに考えるのですけれども、今の課長のお答えでしたら、機械的に何か行政側がその権限があってやっていくのだというふうにとれたのですけれども、前段のようなお仕事、働きかけはどうなのでしょう。

○委員長（野原恵子） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） 滞納整理機構の件ですけれども、ちょっと私の説明が悪かったのかもしれませんが、13 件あったもののうち 8 件を継続してお願いしております。

昨年の 27 年度の残りの 5 件については、28 年度我々のほうで完納にしましたよと、4 件ですね。あと 1 件は継続して対応していますということでございます。

差し押さえについてのお話ですけれども、徴収率を見ていただくとわかると思うのですが、99%を超える皆さんに納税をいただいているわけなのです。我々は、払えない人の意見を聞きますが、99%の支持がある中で業務をしなければならないなど。払えないというような内容の確認を、それは説明しなければならないのは、払えない方ではないかなと思うのですよね。我々がどうして払えないのですかと聞く立場ではないと思うのですよ。

ですから、文書で何度も催告、督促状を送ります。催告状で文書で督促していますということです。ですから、その文書を見て、何らかのアクションを起こしていただきたいということです。

以上です。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 滞納整理機構の、つまりこの 5 件のうちの 4 件は幕別町で回収しますよ、つまり機構では整理、回収できなかったものの中身も、町で頑張って回収したよということですよ。

これ、私はずっと本来は町の仕事だから、滞納整理機構に委ねないで町で頑張れないですかというお話をしてきたのですけれども、まさに皆さんの頑張りで、こうやって機構に 1 回委ねたものも回収されないで戻ってきて、町が頑張って回収できたというのであれば、わざわざ委託費を払って委ねることはないのではないかなと率直に思います。

幕別町は、実は市町村の中の滞納整理機構に委ねている割合とか見ましたら、決して高くないのですよね。ですから、直接職員の方が頑張っているというのは、こういうところでは見てとれるのですけれども、今の説明を聞きますと、もっと幕別町で最初から頑張れる余地があるなと思いました。

そういう、わざわざ機構に委託料を払わなくても、職員の皆さんでもっと頑張っていたらと思います。

もう一つ、その差し押さえの件なのですけれども、これ私やっぱり職員の皆さんの町民に対する、いわゆる町民というのは、権利と義務がありまして、義務を果たしながら権利を行使していくという中で、課税もその一つだと思うのです。課税というのは納税、こちらからすればね。

ただ、納税にかかわりましては、税を算出するときに生活条件というのが、収入の条件があって、課税基準があって、そこに税が課せられる。だからそこでは、基準でいけば、課税能力があると判断されるから税が賦課されるわけですよ。

ところが、その後、滞っていく、いろいろな生活の変化、失業したり、あるいは収入が下がって、病気を患って、いろいろなことがありますよね。そういう中で滞納が生じてくるというときに、きちっとそういうことを、町民が出てきて相談してくださいというのが基本であるとは言われながらも、ここにあるように 600 件近い人は行けないでいるわけですよ。行けないというのは私の見方であって、皆さんからすれば来なかったということだと思ってしまうのですけれども、そうした場合に、機械的なやり方を続けていくことが、本当に住民の信頼やあるいは徴収の関係でいって、よい関係になれるかといったら、私は決してそうではないと思うのですよ。

やっぱり、出向かされているケースもたくさんあると思うのですけれども、特にこの 21 円という金額を見ると、ほかに預金がないから 21 円押さえたのだと思う。21 円しか貯金がない人の生活って、推して知るべしってありませんか。そういうのを考えれば、生活実態をもっともっと把握した上での、税の皆さんの仕事のあり方というのが生まれてくるのだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） 先ほど中橋議員、賦課のことにも触れましたけれども、同じ生活状況で所得状況であれば、同じ税金がかかるということになっていると思うのですよね。

その中の皆さんが低所得者だから全員が払えないかという、そうではないわけですよ。払える方と払えない方がいらっしゃる。払える方がいるので、それは納付書を出してお金をいただければ、何もアクションを起こす必要はないと思うのですが、払えないという場合については、やはり何か、文書や何かも出していますので、説明をいただいてもいいのではないかなと思うのですが、その説明を伺ったときに、むげに払いなさい払いなさいというような対応はしていません。福祉政策にも結びつけた例もありますし、多重債務の場合は、債務整理の仕方を教えたりとか、そういう対応をしていますので、何ら理由がある方についてはそういうことを説明いただきたいと思います。

もう一つ、21円の差し押さえですけれども、郵貯銀行は小樽にありますので、我々は現場に行きまして押さえることはできません。郵送で行います。ですから、たまたまそこが21円だったということです。ですから、ほかのお金が入っている時期もありますし、まだ、金額的には多寡がありますので、この一つの事案を取り上げて指摘をされるというのは、いろいろなケースがありますので、それはちょっと違うのではないかなと思います。

以上です。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ちょっとまた話が進んでしまいますが、小樽に郵貯銀行があつて、たまたまそのとき21円だけだった。つまり、預金の残高は確認できないで差し押さえしているということですか。

○委員長（野原恵子） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） 郵送については、そうなります。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今回がそういうことが含まれているかどうかはわかりませんが、以前にもあったのですけれども、給与が銀行振り込みになる、郵貯振り込みになるといふときに、差し押さえをすると。そのときに、差し押さえできる金額というのは決まっておりますよね。全額差し押さえしてはならないですよ。生活費を外さなければいけない規定がございますよね、そういった確認はされてやっておりますのですか。

○委員長（野原恵子） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） 平成10年の鳥取の判例のことをおっしゃっているのかと思うのですが、金額は預金債権ですので、預金債権については差し押さえをします。

ですけれども、実際にそれをしたかといいますと、それはしておりません。調査すれば給料日にもわかりますので、それを狙つてというようなことはしておりません。

○委員長（野原恵子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 給与の関係だと思えますけれども、給与については、給与を差し押さえる場合については、一定のルールがありまして、生活に係る分ですとかそういったものについては、控除した上でという形でやっております。

あと、総体にかかわつてなのですから、21円のお話もありました。先ほど課長も申しあげましたように、21円の差し押さえをすることによって時効がとまるというような効果もございます。それともう一つには、そういった少額ではありますけれども、差し押さえをすることによって、何らかの働きかけをうちのほうにさせていただける、連絡をしていただけるというような期待もございます。

そういったことも含めて行っているということで、決して我々、住民に寄り添った形でやっていないということではなくて、あくまでも何度連絡をしても、うちにご相談がないというような、まるっきり納税意識がないというのでしょうか、納税意識のない方について、そういう形でやっているということですので、基本的には町民に寄り添った形で、連絡をいただければ寄り添った形で対応をしているところであります。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今回の滞納処分をされた方は243件です。この243件というのは、恐らく町民の方から声がかかってこなかったからだと思うのです。もし相談に来られていたら、あるいは分割分の、先ほど課長がお話しされていたように、いろいろな支援策というようなことで変化していったのだろうと思うのですけれども、実際に243件の方が処分に至っているということは、そういった機会は役場側からいけば、行政側からいけば、町民が相談に来なかった、そういったことを怠っていたから、結局243件処分したよということになりますよね。

○委員長（野原恵子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 先ほども申しあげましたけれども、こちらから何回も接触を図った上で、

夜間、休日相談だとか、電話による催告だとか、そういったことを何度かやった上で、こちら側にご連絡をいただけないというようなことで、納税意識の薄い方といえましょうか、そういった方についてそういった差し押さえをしている、処分をしているということでございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 27年度で見れば、件数としては400件あったわけですね、滞納処分の件数。そして、実際に処分を受けた方が243件ということですね。

ですから、この243件の方、1,181万3,000円というのは、いろいろ言われていても町民のほうからアクションがなかったから、結果としてこうなりましたということです。

私、今まで、この問題でずっとやりとりさせてきた経過があるのですけれども、そのときには必ず、こちらからも出向いてという言葉があったのです。あるいは、今は電話というのはありましたけれどもね。

ですから、今の流れで言うと、いろいろあってもどうしてもとにかく来なかった人が243人もいたのですね。ですから、そういうふうにしたのだよと。そのことによって、納税が促進される、これはもう納税の指導というよりは処分じゃないですか。

行政のあり方としては、こういう制度がある以上、私は絶対だめだなんて言っているのではないのですよ。もっと、町民ときちっと、相談体制などももっともっと充実させて、こちらから出向くことも含めて、納税に応じていただくとか、まず生活の実態をつかんでいただくということですよ。

同じ収入で同じ賦課をして、片方入れて片方入れてないのだから入れないほうがだめだということだって、その課税の状況と実際納税の時期の状況が違ってくることもあるではないですか。やっぱりそういうことも含めて、一番は町民の方から連絡をいただいて、そして相談を受けて、課長がお答えのような形がとられるのが一番いいと思いますよ。

しかし、そういうふうになっていない人たちに対して、どうするか。これは再度、もう少し町民の立場に立った研究が必要ではないですか、どうですか。

○委員長（野原恵子） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） 今のお話ですけれども、我々は、町長言うようにコンプライアンス、法令遵守ということです。ですから、法律は、私が申し上げたようになっています。そこはご理解いただきたいと思います。

インターネット中継されている場で、滞納者の方に寄り添ってなんていう話は、我々のほうからはできません。

（「それでいいんですか」の声あり）

○税務課長（川瀬吉治） 世界に発信していますので、法律を曲まげてやっていますということは言えませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 基本的に法令遵守ということをございますけれども、やはり住民目線に立って柔軟な対応も必要な場面がございます。そういった対応含めて、今後またそういう対応を研究、検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（野原恵子） それでは次、質問ある方いらっしゃいませんか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 103ページの上段、10目企画費になるのですけれども、コミバス運行費補助金なのですが、コミバスに関してお伺いしますけれども、資料42ページにもありますように、車内広告1社だけではあるのですけれども、以前、車外広告について提案させていただいたことがあるのですけれども、それはコミバスが町内を常に巡回しておりますので、車内よりも車外のほうが広告メリットがあるのではないかと、有利ではないかということで、車外広告ができないのかということで質問したのですけれども、そのときは、バスの張るスペースの確保ができないというようなご返答だったと思います。

その後、日ハム応援大使の方が大きく表示されてラッピングされているわけなのですけれども、答弁の整合性がとれていないなと思ひまして、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 今回、車外に広告しております日ハムの応援大使のラッピングにつきましては、広告と言うよりも町のPRの関係からラッピングしていることをございまして、委員のおっしゃいますような、車内にある今広告しております広告とは違う種類だというふうに認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- 委員長（野原恵子） 小島委員。
- 委員（小島智恵） それでしたら、スペースはあるというふうに認識でいいのですよね。
- 委員長（野原恵子） 防災環境課長。
- 防災環境課長（天羽 徹） 現在、日ハムの応援大使事業のラッピングにつきましては、あの大きさのスペースにつきましては、あるという認識であります。
- 委員長（野原恵子） 小島委員。
- 委員（小島智恵） スペースはあるということですから、今後、車外広告も考えられないのかということですね。
- 車内だと、当然乗車される方限定ですよ。しかも、乗られる方も乗車率を見ても少ない状態ですので、その方限定ということですから、当然、企業が目線に立つと外側に張ったほうが、町内ぐるぐる回っておりますので、そのほうが広告効果が高いということですから、今後ご検討はいただけないのか、お伺いします。
- 委員長（野原恵子） 防災環境課長。
- 防災環境課長（天羽 徹） コミバスのデザインにつきましては、道科大のほうでデザインをしてもらったという経緯もございまして、そこをあえてラッピングで広告をするかということになりますと、先ほど申しましたように、今回の日ハムの応援大使につきましては、町の PR ということで、1年間限りの事業ということで実施しておるわけでございます。
- 今後、車外広告という形でやるかどうかにつきましては、これまでのデザインを決めた経過もございまして、現在のところは考えていないということもございまして。
- 委員長（野原恵子） 小島委員。
- 委員（小島智恵） 考えていらっしゃらないということなので、日ハムのその趣旨も理解はしています。広告とそれは区別して考えてということも私も理解しているのですけれども、スペースはあるということですから、デザインといっても何でしょう、まくバスとかさつバスとかという文字ですよ、そういったデザインのかなと見ているのですけれども、その部分は当然崩さないようにして、広告をそこからは離れた場所に張るとか、検討はできるのかなと思っております。もう一度お伺いします。
- 委員長（野原恵子） 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（境谷美智子） このコミバスの運行については、たくさんの方たちがかかわって地域公共交通の会議ですとか、それから道科大の方からの公募によるバスの選定等々もした経過を十分考え合わせた上で、今後、検討できる課題の一つとして、一つの項目としては見ていきたいと思っております。今のところ課長が申し上げましたとおり、今のところのデザインを優先して、コミバスとしての運行を実施していきたい。ただ、今後さきの一般質問の中でもありましたとおり、コミバス全体の運行の状況も含めて検討していかなければならない項目の一つとして検討はしていきたいと思っております。
- 委員長（野原恵子） ほかに総務費で質疑はございませんか。
- （なしの声あり）
- 委員長（野原恵子） 2款総務費につきましては質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。
- 次に、3款民生費に入らせていただきます。
- 3款民生費の説明を求めます。
- 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（境谷美智子） 3款民生費についてご説明申し上げます。
- 130 ページからになります。
- 3款民生費、1項社会福祉費、予算現額 22 億 3,806 万 5,000 円に対して、支出済額 21 億 7,173 万 4,263 円となります。
- 1 目社会福祉総務費、本目は社会福祉全般に要した経費であり、19 節負担金補助及び交付金、細節 6 臨時福祉給付金は、平成 26 年 4 月の消費税引き上げに際しまして、低所得者層への負担の影響を鑑み、暫定的臨時的な措置として給付金を支給したものです。
- 支給額は、対象者 1 人当たり 6,000 円を支給したものであり、支給決定者数は 4,512 名でありました。
- 132 ページをお開きください。
- 2 目国民年金事務費です。
- 本目は、国民年金事務に要した経費であり、嘱託職員 1 名分の賃金が主なものであります。
- 3 目障がい福祉費、本目は障がい者の支援に要した経費であり、4 節共済費、7 節賃金につきまして

は、チャレンジ雇用事業にかかわる賃金及び社会保障料となります。

13 節委託料は、障がい者の日常生活支援及び相談支援にかかわる各種の委託業務が主なものであります。

次のページですが、19 節負担金補助及び交付金、細節 5 地域活動支援センター広域利用負担金につきましては、帯広市、音更町、池田町に所在いたします地域活動支援センターを、当町民が利用したことに対します町の負担金となります。

20 節扶助費は、障がい者の福祉サービス等にかかわる支援費を初めとして、日常生活用具の購入や医療機関等への通院等にかかわる交通費に対する扶助が主なものとなっております。

4 目東十勝障害認定審査会費、本目は、東十勝東部 4 町で共同設置しております障がい支援区分認定審査会の運営に要した経費となります。

次のページをお開きください。

5 目福祉医療費、本目は重度心身障害者及びひとり親の家庭等の方々に対します、医療費扶助及びその事務に要した経費となります。

平成 27 年度末の対象者は重度心身障害者が 402 名で、前年度と比較しますと 15 人の減であります。

ひとり親家庭等は 947 人で、前年度と比較いたしまして 18 人の減となっております。

6 目老人福祉費、本目は高齢者福祉全般に要した経費であり、本町における平成 28 年 3 月末現在の高齢者数は 8,128 人で、高齢化率は 29.72%となっており、前年度と比較いたしますと 237 人の増、率にして 1.13 ポイントの増となっております。

8 節報償費、細節 2 敬老祝金の対象者は 439 人となっております。

次のページです。

13 節委託料、細節 6 から細節 11 までの事業は、介護保険を補完する各種サービス事業であり、幕別町社会福祉協議会に委託したものであり、細節 14 緊急通報システム委託料は、通報先を幕別消防署から民間のコールセンターに変更したことによる受信業務にかかわる委託料となっております。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 地域敬老行事奨励金は、地域内の 77 歳以上の高齢者を対象として敬老行事を行った公区等に対しまして、対象者 1 人当たり 1,000 円の補助をいたしたものであります。平成 27 年度では、114 公区中 87 公区と 1 団体に地域敬老行事に取り組んでいただきました。

なお、対象者に対します奨励金の交付率という見方をしますと 85.9%となり、前年度と比較して 1.05 ポイントの増となっております。

20 節扶助費、細節 2 老人保護措置費につきましては、養護老人ホーム入所者にかかわります措置費であり、細節 3 社会福祉法人等介護サービス軽減扶助費は、社会福祉法人等が介護サービス利用料を軽減した場合に、当該法人等に対して扶助したものであります。

140 ページになります。

7 目後期高齢者医療費、本目は後期高齢者医療費に要した経費であり、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 療養給付費等負担金は療養給付費にかかわる町の負担分であり、給付費の 12 分の 1 に相当する額となっております。

8 目介護支援費、本目は要支援認定者に対します介護予防プラン作成に要した経費が主なものとなっております。

9 目社会福祉施設費、本目は千住生活館の管理運営に要した経費であり、管理人の賃金や光熱水費などその経費が主なものとなっております。

142 ページです。

10 目保健福祉センター管理費、本目は保健福祉センターの管理運営に要した経費であります。

15 節工事請負費、細節 1 屋上防水改修工事につきましては、保健福祉センターの一部に雨漏りが発生しましたことによる改修工事を行ったものであります。

11 目老人福祉センター管理費、本目は老人福祉センターの管理運営に要した経費であり、当センターの平成 27 年度利用者数は延べ 4 万 7,431 人で、前年度と比べますと 4,911 人の増となっております。

なお、当センターには、町内 4 路線で月 2 回ずつ福祉バスを運行して、利便性の向上を図っているところであります。

144 ページをお開きください。

12 目ふれあいセンター福寿管理費、本目はふれあいセンター福寿の管理運営に要した経費であります。

146 ページになります。

2 項児童福祉費、予算現額 10 億 8,711 万 4,000 円に対しまして、支出済額 10 億 6,782 万 324 円であ

ります。

1目児童福祉総務費、本目は児童福祉全般に要した経費であります。

1節報酬、細節1次世代育成支援対策地域協議会委員報酬は、会議を1回開催したことに伴う経費であり、昨年は委員の改選の年でございましたので、各種説明をさせていただいております。

13節委託料、細節5子育て短期支援事業委託料につきましては、保護者が疾病その他の理由により児童を養育することが一時的に困難な場合等に、帯広市の児童養護施設、十勝学園において一時的に児童を預かるための委託料であります。

19節負担金補助及び交付金、細節4子育て世帯臨時特例給付金は、対象児童1人につき3,000円を支給するものであり、申請件数は2,077件で、前年度と比較して174件の増となっております。

次のページになりますが、20節扶助費、細節1維持援護金は平成27年度の対象児童数が21人で、前年度と比較して8人の減となっております。

細節2児童手当は、平成27年度の対象児童数が延べ3万6,969人で、前年度と比較して885人の減となっております。

2目児童医療費、本目は中学校卒業までの子供にかかわる医療費扶助及びその事務に要した経費であります。

20節扶助費、細節1子供医療扶助費は、平成27年度末の対象者として、未就学が1,473名、小学生が1,443名、中学生が824名、計3,739人であり、1人当たりの扶助額が2万6,610円となり、前年度と比較いたしますと、対象者数が848名増となっており、1人当たりの扶助額は5,730円の減となっております。

なお、平成27年度10月から中学生の医療費を無料化するとともに、所得制限を撤廃しております。

3目施設型・地域型保育施設費、本目は幕別地域5カ所の認可保育所の管理運営に要した経費であります。

平成27年度末の入所児童数は461人であり、そのうち新規入所者が97人でありました。

150ページをお開きください。

4目へき地保育所費、本目は幕別地域5カ所、忠類地域1カ所の保育所の管理運営に要した経費であります。

平成27年度末の入所児童数は、幕別地域5カ所では65人であり、前年度と比較すると4人の増、忠類地域1カ所では42人であり、前年度と比較すると2人の増となっております。

152ページをお開きください。

5目発達支援センター費、本目は発達の遅れ等に対する相談支援及び療育などに要した経費であります。

平成27年度の利用状況については、幕別地域の発達支援センターへの通所人員は94人で、前年度と比較すると2人の増、南十勝子供発達支援センターへの通所人員は4人で、前年度と比較すると1人の増となっております。

次のページですが、13節委託料は開西病院から作業療法士の派遣を受け、運動発達の向上を目指した指導を行っているものであります。

6目児童館費、本目は児童館3カ所及び学童保育所6カ所の管理運営に要した経費であります。

平成27年度当初におけます学童保育所の入所児童数は6カ所で317人であり、前年度と比較すると52人の増となっております。

これは平成27年度より、学童保育所の入所対象児につきまして小学校6年生まで引き上げたものと思われる。

156ページをお開きください。

7目子育て支援センター費、本目は幕別子育て支援センター、忠類子育て支援センターの運営に要した経費であります。

平成27年度の利用状況についてであります。施設開放事業では年間延べ利用者数が8,650人で、前年度と比較すると1,125人の減であり、一時保育事業では年間延べ利用人員が2,281人で、前年度と比較すると445人の増となっております。

3項災害救助費、予算現額550万円に対しまして、支出済額5万円であります。

平成27年度は半焼1件の火災に対し、被災者に災害見舞金を支給したものであります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、これから質疑をお受けいたしますが、14時10分まで休憩といたしまして、その後から質疑をお受けしたいと思います。

14:02 休憩

14:10 再開

○委員長（野原恵子） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

民生費の説明が終わりましたが、質疑のある方、挙手をお願いいたします。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 2問、質問させていただきます。

まず、131ページの民生費のところの民生福祉費で、民生委員のことなのですが、民生委員に関しては今なっただけ方がいないというお話を伺っています。さまざまな苦勞のある中、運営されていると思うのですが、今回の避難に関しても、結構大きな役割を果たすのではないかと思います。それで、民生委員の確保を含めて、昨年の状況を伺いたいと思います。

もう一点なのですが、ページ数が135ページ、負担金補助及び交付金のところの細節5番、地域活動支援センター広域利用負担金のところなのですが、先ほどのご説明では、支援にかかわる委託業務ということのお話だったので、この内容と実績について伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（野原恵子） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 初めに、民生委員・児童委員の関係でございますが、確かに委員がおっしゃるとおり、地域でのなり手というのがなかなか難しいといえますか、なり手がいないという状況がございます。ただ、ことし一斉改選ということで、任期が11月30日までということになっておりまして、新たな民生委員の推薦といえますか、決めるという年でございまして、今現在、進めているところでございます。その進め方につきましては、やはり地域の実情をよくわかってらっしゃる方が民生委員になっただけという状況もありますので、地域の公区長と連携をとりまして、そういった方の人選を進めているところでございます。

それと、地域活動支援センターの広域利用につきましては、私どもの町でも地域活動支援センターというものがあるのですが、それぞれの町にも地域活動支援センターというものがあります。今現在、帯広市、音更町、池田町の3町の地域活動支援センターを利用されている方が全体で12名ございまして、それぞれの地域活動支援センターで取り組み内容がいろいろございまして、その取り組み内容に応じたところにそういった方が行かれるということで、そういった行かれた方に対する負担をしているという状況でございます。

○委員長（野原恵子） 福祉課長、民生委員の昨年の実績というお答えがされていないと思うのですけれど。

○福祉課長（新居友敬） 今、現状での民生委員の人数は全体で65人ということになっておりますが、今1名、1地区だけ欠員ということになっております。

○委員長（野原恵子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 民生委員については、11月に改選ということだったので、例えば今支給されている金額で、実際に活動していく上で足りないというお話は聞いたことがありますでしょうか。もしあるとしたら、町独自に何か新しくなり手を探すために考えていられるということはありませんでしょうか。

それともう一つ、地域活動センター広域利用負担金についてはわかりました。

○委員長（野原恵子） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 民生委員・児童委員については、基本的には無報酬ということで国が委嘱するということでございます。ただ、やはり活動的に支障がいろいろ出るだろうということで、町の社会福祉委員というものに任命いたしまして、そこで定例会に出席されるとかいったときの報酬的なものを見ている状況でございます。

○委員長（野原恵子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） では、引き続き必要な支援を検討しながら進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（野原恵子） ほかに質問のある方はございませんか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 157 ページ、3 項 1 目災害救助費、20 節扶助費でございますけれども、平成 27 年度の災害扶助（災害見舞金）は火災 1 件に対して 5 万円ということになってございます。平成 26 年度は 1 件 10 万円、平成 25 年度は 1 件 5 万円、災害見舞金の支給に関しては、町民が火災、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の災害により、現に居住し生計を営んでいる住居に被害を受けたときに、災害見舞金を支給することで被災者に生活の意欲と安定を図るといふように説明資料でなっております。

このたびの台風被害に対して、町としてはどのような災害給付金の見通し、それとこの災害給付金の支給時期と支給するための規定、内規というか、どういう場合にどこまでいったときに支給されるのかという基準について、わかれば教えていただきたい。

○委員長（野原恵子） 藤谷委員、今の質問ですけれども、決算ですので、今までの経過についてお答えいただくということでしょうか。

○委員（藤谷謹至） わかりました。それでは、平成 27 年度、1 件でございますけれども、26 年度は 1 件に対して 10 万円、27 年度は 5 万円、この違いと、そしてその災害の基準についてお知らせいただきたい。

○委員長（野原恵子） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 平成 26 年度の 1 件 10 万円でございますが、これは住宅が全焼されたということで 10 万円を支給しております。また、平成 25 年度、5 万円の支出につきましては、住宅の半焼 1 件ということで 5 万円となっております。

幕別町災害見舞金交付要綱におきましては、床上浸水 3 万円、それから住宅の半焼、半壊、半流出、半埋没について 5 万円、それから全焼、全壊、流出、埋没については 10 万円という基準に基づいて支給している状況でございます。

○委員長（野原恵子） ほかに質問のある方はございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 何点かございます。

まず 135 ページ、3 目障害者福祉費、13 節委託料、細節 12 基幹相談支援センター機能強化事業委託料であります。たしかこの事業の内容が変わってきておまして、委託費も昨年から比べましたら 300 万円以上ふえております。実績についてお知らせいただきたい、このように思います。

次に、138 ページ、139 ページにわたりますけれども、老人福祉費の 13 節委託料、細節 7 外出支援サービス委託料、これの実績についても示してください。

実はこの外出支援サービスについては、要件の拡充を以前から提案させていただいておりました。利用人数等はわかるのですけれども、そういった点での改善に向けて、平成 27 年度はどのように取り組まれたのか伺います。

最後であります、児童福祉にかかわりまして保育所の時間のこと、148 ページの施設型・地域型保育施設費であります、これは保育所全般にかかわりまして、現在、幕別町の保育所の開設時間が公設と民営あるいは指定管理で、最終的には公設が 6 時 30 分、民間あるいは指定管理では 7 時ということで 30 分の違いが生じています。この是正を求める声が大きいわけですけれども、これに向けてそういった要望等を押さえられているのか、そして改善に向けてどう取り組まれようとしているのか伺います。

○委員長（野原恵子） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 基幹相談支援センターの関係でございますが、従前は特定指定の相談事業所に対しまして、医療的なケアとかを必要とする専門的事例や困難な事例に対応するために、こういった基幹相談支援センターというところで対応してきましたけれども、平成 27 年度からはその機能強化ということで、もともとの困難事例の対応、それから相談支援事業所の相談支援専門員に対するスキルアップのための、毎月自立支援協議会の定例会の中でそういった研修などを実施していく、また自立支援協議会自体の各専門部会がございまして、そちらの企画運営、またはそういった専門知識の中の会議進行や助言などを町と一緒にやっていただくということに、平成 27 年度からこういった取り組みをしているところでございます。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 外出支援の利用実績ということでありますが、決算資料の 72 ページに載せてございますが、昨年度の延べ利用回数につきましては 2,445 回、実利用人数につきましては 233 人という実績となっております。

また、これまでの要件の改善ということですが、現在、利用される方につきましては、ひとり

暮らしの高齢者の方または高齢者のみの世帯の方で、公共交通機関の利用が困難な方ということで該当させておりますが、現実的にはこの利用の対象者を変えていることはないのですが、実際利用申し込みになった方について、この要件に該当しないという方はほぼいないという状況と申しますか、実際、民生委員さんであるとかケアマネジャーさんが、やはりこの方にはこういったサービスが必要だという中で申請いただいておりますので、必要な方がこのサービスを使われているということで認識しております。

また、今後も高齢者がふえる中については、やはり要件の緩和と申しますか、サービス自体を悪い方向ではなくて、よい方向で改善ということで含めて検討はしていかなければならないと考えております。以上です。

○委員長（野原恵子） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 認可保育所の標準時間を利用されている方の延長に対してということでございますが、まず要望についてでございますが、平成 27 年度から始まりまして、幕別町で策定しました子ども・子育て支援事業計画、その計画を策定するに当たって、平成 25 年度の 11 月にニーズ調査というものをまず行っております。そのときにも、延長保育に対しての要望がございます。その後でございますが、そういう保育の需要がますます高まりつつありまして、各保育所の懇談会だとか、毎日のお迎えだとか、いろいろ接する保護者の方ともありますので、要望等はなるべくきめ細かく各保育所を通してお聞きしています。

今、原課としましてなのですが、まずその辺を整理しまして、できれば、その辺の、今 2 カ所の民間の指定管理とうちの町立との実際差があります。そこは早期と申しますか、是正に向けて、町立のほうもやっていくような方向で今検討しております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、基幹相談支援センターの機能強化事業についてであります。これは内容を変えられまして、そして自立支援協議会の運営委員会、ここが専門にいろいろな相談のための中身ですね、みんなで検討、研究し合いながらやられていると思うのですけれども、予算が 300 万円ふえたものですから、例えば委託先がふえていって相談を必要とする人たちの窓口がどんどん広がっていったのかなとか、体制も相談を必要とする人たちに十分手が届くような方向に変わっていったのかなとかというふうに、この 300 万円ふえた効果というのを期待するところなのですけれども、そういったふうにながっていくのでしょうか。新しい事業なものですから、よく事業内容が見えないというところもあります。再度お尋ねいたします。

続きまして、外出支援サービスのことであります。実績につきましては資料に載せていただきましたので、前年より若干ふえておりますから、利用人数は前年よりふえておりますから、要望に応えた事業も進んでいるのだというふうには思いますけれども、しかし申し込んでいてだめですよという、そういう事例はありませんよということなのですが、最初からその要件、つまりひとり暮らしあるいは高齢者のみというふうになっておりまして、近くにも民生委員さんもいらっしゃいますから、例えば若い人がいれば、おたくはだめですよということで、最初から申し込みをしないという、そういうことが実態だと思います。

これ、若い人がいても、例えばその方が障がいを持っているとか、病気だとかというようなことで、実質的には親の支援ができないような人であっても、家族要件がクリアできないということで利用できないという現実があると聞いております。そういう点では、実態に即して拡充が望まれると思うのですけれども、いかがでしょうか。

あと、今 2 台での運行だと思うのですが、運行台数は何台でしょうか。

保育所のほうはわかりました。検討されているということでもありますから、町内の子供さんが同じサービスにつながっていくように、さらに実現に向けて頑張っていただきたい、このように思います。

あわせて、職場でありますから、職場の体制もつくる中で実現になっていく、つまり保育所で勤務されている方たちの実態を押さえて、勤務時間が延びることによって、また人員を多く配置するだとか、そういったことも場合によっては生まれてくるのだらうと思います。その辺も含めまして、ぜひ改善されるように求めたいと思います。

○委員長（野原恵子） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 基幹相談支援センターでございますが、今までは相談専門員が専門職という持っている能力だけで、相談に対して私どもも対応してまいったところなのですが、今回の強化については、それも含めてやはり我々の今中心となっている自立支援協議会というところを、チームでもってそ

ういった相談支援に当たってこうということで、今回こういった内容も強化してこうということで始めたものでございまして、今後、町と今の委託先であります十勝障害総合支援センターというところに委託はしているのですけれども、そことチームを組んでよりよい相談体制の構築を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 外出支援の利用対象ということなのですが、やはり中にはケースとしましては、若い方と同居されて、ただその若い方に障がいがあるといった場合、この障がいの程度もやはり対象者の方に一緒に病院に行けないといった状態であれば、この面も考慮しなくてはならないと思っておりますので、ここはケースに応じて考えたいと思います。ただ、障がいがあっても、やはりお母さん、お父さんと一緒に付き添って病院に行ける方となれば、障がいという区分はついておりますが、ここは若い方と同居されているという判断、これはケースによって個々に判断しなければなりませんので、ここでこれはだめということにはなりません、やはり個々の状況を見ながら判断しているのが実態であります。

あとは運行台数であります、リフトつきのワゴン車と通常のワゴン車がございまして、リフトつきのワゴン車の運行状況によっては、この1台も使いながら一般の外出支援にも対応しているところであります。

以上です。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。

外出支援だけです。今までも個々の実情に応じて対応なされてきたということですね。結局、最初から申請できないでいるというのは、障がいあるいは病気というようなことで、同居はしているものの親の病院の送迎はできないという実態が実際にありまして、でも利用できないのだということ諦めているのですよ。諦めているというか、要綱がそうですし、民生委員の方たちも含めてそういうことを言われれば申請しないと。ですから、その辺はやはりきちっと柔軟な対応がされているのであれば、そういうことも窓口になるところ、あるいは民生委員の方、きちっと徹底されまして、利用可能だよということをぜひ伝えるようにしていただきたい。そして生きた政策にしていきたい、このように思いますが、いかがですか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（合田利信） その点はやはり対象者に沿った形で、状況を見ながら個々判断していきたいと思っておりますが、やはりご近所から見ますと、何であの人がという場合もありますので、そこは状況を十分に見まして対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（野原恵子） ほかに質問ございませんか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 1点だけ。137ページの5目福祉医療費、20節扶助費、細節2のひとり親家庭等扶助費なのですが、幕別町の条例には幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成ということになっております。先ほど部長の説明から、947の方が対象になっているとありましたけれども、これはどちらの区分になるのですか、ちょっと説明をいただければと思います。

○委員長（野原恵子） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） ただいま荒委員の質問にお答えいたします。

まず、重度心身障害者医療の対象者が402人、そしてひとり親家庭等の助成の対象者が947人という数字になっております。

○委員長（野原恵子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 要綱に、母及び父は入院または訪問介護にかかわるものとされていますが、やはり現状ですと、ひとり親世帯の貧困率が大変高い状況になっているということも国は認めています。先日一般質問のほうで多くの方々が取り上げていたのではないかと思います。そうした中で、やはり国の対応を待っている、今現状困っている人たちに対して、本当になかなか進まない国の政策に対して、町として独自に医療費の、母親父親のほう、要は子供ではなくて、親御さんに対する医療費の助成、ここでは入院と看護または訪問看護にかかわるものとなっておりますので、やはりそこを拡大することは考えていないのか。音更では拡大していますので、その辺について考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

- 委員長（野原恵子） 住民生活課長。
- 住民生活課長（山本 充） ただいまご質問の、母及び父の入院及び訪問介護に係るものということで、今、通院の部分についての助成というお話ですけれども、母、父の方が3割自己負担していただいておりますが、そういう部分、非課税の方、課税1割を残した場合で、一応試算として出しているのが、単独助成した場合は1,650万円ほど、課税の1割分も含めて全額助成したという想定では1,900万円ほどかかるということになっております。
- 町全体のそういった補助等もございますので、その辺も含めて考えていかなければならないと思うのですが、現状では子ども医療費のほうで中学生まで拡大して実施しているということで、今のところひとり親の親に係る部分の助成について検討はまだしておりません。
- 委員長（野原恵子） ほかに。
- 岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） ページ数は138ページの6目老人福祉費、19節負担金補助及び交付金の細節3で、老人クラブ連合会補助金についてお伺いいたします。
- 資料では75ページなのですが、27年度の支給額の金額が決算書とちょっと違っているのですが、まずそこをお伺いすることと、この連合会になるには幾つかのクラブがあると思うのですが、そのクラブ数をお伺いしたいということと、またそのクラブに籍があるのですが、その籍がありながら入院や施設に入っている方たちがいるかと思うのですが、そういう場合は、クラブから施設に入ったという報告があって、人数が減っているのかということをお聞きいたします。
- 委員長（野原恵子） 保健課長。
- 保健課長（合田利信） まず、補助金の額のことなのですが、資料75ページの金額と決算書のごとく、75ページにございます老人クラブに対する支援ということで、連合会補助金462万1,300円と、その3行目にあります老人集い補助金25万円を合計いたしますと、決算額の487万1,300円ということになっております。また、新年会のミカン17万5,500円につきましては、需用費のほうで対応しているということで、資料の記載の仕方がちょっとわかりづらかった面は申しわけございませんでした。
- それと、老人クラブの単位クラブの数なのですが、平成27年度は42クラブございまして、この42クラブの会員に対しまして補助を行っております。
- また、3番目の質問なのですが、入院または施設に入所されて、入院から退院されたときの状況につきまして、幕別町老人クラブ連合会のほうにどういった状況で復会と申しますか、そういったことを確認しておりませんので、ちょっとこの場ではお答えできません。
- 以上です。
- 委員長（野原恵子） 岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） では、施設に入って、最初は籍があったのですが、施設のほうでずっと暮らされて老人クラブ活動ができない場合になったときは、どうされているのかお伺いします。
- 委員長（野原恵子） 保健課長。
- 保健課長（合田利信） 基本的にこの老人クラブ連合会の関係については、それぞれ42単位の中で入会、退会の申し入れがありますので、一概にその場合がこうだというのはこの場では申し上げられないのですが、例えば特別養護老人ホーム、ついの住みかになりまして、ここに入所された場合は、この場で、想定ではないのですが、退会という扱いになるのが本来ではないかと思っておりますが、実態については確認しておりませんので、この場ではちょっと申し上げることは至っておりません。
- 以上です。
- 委員長（野原恵子） 岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） これは無理に確認をしろという意味ではないのですが、では人物はいないのですが、その補助金は出ているということなのではないでしょうか。この補助金というのは、目的としてはクラブの活動費というような目的ではないかなと思うのですが、その点についてはいかがですか。
- 委員長（野原恵子） 保健課長。
- 保健課長（合田利信） 基本的には、やはりその方が存在しまして、その単位クラブで活動されているということが前提条件になりますので、今後の補助金の対象に当たっては、その点も含めて老人クラブ連合会また単位クラブのほうに確認の上、補助金申請していただくというような形をとっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

板垣委員。

○委員（板垣良輔） 1点質問します。

132、133 ページです。3 目障害者福祉費、7 節賃金のチャレンジ雇用についてです。資料のページで言いますと 62 ページです。26 年度と比較して、雇用の人数は変わっていないのですが、賃金下がっております。けれども、雇用保険や労災保険は逆に上がっている、この理由がいまいわからないので、説明をお願いします。

○委員長（野原恵子） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 27 年度のチャレンジ雇用の実績は 2 人の雇用がございました。その中で、予算的には長期 1 年の方 1 名と、6 か月の方 1 名という予算のとり方で考えておりました。それで、その中で、長期の方が途中で民間企業のほうに就労が決まりまして、今回の 27 年度においては両方とも短期の扱いとなりまして、このような支出額となったというところでございます。

○委員長（野原恵子） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） 最初から、この事業を始める予算のときからといいますか、そのときから長期を 1 名、短期を 1 名というふうに考えていらしたということですね。それで、長期の方が途中で民間企業に行かれた。こういった場合、新たに追加で残りの期間をチャレンジ雇いで障がい者雇用するというふうなことの考えはなかったのでしょうか、お聞きします。

○委員長（野原恵子） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 障がいのある方の中で、1 年間私どもの臨時職員としてやられるという方がなかなかいないという状況もございまして、今回も早くからそういう方を公募しまして、また就労事業所の協力もあって、こういった経験をしていただいているということもありますので、途中からは非常に難しいという考えでございます。

○委員長（野原恵子） ほかに質問ある方はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 民生費の質疑はないようですので、次、4 款衛生費に入らせていただきます。

4 款衛生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） それでは、4 款衛生費についてご説明申し上げます。

158 ページになります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、予算現額 6 億 3,257 万 7,000 円に対しまして、支出済額 6 億 1,732 万 1,633 円であります。

1 目保健衛生総務費、本目は保健衛生全般に要した経費であります。

1 節報酬、細節 1 嘱託医師報酬は、内科医師 6 名と歯科医師 9 名にかかわる経費となります。

13 節委託料は、妊婦の一般健康診査及び超音波健診にかかわる委託料であります。

19 節負担金補助及び交付金ですが、細節 3 十勝圏複合事務組合負担金は、帯広高等看護学院の運営にかかわる分担金となります。

次のページですが、細節 13 帯広厚生病院運営費補助金につきましては、救急救命、小児科、産科などの不採算部門に対します運営補助金となっております。

2 目予防費、本目は感染症予防のため予防接種などに要した経費であります。

11 節需用費、細節 70 医薬材料費は、予防接種にかかわる医薬品費となっております。

13 節委託料です。感染症の健診費及び予防接種に関する委託料となっております。

162 ページをお開きください。

3 目保健特別対策費、本目は健康に関する啓発活動や各種健康診査などに要した経費であります。

13 節委託料は、細節 6 子宮がん検診委託料を初めとした各種検診にかかわる委託料となります。

164 ページをお開きください。

4 目診療所費、本目は幕別地区 3 カ所及び忠類地区 2 カ所の診療所の管理運営に要した経費となります。

平成 27 年度の開設日数及び受診者総数は、幕別地区の診療所が 122 日間、延べ 474 人、忠類診療所が 263 日間、延べ 8,590 人、忠類歯科診療所が 233 日間、延べ 3,408 人の受診となっております。

18 節備品購入費につきましては、各診療所の診療機器、ストーブ等の更新にかかわるものが主なもの

となっております。

5目環境衛生費、本目は省エネ、新エネ推進に要した経費及び葬斎場、墓地の管理運営に要した経費となります。

次のページになりますが、11節需用費、12節役務費及び13節委託料は、葬斎場の管理運営にかかわる経費が主なものとなっております。

19節負担金補助及び交付金ですが、太陽光発電システム導入にかかわる分が24件、ペレットストーブ導入にかかわる分が2件となっております。これら新エネ導入補助金につきましては、開始年度以降、目標台数を満たし、27年度の申請件数も大きく減少傾向であることから、28年度に検証を行い次年度以降の補助の方向性を判断したいと考えております。

6目水道費です。本目は水道事業会計への補助金、十勝中部広域水道企業団への出資金、簡易水道特別会計への繰出金などに要した経費となります。

168ページをお開きください。

2項清掃費、予算現額3億8,894万4,000円に対して、支出済額3億8,737万9,280円であります。

1目清掃総務費、本目はごみの収集及び処理に要した経費となります。

11節需用費、細節30印刷製本費は、ごみカレンダー1万3,800部、ごみ袋95万6,000枚の製作にかかわる経費となります。

13節委託料、細節5ごみ収集委託料につきましては、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ及び資源ごみの収集運搬にかかわる経費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3十勝環境複合事務組合負担金は、幕別地区のごみを1市8町村で共同処理いたしております本町の負担分であります。細節6南十勝複合事務組合負担金は、忠類地区のごみを3町での共同処理していることにかかわる本町の負担分であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 1点だけです。

159ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、7節賃金の細節6乳幼児健診臨時職員のところなのですが、資料のほうに乳幼児健康診査というものがありまして、平成27年度3歳児健診で205人の方が対象、197名が受診しましたとなっておりますけれども、8人の方が健診していないようなのですが、個別に対応されているのかどうかお伺いします。

それと、家庭訪問のほうで、乳幼児に今年度18回ほど家庭訪問を行ったという話なのですが、一度も接触できなかった子はいないのかどうかも伺いたいと思います。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 乳幼児健診なのですが、健診の時期に入院されているとか、そういった医療機関において管理されている乳児の方もいらっしゃいますので、そういった方については健診を受けられていないと。ただ、そういった状況については、こちらも十分どなたなのかというのを把握しておりますので、次回のときに健診が受けられるような形をとっているところであります。

また、家庭訪問であります、18回乳幼児に対して行ってございまして、これは乳幼児健診や赤ちゃん訪問等でお母さんが不安等にある場合については、特別に家庭訪問を行っておりますので、それ以外の方については問題ないというか、実際、訪問を行っていないという状況であります。

以上です。

○委員長（野原恵子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 今の説明ですと、要は何か病院に行ったり、入院したりした方が健診できなかったもので、次年度に健診をお願いするというお話だったのですが、では1歳半健診、3歳児健診で両方とも健診せずに小学生まで上がってしまった子供はいるのかどうか、そこに対して町はつかんでいるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 実際長い間入院されている方というのはちょっといないものですから、この3歳児健診だとか1歳半健診のときに、どうしてもそういった入院措置で健診は受けられていないということで、長く受けていないという乳児についてはいないということになります。

以上です。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

板垣委員。

○委員（板垣良輔） まず2点伺いたいと思います。

ページで言うと、168、169 ページです。清掃費について二つ聞きたいと思います。

まず、12 節役務費の細節 15 公共施設等ごみ処理手数料についてです。これ前年度の決算より 100 万円程度ふえております。多分ごみが公共施設でいっぱい出たということなのだと思いますが、その具体的な理由であったり、何か事情であったり、そういうことを聞かせていただきたいと思います。

あと一つ、大きなくくりで聞きますが、3R 推進運動、特にそのうちの 2R といいいますか、ごみの発生抑制リデュース、そして再使用リユース、ここを推進していく運動がより一層求められていると思います。町を挙げてこの 2R 推進運動にぜひ取り組んでいただきたいなと思っているのですが、お考えをぜひお聞かせください。

○委員長（野原恵子） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） まず1点目の役務費の公共施設等ごみ処理手数料でございますけれども、これにつきましては例年よりも少し多い決算額となっておりますが、AKF ファイリングシステムでありますとか、あるいは庁舎の引っ越しに伴うごみの分がふえているという決算額でございます。

もう一つ、2R といいいますか、リサイクル運動につきましてでございますが、町といたしましては、これまでも取り組んでおります、公区で資源回収を行うだとか、あるいは町も資源ごみの回収を行っておりますので、これまでも出前講座でありますとか、そういったところでリサイクル、リユースの推進をしているところでございます。

以上です。

○委員長（野原恵子） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） 公共施設等ごみ処理で 100 万円上がったのが、ファイリングシステムということだっと思うのですが、ファイリングシステムだったら、多分専らごみの種類といいいますか、種別、品目は古紙、紙になるのではないかというふうに思います。これが紙だったら、いわゆるリサイクル、集団回収として資源に回すことができたのではないかというふうに考えます。私のその推察は合っているでしょうか、合っていないですか、それを確認したいと思います。

それともう一つ、今おっしゃいましたリサイクル運動なのですが、専ら言っているのがリサイクルについてではありません。リサイクルではなく、ごみを出して大量にリサイクルしていくということではなく、ごみそのものを出さないといった運動についてです。その啓発、啓蒙を行ってほしいなというふうに考えているのですが、それについてどうでしょうか。改めて聞きます。

○委員長（野原恵子） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 1点目の紙、古紙のことでございますけれども、庁舎から出る書類等のごみでございますので、古紙に回せるものと、あるいは焼却処分しなくてはならない、どうしても情報的に古紙としてリサイクル業者に渡すことができないものもございますので、その辺は分けまして処理をしていたところでございます。

もう一点のごみを出さない運動ということで、以前の一般質問のときにも、食品ロスをなくすということで、これからいろいろ取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございまして、そういった取り組みと合わせまして、ごみを出さない運動をどう進めていくか、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） 公共施設等のごみについてわかりました。集団回収をさらに大きく進めていくみたいな、そういったことも含めた答弁もありましたが、集団回収はその公区でやっていたら公区の運営費の手助けになったり、あるいはその事業者の資源の回収になったり、あるいは町がごみ処理の手数を軽減することができる、非常にいい制度だと思います。もっと広く大きくやっていただきたいなというふうに思います。

また、2R 推進運動なのですが、リサイクルとは違って、市民一人一人の啓蒙によるところが非常に大きい問題です。食品ロスを少なくするというのも専ら、あるいは生ごみの水を切るとかというような細々としたことが非常に多いので、ぜひぜひより一層進めていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

（関連の声あり）

- 委員長（野原恵子） 関連、中橋委員。
- 委員（中橋友子） ごみのところでの関連で中身は違うのですが、平成 27 年の当初予算のときにも、また 26 年のときにも、高齢者や障がい者のごみステーションまでのごみを出しに行くことの支援を求めてきた経過がございます。その都度、ご答弁いただく中では、どんな手法がいいのか、ボランティアがいいのか、業者がいいのかというようなことで検討をしたいということのご答弁だったのですが、27 年度では、どんな検討をされて、どういうふうに改善に向かうことを期待するのですけれども、検討の中身についてお伺いしたいと思います。
- 委員長（野原恵子） 防災環境課長。
- 防災環境課長（天羽 徹） ごみステーションまでのごみ出しの支援についてでございますけれども、これまでの答弁でも、対象者がどれくらいいるであるとか、あるいは対応するときには直営でやるものなのか、それとも委託業者でやるのか、あるいは地域の方の協力を得られるのかも含めて、今年度調査をしまして、29 年度以降に対応できるよう考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。
- 委員長（野原恵子） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 29 年度からということでありますから、どんな方向で検討されたのか、これをぜひお伺いしたいと思います。
- 実施に向けているということはわかりました。それは期待したいと思います。
- 検討の中身なのですが、つまり出されたときにはボランティアか、あるいは業者かというようなことであります。既に帯広市が 2015 年から始まりまして、それ以前に音更町が始まっています。いずれも業者が玄関先まで出向いて行って回収する、つまり委託料をふやしているのですよね。そういう予算措置を講じて、業者の仕事がふえるわけですから、予算措置がされるのは当然なのですけれども、通常のごみ回収はどこも週 2 回というところが多いのですけれども、週 1 回するとか、そういうような形で取り組まれています。幕別町ではどんな形で検討されてきましたか。
- 委員長（野原恵子） 副町長。
- 副町長（川瀬俊彦） 幕別町では、これにつきましては検討は進めております。音更町が先進的に進んでおりましたので、これは実は音更町のほうに担当者が行きまして、どのような方法でやっているのかということは調べました。これにつきましては、まず、そういう自分ではなかなかごみステーションに持って行けない方、どれぐらいニーズがあるのか、そういうものをまず押さえるということ、そして具体的に何人がどういう曜日にそういうことを求めるのか、そういうことをしっかりと押さえて、そして対応策を考えていくということでの研究はしておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思えます。
- 委員長（野原恵子） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 検討中でありますから、時間はかけていいものにしてください。
- そして、そのニーズのところですが、高齢者、障がい者もなかなか一人で出るのが困難だということ、そういうところに尽きるのだらうと思えますけれども、冬期と夏期でも変わってくると思えます。冬期はどうしても足場がよくないということもあります。そういった細かな調査も含めて漏れなく救済されるように実現を図っていただきたい。
- 以上です。
- もしお答えいただくところがありましたら、お答え願います。
- 委員長（野原恵子） 副町長。
- 副町長（川瀬俊彦） 今のご提案は非常に大切なことだと思いますので、その辺をよく踏まえて検討を続けてまいりたいと思っております。
- 委員長（野原恵子） ほかに質疑ございませんか。衛生費はもう終わってよろしいでしょうか。
- 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 健診のことについてお伺いしたいと思います。
- ページ数は衛生費の 160 ページ、161 ページ、予防費であります。資料は 88 ページであります。
- これまで健診の事業に積極的に取り組んでいただきまして、ずっと健診率の向上ということで頑張ってきたのですけれども、残念ながら特定健診や後期高齢者健診を除いては、人数こそふえているものの、受診率という点では伸びない、むしろちょっと下向き出したというのがあります。とりわけ、こういった胃がん、肺がん、がんの死亡率が非常に高いということで、健診の強化というのはもっともっと頑張っていたかなければならないのかなというふうに思いますが、この間、幕別町では、町の直接

受診された方と、あと医療機関で受診された方の情報を得る中で、健診の状況をつかもうという取り組みもされてきています。そういったものを全部含めてこの数字になっているのかどうか、町だけの健診がここに記載されているのか、恐らく含まれているのではないかと思います。町の健診と町外の指定病院での健診の内訳を示していただければ示してください。

それと、特に乳がん検診、婦人科検診になってきますけれども、毎年の実施ではなくて、2年に1度の実施ということになっています。しかも年齢は40歳からだったと思います。これは全体の疾病率を下げる、とりわけ乳がんなどは今12人に1人と言われておりますので、そういうふうな現状を考えるならば、この27年度のような2年に1度のやり方が果たしてそのまま進めていいのか、もっと年齢を下げ、あるいは毎年実施とかというところまでいかないと、疾病、病気になる人を防ぐという効果は高まらないのではないかと思います。いかがですか。

- 委員長（野原恵子） 質疑の途中ですが、これから10分間休憩に入りまして、お答えをいただきたいと思えます。

15時20分まで休憩といたします。

15:07 休憩

15:20 再開

- 委員長（野原恵子） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁をお願いいたします。

保健課長。

- 保健課長（合田利信） 最初に、がん検診の受診率が26年度から27年度にかけて、受診者数はふえておりますが、対象者が受診率が減少している状況についてまず説明させていただきますが、26年度までのがん検診の対象者の算定に当たっては、厚労省の「がん検診事業の評価に関する委員会」の技術的助言を参考としながら、町独自の対象者数を算定しておりましたが、昨年27年度から、この対象者数の考え方が統一化されまして、国立がん研究センターのがん登録統計に掲載されている市町村別対象者数ということが示されたものですから、この人数でいきますと、全市町村が同じ考えのもとに対象者数を算定するというので、このことから前年26年と比較しますと、対象者がふえた結果、受診者数はふえているのですが結果として受診率は低下していると。ただ、27年度から今後におきましては、同じ考えの対象者数でいきますので、受診者がふえれば受診率も上がっていくということになっていくかと考えております。

次に、本町で実施しているスマイル健診以外に個別で受けたといいますか、職場で受けた健診等の人数ということなのですが、全ての特定健診やがん検診で、職域で人間ドック等を受けた方については、町の助成の対象になった方については、この人数を健診者に加味してのせてございます。

それと、乳がん検診のことなのですが、基本的に乳がんにかかわらず全ての検診につきましては、国のがん検診の指針に基づいた対象年齢としておりますので、乳がんにつきましては40歳以上ということなのですが、一つあるのは、若年層におきます乳がんの発見率が非常に低いという状況からも、この年齢が示されているのではないかとおもうのですが、まあもう一つは、そういった若い方にも有効な健診も、今、出てきているということもありますので、そういった健診の実施方法とあわせまして、年齢というのは今後検討するところがあるのかなど。乳がんのみならず、全体の健診を含めて、やはり若い年齢の方が健診に関心を持ってもらうやり方を、今後、検討しなければならないと考えているところであります。

以上です。

- 委員長（野原恵子） 中橋委員。

- 委員（中橋友子） まず、全体の人数がふえたということは評価しなければいけないだろうというふうには思います。基準が変わった、つまり対象の人数が変わったという、そこはどこで変わったというのわからないので、示してください。

- 委員長（野原恵子） 保健課長。

- 保健課長（合田利信） がん検診の対象者の人数なのですが、26年度までは先ほど申し上げました厚労省の技術的助言を参考としまして、実際、職場で受診機会がある方とか、入院されていてスマイル健診を受けられない方というのは、やっぱり除外しないと実際の正確な人数は捉えられないだろうという中で、対象者を算定しているのですが、やはりこれでいきますと、各市町村ごとの人数が非常にばらつき

があるということもありまして、27年度から厚労省のほうでは、この国立がん研究センターの人数を一つの対象者としてしなさいということで、全国的に同じ基準で対象者とするということを示されたから、こういった結果になっております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 一般的に見れば、当然、年齢制限があります。例えば、乳がん検診であれば40歳以上が対象になれば、当然その分母というのは幕別町の40歳以上の女性の方というふうに単純に思うのですが、それが何か厚労省の基準で変わってきたのだというのが、ちょっとどういうことなのかまだ見えてはいないのですが、いずれにしても人数そのものは、健診を受ける人はふえているということは理解をいたしました。

ただ、全体としてふえたとはいっても、対象に対して、胃がん検診などは17%、あるいは大腸がん検診23%、非常に死亡率の高いがんの検診率が10%台、20%台、これずっと過去から続いてきているのですが、この辺はやはりもう少し全体で引き上げていく努力がいるのではないかなというふうに思います。

あと乳がん検診のほうで答えがあって、若い人の発見率が低いからということではあったのですが、発症率はふえているのですよね。だから、そういうことを考えれば、課題だとおっしゃられたので、ぜひそういうこともお含みいただいて、健診の機会を広げていくという方向に検討いただければと思います。どうですか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（合田利信） やはり受診率の向上というのは、町民の方の健康につながっていきますので、今後も個別勧奨を含めまして受診率が上がるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（野原恵子） ほかに衛生費で質問される方、いらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） それでは、4款衛生費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田井啓一） 5款労働費についてご説明申し上げます。

170ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、予算現額2,720万9,000円に対しまして、支出済額1,820万2,911円があります。

1目労働諸費、本目につきましては労働者対策に要した費用であります。

19節負担金補助及び交付金は、援農協力会や幕別地区連合会など、労働関係団体への補助金が主なものであります。

21節貸付金、細節1は労働者の福利厚生を図るため、運用資金を労働金庫に預託して貸し付けるものであり、平成27年度の新規貸し付けは2件140万円、貸付残高は7件で184万2,000円となっております。

2目雇用対策費、本目につきましては、雇用対策にかかわる経費であります。

町の単独事業で、町道や公共施設の清掃及び旭町の職員住宅解体など総額約1,400万円の雇用対策事業を実施したところであります。

7節賃金は高校、大学の新規学卒者で就職未内定者の方を町の臨時職員として採用し、社会人としての基礎的資質を身につけていただくことを主目的として、平成27年度は4名の方の雇用をしたものであります。

なお、このうち3名の方が就職につながったところであります。

13節委託料は季節労働者対策といたしまして、細節5は町道の春先の清掃で35名、延べ216人工の雇用、細節6は冬場の雇用対策といたしまして、町道の除排雪、支障木伐採など68名、延べ298人工の雇用、細節7は冬場の雇用対策といたしまして、近隣センター26施設の清掃、ワックスがけなど4名、延べ92人工の雇用を確保したものであります。

15節工事請負費は、老朽化した旭町の職員住宅、2棟3戸の解体業務で民間企業に発注いたしま

したが、冬場の雇用として8名、延べ120人工の雇用が確保されたところであります。

以上で、5款労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 5款労働費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に6款農林業費に入らせていただきます。

6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田井啓一） 6款農林業費についてご説明申し上げます。

172ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、予算現額13億5,687万円に対しまして、支出済額12億191万962円です。

なお、繰越明許費といたしまして1億3,294万円を翌年度に繰り越しております。

1目農業委員会費、本目につきましては農業委員会の委員等の報酬及び費用弁償並びに事務局運営経費が主なものであります。

2目農業振興費、本目につきましては、農業振興にかかわる各種補助金、事務経費等が主なものであります。

174ページをお開きください。

19節負担金補助及び交付金、細節11は認定農業者が借り入れたスーパーL資金339件に対しまして利子補給したもの、細節13は堆肥切り返し、堆肥及び緑肥、種子購入にかかわる補助金、細節15は町と町内の農協で構成いたします幕別町農業振興公社に対する運営費補助金、細節22は経営所得安定対策制度の推進事務にかかわる補助、細節24は経営が不安定な就農初期段階の所得の確保を目的とした道の補助事業で、2組4名の方へ交付したものであります。

細節26は担い手への農地の集積、集約を図る事業に対する協力金で、6名、約63ヘクタールの農地に対して交付されたもので、細節27は農業機械、施設の導入や土地基盤整備につきまして融資を活用して導入する場合、融資残の自己負担分に対して補助する、国の事業で6経営体に補助したものであります。

176ページになります。

細節28は生産条件が不利な地域である忠類地域における、農業生産活動などへの支援のための交付金、細節29は有機農業などの環境保全型農業に取り組む農業者団体等への支援事業で、3団体約80ヘクタールの取り組みに対して補助したもの、細節30は町内の農協が整備いたしましたジャガイモシストセンチュウ対策の消毒施設整備に対する補助、細節31は農業者が行う新商品開発や販路開拓等に対する国の支援事業で1事業者に対して補助しており、細節32はTPP対策の一つとして農業機械、施設の導入について融資を活用して導入する場合、融資残の自己負担分に対して補助する国の事業で3経営体に補助したものであります。

なお、細節32の担い手確保、経営強化支援事業補助金におきまして、未施行分450万円を平成28年度に繰り越したところであります。

細節21貸付金は町の単独事業で、農業施設整備や農業機械の導入及び家畜導入など7件の貸し付けを行ったものであります。

3目農業試験圃場費、本目は試験圃の管理運営に要した経費であります。平成27年度におきましては収量、品質、品種比較試験など15課題の試験を実施したところであります。

178ページになります。

4目農業施設管理費、本目につきましては農業担い手支援センター及び味覚工房にかかわる管理運営経費であります。

7節賃金は味覚工房指導員2名分の賃金、11節需用費の細節40は地域微気象観測機器、通称マメダスであります。幕別地域5カ所の雨量計や無停電装置などの修繕が主なものであります。

なお、味覚工房の平成27年度の利用状況は、利用者数が延べ996人で前年比65人、6.1%の減、利用率は71.5%、1日平均利用者数は4.7人でありました。

5目畜産業費、本目につきましては畜産振興にかかわる経費であります。

180 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4、5、6 は畜産関係団体への補助金のほか、細節 11 は雌雄判別精液に対する補助で利用戸数 54 個、細節 12 は優良和牛雌牛を保留した農家に対する補助で利用戸数 31 戸、いずれも町の単独補助事業で、細節 23 は町内の専門農協による競り関連施設の機械整備に対する道の補助金であります。

6 目町営牧場費、本目は幕別地域 1 カ所、忠類地域 2 カ所の町営牧場の管理運営に要した費用であります。

182 ページになります。

7 節賃金は町営牧場の嘱託職員 5 名と臨時牧夫 6 名分の賃金、11 節需用費、細節 5 は町営牧場 3 カ所の肥料代、13 節委託料、細節 6 は町営牧場 3 カ所 858 ヘクタールのうち 458 ヘクタールの肥料散布に係る委託料が主なものであります。

27 年度の預託実績は乳用牛 813 頭、肉用牛 26 頭及び馬 2 頭の計 841 頭で前年比 84 頭の減、地域別の内訳といたしまして、幕別地域が 423 頭で前年比 11 頭の減、忠類地域は 418 頭で 73 頭の減となっております。

なお、減少の原因につきましては、忠類地域におきまして、粗飼料の確保による入牧の見合わせが 1 戸、病気発生による入牧の自粛が 1 戸となっております。

7 目農地費、本目は土地改良施設の管理運営並びに国営及び団体営事業の償還に要した費用であります。

184 ページになります。

11 節需用費、細節 40 は上統内排水機場の主原動機 1 機及び幕別ダムの計測機器類の修繕、相川地区の排水路の補修が主なものであります。

13 節委託料、細節 7 は幕別ダムの操作点検にかかわる委託料、細節 12 は幕別地域で 18.1 ヘクタールの暗渠排水整備にかかわる調査設計委託料が主なものであります。

14 節使用料及び賃借料、細節 5 は明渠排水路の床ざらいのための重機借上料であります。平成 27 年度におきましては延長 1,410 メートルを実施いたしました。

15 節工事請負費、細節 1 は 9 地区 12 カ所の明渠補修及び支障木除去、細節 2 は上統内排水機場の主原動機 3 機のうち 1 機の分解整備で、平成 26 年度から 1 機ずつ分解整備を行う計画としたものであります。

細節 3 は幕別地区で 17 ヘクタールの暗渠排水工事を実施したものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は国営事業幕別地区の償還金、細節 4 はいわゆる東西線にかかわる公団営事業の償還金。

186 ページになります。

細節 5 は 1 ヘクタール未満の小規模暗渠排水及び支線明渠の整備に対する町の単独の事業補助、細節 6 は国営札内川かんがい排水事業における施設維持の協議会に対する幕別町負担金、細節 8 は町内 14 地区の協議会に対する地区内の明渠などの農業基盤施設の維持などにかかわる活動に対する交付金であります。

28 節繰出金は、忠類市街地を処理区域とする農業集落排水特別会計の繰出金であります。

8 目土地改良事業費、本目につきましては、道営土地改良事業等の負担金及び事務的経費であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 5 は、旧町道名の東宝線にかかわる道営農道整備事業負担金、細節 6、7、8、9、10 は道営農地整備事業負担金、細節 11 は計画自立事業負担金であります。

なお、細節 6 から細節 11 の道営事業負担金におきまして、未施行分、合計 1 億 2,844 万円を平成 28 年度に繰り越したところであります。

2 項林業費、予算現額 9,273 万 3,000 円に対しまして、支出済額 8,935 万 2,268 円であります。

1 目林業総務費、本目は林業振興にかかわる経費であります。

188 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 8 から 10 にかけては民有林の振興に関する幕別町森林組合に対する補助金であります。

細節 11 は鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業にかかわる補助金であります。

有害鳥獣に対する実績であります。平成 27 年度における有害鳥獣の捕獲数は町内のハンターに依頼した分に加え、町直営分も含めると、鹿 702 頭、キツネ 319 匹、カラス、ハト 1,157 羽となってお

ります。

2目育苗センター管理費、本目は忠類育苗センターの管理運営に要した経費であります。

アカエゾマツ、トドマツの苗木生産業務にかかわる幕別町森林組合への委託料が主なものであります。27年度におきまして、アカエゾマツ 6,890本、トドマツ 11万130本、計 11万7,020本の苗木を出荷し、2,029万円の売り払い収入を得ております。

以上で農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

挙手をお願いします。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 178ページの味覚工房についてお聞きします。

決算資料によりますと、利用者の人数が減っているというデータが出ているのですが、昨年、設備の面で新しくオープンとかそういうのを備えたということもあまして、昨年こういった団体が、この説明資料の中では大まかにしか書いていないのですけれども、こういった団体がどういう加工品をつくったのか、そういう状況がわかったら教えていただけますか。

○委員長（野原恵子） 経済部参事。

○経済部参事（廣瀬紀幸） 味覚工房の利用状況ということでご質問でございますけれども、団体のほうにつきましてなのですが、こちらのほうで押さえているということと、学校関係でいきますと、例えば学級の中の行事ですとか、そういう中で利用されているという部分がございます。

ただ、どういう品目をつくったかという部分については押さえていないというところで、大変申しわけないのですけれども。あと、中には子供さんも一緒に入っているということもあるので、パンですとか、そういうものの加工品をつくってもらっているというところが多いのかなというところでございます。

あとは個人的な利用の方が多いのですけれども、団体ということで申し込みいただくのですけれども、例えば人数的に、つい先日もあったのですけれども、40人ぐらいの方が利用できないかですとか、あと子供さんも小さいということもあって、なかなか大人の方が少なければちょっと指導員のほうだけでは危ないよということもあって、人数とかの関係もありまして、全て例えばご紹介あったものが受け入れられるのかということ、ちょっと受け入れが難しいとかということでお断りしているケースもたまにあるというような状況であります。

以上です。

○委員長（野原恵子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 幕別町内にはたくさんの食材がありますし、こういったいい施設がありますので、限られた人たちが使うだけではなく、もっと周知をして、いろんな幅広い世代の人とかに使ってもらえる機会ができたらいいなと思います。

以上です。答弁は要りません。

○委員長（野原恵子） ほかに質疑、質問される方いらっしゃいませんか。

若山委員。

○委員（若山和幸） 188ページ、林業費、林業施設費の8節有害鳥獣駆除謝礼、またその下の負担金補助の中の鳥獣被害防止補助金に関してなのですが、先ほど部長の説明で、27年度鹿が702頭、キツネ三百十何頭というお話があったのですけれども、きっとこれは十勝管内、管外を含めた頭数、これは猟友会の皆さんの努力があつてのこの頭数だと思うのですけれども、反対に鹿、キツネが大変ふえているという実情があると思うのですが、ちょっとお聞きしたいのは、駆除された鹿、キツネの、もし十勝管内、十勝管外の頭数がわかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） エゾシカの捕獲頭数ということでございますけれども、データの的にはちょっと古いのですけれども、平成26年度でいきますと、北海道十勝管内、管外という分けはないのですけれども、北海道全域で捕獲頭数が13万6,000頭、捕獲されているところでございます。

以上です。

○委員長（野原恵子） 鹿、キツネというお答えが欲しい。

農林課長

○農林課長（萬谷 司） 済みません。キツネの関係は、ちょっとデータを持ち合わせておりません。

- 委員長（野原恵子） 若山委員。
- 委員（若山和幸） ゆとりみらい 21 のほうで、農業被害のほうを調べられているのですけれども、あの被害報告の中には、なかなか面積として出せない被害が多数あります。畑の中を縦横無尽に走っているとか、最近、群れをなして歩いている鹿が大変多くなっています。ゆとりみらい 21 の被害調査の書き方ですけれども、大変農業者はどう書いていいのだろうと、被害はたくさんあるのだけれども、面積だけではというお話をよく耳にします。その分、鹿、キツネの被害が近年ふえているということが多々ありまして、1 町村でどうこうできるものではないですけれども、北海道全体でもう少し農業に被害が減るような対策のほうを打っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 委員長（野原恵子） 農林課長。
- 農林課長（萬谷 司） ゆとりみらいで調査、毎年実施しておりますけれども、調査の内容につきましては、今後検討させていただきます、来年度、今後、調査のほう実施させていただきますと思います。以上です。
- 委員長（野原恵子） ほかにございませんか。
小川委員。
- 委員（小川純文） 185 ページ、7 款 7 目の農地費の関連になるかと思ひますけれども、14 節の 5 番で農用地排水向上対策事業用重機借上料と、これは主に農用地周辺の明渠だとかそういうものの床ざらいに利用する重機の費用だと思ひますけれども、近年、雨の降る回数が多く、要望に対して町も非常に厳しい予算の中でありまして、これら要望に対して十分達成できているのか、まずそこについてお聞かせいただきたいと思ひます。
- 委員長（野原恵子） 農林課長。
- 農林課長（萬谷 司） 農用地排水向上対策事業用重機借上料でございますけれども、これにつきましては、過去、町のほうで単独で実施しておりましたけれども、現在、農地・水のほうも、こうした明渠の維持管理事業やっただいていただいている状況でございます。
農地・水と連携を図りながら、町は実施しているところでございますけれども、現在のところは要望を受けたものにつきましては、大体網羅して実施いたしていると考えております。
- 委員長（野原恵子） 小川委員。
- 委員（小川純文） 何とか要望に対しては、達成をされているというところでありまして、大水というものは非常に恐ろしいので、今後ともいろんな地域とそれこそ農地・水保全会のほうもあろうかと思ひますけれども、より一層そこら辺との連携をとりながら、一層の整備拡充に努めていただきたいと思ひますし、その上の項の委託費の中でありまして上統内排水機場の保守点検、整備の関係、また幕別ダム保守点検というものがございまして、これも万が一に備えての点検でございますので、特に上統内のほうは非常に年数が経年しております。動かすたびにいろいろ支障が出ているということも聞いておりますので、連携をとりながら万が一のための準備、対策というものは確実にとっていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひをいたします。
以上です。
- 委員長（野原恵子） ほかにございませんか。
(なしの声あり)
- 委員長（野原恵子） 6 款農林業費につきましては、これで質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。
次に、7 款商工費に入らせていただきます。
7 款商工費の説明を求めます。
経済部長。
- 経済部長（田井啓一） 7 款商工費についてご説明申し上げます。
192 ページをお開きください。
7 款商工費、1 項商工費、予算現額 6 億 8,827 万 2,000 円に對しまして、支出済額 6 億 7,576 万 3,472 円であります。
1 目商工振興費、本目は商工業振興や中小企業融資にかかわる経費であります。
8 節報償費、細節 3 につきましては、町内登録業者の施行により住宅の新築またはリフォームを行った方に商品券を交付する事業であります。平成 27 年度の交付対象の工事実績は、新築 7 件、リフォーム 94 件の計 101 件、工事費ベースで新築は 1 億 8,634 万 5,000 円、リフォームは約 1 億 4,865 万 8,000 円、計 3 億 3,500 万 3,000 円となっております。

施工業者数は、新築4社、リフォーム26社でありました。

前年度に比較いたしまして、件数では新築で12件の減、リフォームでは16件の増、全体で4件の増、工事費ベースで新築の件数が減少したことにより35%の減、交付額で5.9%の減となっております。

19節負担金補助及び交付金、細節3は商工会への補助金、細節4、5につきましては、中小企業融資にかかわる保証料及び利子補給の補助金、細節6はパークプラザ整備にかかわる商工会の借入返済に対する補助、21節貸付金につきましては、中小企業融資のための原資を町内各金融機関に預託して貸し付けを行うものでありますが、27年度の新規貸し付けは61件、3億9,152万円で27年度末の融資残高は273件、10億8,037万9,000円となっております。

2目消費者行政推進費、本目は消費者行政にかかわる経費であります。7節の消費生活相談員賃金が主なものであります。

平成26年度から相談開設日の拡充を行っておりますが、平成27年度の相談件数は前年比5件の増の150件、このうち18件、金額にして212万5,266円が相談業務により救済されたところであります。

3目観光費、本目は観光物産振興にかかわる経費であります。

194ページになります。

11節需用費、細節21は道の駅・忠類にかかわる電気料が主なものであり、細節40はアルコ236の設備にかかわる修繕料が主なものであります。

13節委託料はアルコ236、道の駅・忠類の指定管理にかかわる経費が主なものであります。

細節11は協定書に規定するリスク分担に基づき、平成26年度の燃料単価増、修繕にかかわる町の分担額を支払ったものであります。

15節工事請負費は、国道236号線沿いのナウマン象記念館前に設置しております、大型観光案内看板の改修に要した費用が主なもので、18節備品購入費、細節2は入浴券販売機や和室用の椅子、机などの購入に要した費用が主なものであります。

19節負担金補助及び交付金は、細節3の観光物産協会に対する補助が主なものであります。

4目スキー場管理費、本目は白銀台スキー場及び明野ヶ丘スキー場の管理運営に要した経費であります。

196ページになります。

7節賃金、細節3は白銀台スキー場の臨時職員8名分の賃金、細節4は白銀台スキー場4名分、明野ヶ丘スキー場1名分の嘱託職員の賃金、11節需用費、細節40は白銀台スキー場のリフトワイヤーロープ交換が主なものであります。

13節委託料、細節6は白銀台スキー場のゲレンデ圧雪作業に係る費用、細節8は明野ヶ丘スキー場のリフト管理委託料が主なものであります。

平成27年度のスキー場のリフトの運行状況につきましては、明野ヶ丘スキー場が1月16日から3月13日の56日間、白銀台スキー場は12月26日から3月15日の75日間であり、当初計画した期間より短かったことで、各種経費が減少したことにより、全体で256万2,541円の不用額が生じたところであります。

198ページになります。

5目企業誘致対策費、本目につきましては、企業誘致にかかわる経費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3は企業が事業所を新增設した場合において、投資額の一定割合及び固定資産税相当額を補助するものでありますが、平成27年度におきましては、平成24年度から平成27年度までに事業所の新增設を行った12社に対して補助しております。

21節貸付金につきましては、工業団地内に事業所を新增設する企業が新增設に伴い用地を取得する場合に、金融機関が貸し付けで用地取得資金の原資とするものであります。

平成27年度の新規貸し付けはございませんでした。

平成27年度末における融資残高は10件4,775万8,000円余りとなっております。

以上で、7款商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

今、数人の方から挙手が上がりましたので、ここで休憩にしたいと思います。

16時15分まで休憩といたします。

16:03 休憩

○委員長（野原恵子） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑のある方、挙手をお願いいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 3点だけお聞きします。

193 ページ、7 款商工費、1 項商工費、1 目商工推進費、21 節貸付金の中小企業融資運用資金貸付金なのですが、中小業者の中にもやはり国が進めている政策、町がやっている融資、自分のところと該当するかわからずに過ぎてしまったというお話も実はあります。銀行からの説明ばかりになっているのではないかというものもありまして、やはり地元企業に対して、国や町の制度についてもしっかりと説明をもっと行う必要があると感じたものですから、改善もしくは改善するべきと感じますが、それに対して今の現状について、どのような取り組みをしているのか、お聞きします。

二つ目が、同じページなのですが、3 目観光費、商工費の説明資料、要は決算のほうには金額がなかったものですから、決算のほうに出ないところでして、107 ページの特産品研究開発事業、予算が前年度より多くことしの予算案で計上されていたと記憶していたのですが、平成 26 年度、27 年度とゼロとなっているのですが、動きがなかったのかどうか伺いたしたいと思います。

決算書の 197 ページに戻りまして、4 目スキー場管理費、7 節賃金、細節 3 のスキー場管理人賃金の仕事内容と内訳はどうなっているのかお聞きします。

○委員長（野原恵子） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） ご質問の 1 点目、中小企業融資にかかわります周知の方法であります、町といたしましては町のホームページ、また広報ですとか、商工会の理事会のときに、これ制度が変わった場合などは、資料をお配りして周知をしているところであります。

まだまだ周知不足というご指摘でございますけれども、今後、商工会と連携をとりながら、さらなる周知に努めてまいりたいというふうに思います。

それとご質問の 2 点目、特産品研究開発の関係であります。28 年、今年度につきましては、制度を拡充いたしまして予算も多く計上させていただいたところでありますけれども、残念ながら 26 年、27 年につきましては、実績がゼロとなっていたところであります。

以上です。

○委員長（野原恵子） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） スキー場のご質問なのですが、スキー場管理人の賃金の部分ですけれども、内訳ということでスキー場管理人につきましては、忠類の場合は牧場の嘱託職員と臨時職員を雇って管理運営しています。

ここで言うスキー場管理人の賃金という部分は、臨時職員の賃金 8 名分の決算でございます。

内訳といたしましては、リフト小屋のほうの部分で 6 人、それから券売しています事務所のほうで 2 人、合計 8 名ということの雇用でございます。

○委員長（野原恵子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 中小企業融資のほうは、ぜひ連携して進めていただければと思います。

あと、次の特産品研究開発事業なのですが、予算を上げていただくのはすごくいいのですが、結局やるところがないということで、やはりもう少し手だてを考えていく必要があるのではないかというふうに思います。6 次産業化がクローズアップされていますので、とても町としても重要な政策だと思しますので、事業が活用されますように改善手だてを図るべきではないかと思いますが、具体的な動きがなかったのかについて伺いたしたいと思います。

あと、スキー場のほうですが、スキー場管理人の嘱託職員のほうは年間雇用だとは思いますが、管理人さんのほうは、ことしは例年より 75 日間と長かったという中で、一定程度の収入があったのかと思うのですが、仮に営業日数が 30 日、40 日となってしまうと、働いている従業員の賃金が減ってきてしまうと思うのです。その辺についての保障などはやっているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） 特産品開発の関係でありますけれども、27 年度までにつきましては、補助金の上限が 15 万円という事業制度でありました。我々も事業者の方とお話をしたときに、15 万円もらうのだったら書類つくるの面倒くさいから申請しないわと、そういった方もいらっしゃいました。

そういった反省もありまして、28 年度からは商品の研究開発に係る経費から製造して、ラッピングですとかそういった経費、さらには販路拡大に至るまで、特産品の開発をパッケージ、トータルで支援で

きる制度ということで150万円を上限に制度を拡充したところでありまして、今年度の話をお願いします、今年度につきましては既に2件の申請がありまして、今、特産品開発に向けて進めているところであります。

以上です。

○委員長（野原恵子） 地域振興課長

○地域振興課長（小野晴正） 臨時職員のスキー場が運営していないときの保障の関係だと思っておりますけれども、スキー場は基本的に12月20日から3月15日までを基本として開業するような形で規則で決めてございます。

ただ、雪不足によって一昨年、その前も営業日数が短かったのですけれども、臨時職員につきましては、そういう期間につきましては60%の保障をするような形で賃金の保障をしているような状況です。

○委員長（野原恵子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 特産品の研究開発は進んでいるということで、大変進めていただければと思います。

スキー場の管理運営のほうは、やはり生活できるくらいの保障をしていただくというのは当然だとは思いますが、そういうことがされているのであれば、これからも引き続きそのようにしていただければと思います。

以上です。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 195ページ、3目観光費の13節委託料になるのですけれども、その中で細節7公衆トイレ清掃委託料なのですが、これ建物内ということですので、その上の細節5の指定管理料の中に公衆トイレの委託料が一緒に入ってくるはずだと思うのですけれども、これなぜ別枠になっているのでしょうか。

それとあと公衆トイレなのですけれども、清掃が行き届いていないといった声を多く聞いておるのですけれども、そういう声を聞いていないのか、実態把握についてお伺いします。

それと、その下の方の細節10のアルコ236設備機器等省エネ環境計測委託料なのですけれども、前年度も同様、こういった委託料が出てきております。これはどういったことをされているのか。また毎年のようにこういったものは必要なのでしょうか。また、委託して費用をかけておりますけれども、効果として、これが本当に省エネとかそういったものにつながっているのでしょうか、お伺いします。

○委員長（野原恵子） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） まず、質問の1点目で、公衆トイレの清掃委託料、こちらが指定管理料になぜ含まれていないかという部分なのですけれども、道の駅の方で指定管理に含まれている部分はあくまでも、行っていただいたらわかるのですけれども、店舗側の扉から店側の部分だけでありまして、トイレにつきましては、道の駅として24時間ずっとあけていかなければならない部分なので、こちらについては町として管理するという部分の中で別に委託をしているような状況でございます。

また、ご質問の2点目のアルコ236の設備機器と省エネ環境の部分なのですけれども、こちらに関しましては、ご質問のとおり26年度と27年度の継続2カ年で委託してございます。内容といたしましては、アルコ236の熱設備、ボイラーになるのですけれども、ボイラーがパネルヒーター、要するに暖房のボイラーとそれから給湯関係のボイラーが、一緒のボイラーを使っております。その中で系統としては8系統あるのですけれども、それらが季節、毎日計測した中で、こういったときにピークになって、こういったときに余り動いていないかという部分を、それぞれの系統別で調査をしてデータ化を図りました。これは、今後の施設の改修、それからボイラーの更新をしていくときに参考になるようにデータ化をしたものでございます。

したがって、効果という部分では、今現在は効果、今データをとっただけですので、これが効果ということではないのですけれども、今後、効果を発揮するような形で改修、それから省エネにつなげていきたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 小島委員。

○委員（小島智恵） トイレの清掃、済みません。

○地域振興課長（小野晴正） 清掃の関係で、トイレが汚れているという実態を把握しているかという部分なのですけれども、私どもも気づいたときには、委託業者のほうに話はしているような中身でございます。

なかなか改善ができていないという部分もあるものですから、日々改善していくような形で指導して

いきたいと考えております。

○委員長（野原恵子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 前段の部分は理解しまして、トイレの清掃管理については、道の駅はトイレの清潔度というのが生命線の一つでありますから、今後一層清掃管理に努めていただきたいと思います。

あと省エネの計測ですか、まあデータをとられたということなのですけども、例えばそんな委託して費用をかけなくても、燃料費だけで算出するとか、まあ単純なのですけども、そういったことでもできるのではないかなと思ったのですけれども、いかがでしょう。

○委員長（野原恵子） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） ボイラーに機械を設置しまして、常時どのような運転をしているかという部分を計測しまして、一日の中でもそういう形で動いている、それから季節的にもどういう形でピーク、それから閑散の部分でボイラーが動いている、そういう部分を数値化したことによって、今後ボイラーの改修等につなげていきたいなというふうに考えているところであります。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 197 ページ、4 日スキー場管理費、13 節委託料ですけども、まず細節グレンデ圧雪委託料 115 万 3,726 円、これはスキー場の圧雪に関することなのですけども、この圧雪をする日にちというのが、1 週間に何度かというのが決まっていると思うのです。で、それを雪が大雪になった場合は多分踏むと思うのですけれども、例えばスキー場を利用するときの大会利用前のスキー場圧雪整備とか、あとグレンデ状態が悪いときの圧雪状態、これ定期的な日程によっては想定できない部分が出てくると思うのです。その辺を業者といろいろ対応しながらやっていただきたいのですけれども、その中で全面の圧雪にかかわらず、部分的な圧雪によってグレンデを維持していくような手法はとれないのか。1 週間、例えば月、水、金とか、土とかやると思うのですけれども、それ全面でなくても、ある程度重要な部分のグレンデの圧雪ということをしてできないものか。

それと、次のリフト管理委託料というのが 263 万 1,000 円と平成 26 年度に比べて 50 万円ほど上がってございます。この辺の理由ですね。

それと細節 10 の宿泊ロッジ清掃等委託料、これ 26 年度は出てこなかったわけなのですけども、27 年度で 99 万 3,000 円、これはどのような事業をやっておられるのか。

以上です。

○委員長（野原恵子） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） まず、ご質問の 1 点目、グレンデの圧雪委託料についてでございます。

こちらにつきましては、何曜日にやるという部分は特に決まてはいないのですけれども、グレンデの状況を見ながら、気温と降雪状況、それからバーンの固さ等も、その状況を見ながら連日になる場合もありますし、ちょっとあく場合もあります。3 日とかあく場合もあります。

昨年、地元団体とスキー場に関する会議を行っているのですけれども、その中でも子供たちの大会前に圧雪をきちっとできればしてほしいという部分の要望等もございましたので、昨年はそういう部分是对応できて利用者の方にも喜ばれたような状況で確認しているようなところでございます。

したがいまして、要望、それからグレンデの状況に応じて柔軟に対応していきたいと考えてございます。

それから、三つ目の質問で、宿泊ロッジの清掃等委託料になります。こちらは以前はスキー場の嘱託職員のほうで掃除等もしていたのですけれども、別に委託を発注しまして、より宿泊ロッジのほうが適正に管理できるように、清掃等の委託、それからクリーニング等を行うような形で委託を別に出したというような中身でございます。

○委員長（野原恵子） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） ご質問の 2 点目のリフト管理委託料であります。

このリフト管理委託料につきましては、明野ヶ丘スキー場のリフトの運行に係るものであります。

これは 26 年度から約 50 万円ほど増額となっておりますけれども、これは実際リフトの運行期間が 26 年度に比べまして長かったということで、実績に応じて支出をしておりますので、増額となったものであります。

以上です。

○委員長（野原恵子） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） 部分的なグレンデの圧雪という部分なのですけども、この部分も先ほど

と同じようにゲレンデの状況を見まして、部分的な圧雪は可能なものですから、状況に応じて対応していきたいと考えております。

○委員長（野原恵子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） リフトの圧雪の関係でございますけれども、地域振興課長の言われたように団体とうまく連携をとって、利用者が利用しやすいようなゲレンデづくりをやっていただきたいと思います。以上です。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 7款商工費につきましては質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 8款土木費の説明をいたします。

200 ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、予算現額4億5,520万5,000円、支出済額4億2,325万1,080円。

1目道路管理費、本目は町道の維持管理に要した費用でありまして、町道の管理委託料、除排雪機械借上料及び除雪機械購入費が主なものであります。

13節委託料、細節1の町道管理委託料は、幕別地域及び忠類地域の年間の町道管理に要した経費であります。

細節2は、幕別地域の町道に係る清掃業務の委託料、細節6は札幌内駅自由通路のエレベーター保守点検に要した経費であります。

14節使用料及び賃借料、細節5は除排雪機械60台のほか関連機械の借上料であります。

18節備品購入費は、幕別地区の除雪トラックの更新に要した費用であります。

2目地籍調査費、本目は地籍調査事業に要した経費でありまして、事務的経費のほか、202ページ、13節委託料、細節5、細節7は、地籍情報システムの定期点検及び土地の移動に伴う地番図の修正並びにシステムの修正に要する費用であります。

細節6につきましては、美川、弘和、駒島、勢雄の各一部、33.65平方キロメートルを調査した費用であります。

2項道路橋梁費、予算現額2億9,966万4,000円、支出済額2億9,439万6,858円。

1目道路橋梁総務費、本目は土木課所管の経常的な管理経費であり、7節賃金は107カ所ある樋門の維持管理に当たる管理人の賃金であります。

13節委託料は、道路台帳及び河川台帳の修正にかかわる業務委託料、14節使用料及び賃借料、細節5は泉源通など4路線の用地借り上げに要した費用であります。

2目道路新設改良費、本目は町道の改良舗装整備に要した経費であり、事務的経費のほか、204ページ、13節委託料は工事に伴う用地確定業務や翌年度以降に整備する道路の調査設計などに要した費用であります。

15節工事請負費は9路線の道路事業を実施しており、社会資本整備総合交付金事業で実施したものが明野6線道路整備工事の1路線、町単独事業で実施したものが日新線道路工事など8路線であります。

17節公有財産購入費は、若草西団地道路3号道路ほか2件の町道整備に伴う用地買収費であります。

22節補償補填及び賠償金につきましては、町道整備に伴う水道管移設の補償費であります。

3目道路維持費、本目は町道維持補修に要した費用でありまして、206ページ、14節使用料及び賃借料は、茂発谷線など5路線の道路側溝土砂除去に要した機械借り上げの経費であります。

15節工事請負費、細節1は主に道路の補修工事、千代田通歩道補修工事など95工事、細節2は主に区画線設置工事など18工事、細節3は災害の採択要件に至らない雨などによる復旧工事、途別新川線倒木処理工事など6工事であります。

4目橋梁維持費、本目は町管理の橋梁維持管理費でありまして、13節委託料、細節1は幕別町橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁点検委託業務に要した費用であります。

15節工事請負費、細節2は同じく幕別町橋梁長寿命化修繕計画に基づく白人橋の橋面舗装補修工事を実施したものであります。

19節負担金補助及び交付金、細節3は十勝中央大橋の維持補修に係る管理者負担金であります。

以上が道路橋梁費であります。平成 27 年度の道路事業の実績は、道路改良舗装は再築も含めすと 632 メートル、歩道整備が再築も含め 259 メートル、車道のオーバーレイが 629 メートル実施しております。

3 項都市計画費、予算現額 14 億 7,892 万 9,000 円、支出済額 6 億 3,137 万 2,188 円であります。

なお、繰越明許費として社会資本総合整備交付金、都市防災総合推進事業を活用して整備いたします防災備蓄庫、耐震性貯水槽、札内福祉センターに係る委託料 1,130 万 7,000 円、工事請負費 8 億 3,100 万円、合計 8 億 4,230 万 7,000 円につきましては、翌年度に繰り越しているところであります。

1 目都市計画総務費、本目は都市計画に係る経費でありまして、1 節報酬は都市計画審議会 4 回の委員報酬であります。

19 節負担金補助及び交付金は、帯広圏広域都市計画協議会のほか、各種協議会などの負担金、28 節繰出金は、公共下水道特別会計への繰出金であります。

2 目都市環境管理費、本目は公園及びパークゴルフ場などの管理及び施設補修に要した費用であります。

208 ページ、13 節委託料、細節 5 公園清掃管理委託料は、公園及びパークゴルフ場のほか、フラワーガーデンの管理に要した費用であります。

細節 6 は、札生通堤防緑地の草刈りに要した経費、細節 7 は依田公園など 8 カ所の浄化槽の管理に要した経費、細節 11 は公園 98 カ所、パークゴルフ場 10 カ所などの維持点検管理に要した経費、細節 12 は主に就労センターに委託する公園トイレの清掃や公園花壇の草取りなどに要した経費であります。

15 節工事請負費、細節 1 は遊具などの補修に要した経費、細節 2 は浄化槽やパークゴルフ場、公園のトイレ、芝生などの修繕に要した経費であります。

16 節原材料費は、パークゴルフ場の肥料や芝の種、公園の花の苗などの購入に要した費用であります。

3 目都市施設整備費、本目は街路、公園などの都市計画施設の整備に要した経費であります。

210 ページ、13 節委託料はナウマン公園遊具新設に係る実施設計に要した費用、15 節工事請負費、細節 1 は新緑公園ほか 2 公園の遊具などの改築、更新に要した費用、細節 2 は札内西大道路整備に要した費用であります。

4 目都市防災施設費、本目は社会資本整備交付金を活用し、防災まちづくりの拠点施設等の整備に要した経費であります。

13 節委託料、細節 5 は札生北通の整備に係る実施設計に要した経費、細節 6 は札内中学校敷地に整備いたします耐震性貯水槽の実施設計に要した経費、細節 7 は札内地区防災備蓄庫実施設計に要した経費、細節 8 及び 9 につきましては札内福祉センターの改築に係る実施設計に要した経費、細節 10 は札内福祉センターの改築に係る外構工事の実施設計に要した経費であります。

4 項住宅費、予算現額 7,323 万 8,000 円、支出済額は 7,071 万 2,419 円。

1 目住宅総務費、本目は町営住宅の管理に係る経常的経費が主なものであります。

212 ページ、7 節賃金は住宅料の徴収に係る嘱託職員の賃金が主なものであります。

2 目住宅管理費、本目は町営住宅 896 戸の維持管理及び修繕などの経費であります。

1 節報酬につきましては、公営住宅委員会の開催に伴う委員報酬、7 節賃金は町営住宅 21 人分の管理人賃金、11 節需用費、細節 40 は公営住宅の営繕工事に要した費用で、修繕件数は 320 件、15 節工事請負費は公営住宅の修繕に要した経費で、件数は 133 件であります。

213 ページ、3 目公営住宅建設事業費、本目は春日東団地建替事業の設計委託に係る経費及び公営住宅整備に当たっての基本計画策定に係る経費、忠類白銀町団地公営住宅解体工事などに係る経費であります。

以上で、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたが、この際、お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

[散会]

○委員長（野原恵子） 本日は、これで散会いたします。

なお、明日の委員会は午前10時から開会いたします。

16：46 散会

平成27年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成28年9月13日 開会 10時00分 散会 17時37分

2 場 所 幕別町役場 3階議場

3 出席者

① 委員 (16名)

板垣良輔	荒 貴賀	小田新紀	内山美穂子	小島智恵
若山和幸	小川純文	岡本眞利子	東口隆弘	中橋友子
藤谷謹至	田口廣之	谷口和弥	千葉幹雄	寺林俊幸
藤原 孟				

② 委員長 野原恵子

③ 委員外議員 議長 芳滝 仁

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	川瀬俊彦
教 育 長	田村修一	代 表 監 査 委 員	八重柏新治
監 査 委 員	乾 邦廣	教 育 部 長	山岸伸雄
企 画 総 務 部 長	菅野勇次 (選挙管理委員会事務局長)	忠 類 総 合 支 所 長	伊藤博明
会 計 管 理 者	原田雅則	経 済 部 長	田井啓一
住 民 福 祉 部 長	境谷美智子	建 設 部 長	須田明彦
札 内 支 所 長	坂井康悦	総 務 課 長	武田健吾 (選挙管理委員書記長)
政 策 推 進 課 長	山端広和	糠 内 出 張 所 長	阿部麗子
地 域 振 興 課 長	小野晴正	住 民 福 祉 部 防 災 環 境 課 参 事	佐藤 繁
土 木 課 長	寺田 治	税 務 課 長	川瀬吉治
経 済 建 設 課 長	川瀬康彦	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	妹尾 真
保 健 課 長	合田利信	生 涯 学 習 課 長	湯佐茂雄
学 校 教 育 課 長	高橋修二	住 民 生 活 課 長	山本 充
防 災 環 境 課 長	天羽 徹	都 市 計 画 課 長	吉本哲哉
保 健 福 祉 課 長	金田一宏美	図 書 館 長	林 隆則
都 市 施 設 課 長	笹原敏文		

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司

4 欠 席 者 高橋健雄

5 審査事件 平成27年度幕別町一般会計ほか9会計決算認定

6 審査結果 一般会計質疑

7 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長

野原 恵子

議 事 の 経 過

(平成28年9月13日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（野原恵子） それでは、昨日に引き続きまして、決算審査特別委員会を開会いたします。

本日は、気温が高くなることが予想されますので、適宜、上着を脱いでよろしいです。

ここで事務局より報告をいたします。

事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 高橋委員より欠席する旨の届け出が、小川議員より遅参する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○委員長（野原恵子） それでは、昨日、土木費の説明が終わっておりますので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数は200ページ、土木費の土木管理費の道路管理費にかかわりまして、13節委託料、町道除雪等委託、また14節の使用料及び賃借料の除排雪借り上げ等にかかわってお尋ねをいたします。

昨年、大変雪の多い年でありました。平成27年度の出動回数、あるいは今何社で、どういった体制で除雪をされているのか。それと、特に要望の強い排雪にかかわっての取り組みを検証させていただきたいと思えます。排雪にかかわりましてはどのぐらい出動されたのか、そして排雪場所はどこに何カ所設置されているのか、町民に対する周知も含めてお尋ねいたします。

続きまして、ページ数では212ページの2目住宅管理費、公営住宅でありますから、15節の工事請負費の建設工事にかかわっての関連の質問になってまいります。平成27年度は、春日東団地と忠類の白銀町団地に工事をなされたわけですが、さらに幕別町では公営住宅のストックプラン、計画を持っておりまして、順次建てかえを計画しながらこの事業に入っております。

それで、実は大変建設年数の古いあかしや南団地、昭和51年に建設されて開始されたところでありますが、ここの建てかえにつきまして、昨年、平成27年に入居者に対するアンケート調査が行われたと思えます。その内容と計画がどこまで取り組まれているのか伺います。

○委員長（野原恵子） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） まず、除雪のご質問の件でございます。

町内の除雪業者でございますけれども、まず委託費でございますが、町の用意している車が全部で19台ございます。19台を委託業者に貸与して、除雪していただいております。

それと、使用料、賃借料の除排雪機械借上料、これは民間の会社にオペレーターつきで機械をお借りして除雪をしているという費用でございます。台数にしますと14社で43台でございます。合計62台で、道路にかかわる除雪につきましては62台、このほかにも施設の除雪というのがございまして、学校ですとか公共施設の駐車場の除排雪もやっております、これを含めますと合計で91台で除雪をしているところでございます。

それと、除雪の状況でございますけれども、平成27年度につきましては、大きな雪が5回降りまして、5回の1次除雪、それとそれに伴う2次除雪を随時出しております。排雪につきましては幹線道路、バス路線ですとか大きな幹線道路、あと交差点の部分的な見通しの悪い交差点の排雪、こういうものをやっております、排雪場所につきましては、札内地区につきましては稲土別近隣センターの裏の排雪場所、幕別本町地区につきましては、下水道処理場の隣の排雪場所、忠類につきましても終末処理場の空き地のところに排雪しているという状況でございます。

○委員長（野原恵子） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 公営住宅の建設事業についてのご質問かと思えますが、委員がおっしゃるとおり、昨年におきましては春日東団地の設計、それと忠類白銀町団地の解体の設計と一部解体、それとお話ありました、あかしや南団地についての改修についての委託業務を発注しております。この中で、現入居者の方に対しまして改修工事を行った場合、あるいは建てかえを行った場合等についてアンケート調査を行ってまいりまして、それを加味いたしました委託業務の中で、どの方向がよいのかということで、設計事務所の専門の意見を聞きながら検討を進めてまいったところでございますが、これにつき

ましては、あかしや南団地につきまして、現段階では住生活基本計画と長寿命化計画の中で改修というふう位置づけられておりましたが、こちらのほう見直しを含めまして、今年度新たに住生活基本計画と長寿命化計画の見直しを行ってまいりたいというふうに思っております、現在それを進行させているところでございます。

以上でございます。

- 委員長（野原恵子） まだ、答弁漏れがあったと思う。土木課長の除排雪の周知のほうを。
- 土木課長（寺田 治） 除雪車の出動ですとか、排雪の出動に関して、住民周知というのは特に行っておりません。
- 委員長（野原恵子） 除雪場所。
- 土木課長（寺田 治） 場所ですか。排雪場所の周知は、ホームページあるいはお知らせですね、12月号で周知しているというところでございます。
- 委員長（野原恵子） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 5回の出動ということで、大変多くて、また除雪に対する住民の要求というのは本当にひっきりなしにありまして、大変なご苦労をされて取り組んでこられているというふうに思うのです。あわせまして、今、全部で14社に委託をし、道路62台、合計で91台の機械が動いているということでありましたけれども、ひとつ心配されるのはオペレーターのみ手がなかなか少なくて大変なのだという声を聞きます。

つまり、住民の方からの苦情、除雪の出動時間もあるのですけれども、そのよしあしも含めていろんなことが届いていると思うのですが、オペレーターの方に直接いろんな要望もされているということもあるのですけれども、昨今の公共事業などの削減によって、業者、オペレーター、機械を持っている人たちも含めて、ご協力はいただいているのですけれども、大変会社自体がオペレーターの方が少なくなってきたりして、請け負っていただくのに厳しい状況があるのではないかと思います。でも、除雪は進めていかなければならないものですから、そういった実態と、それと協力指導、協力要請というか、オペレーターの技術的な指導も含めて現状を教えてください、このように思います。

それと、もう一つ排雪場所を伺ったのは、2次除雪をやった後に、排雪、除雪と排雪が同時というのが大変望まれるところではありますが、なかなかうちの町の現状規模からいって、そうはならない。で、遅れて排雪がやられるわけですけれども、しかし幹線とか学童が通る通学路であるとか、見えづらいところ、これは当然こうなってくると思います。

それで、高齢化に伴った住宅街の排雪ということ、たびたび担当の方にもこれまでも要請してきた経過があるのですけれども、ここの除雪は何とかしても排雪ができないという現状が拡大されてきています。そこで、この対策として、今、排雪といっても町内3カ所、幕別1カ所、札内1カ所、忠類1カ所ということなのですが、これをもっと拡大をして協働のまちづくりなどで住民も一緒になって排雪する体制というのは、これから考えていかねばならないときだ思うのですが、その場合に、除雪は何か機械ですとかいろいろ利用しても、排雪というのは指定された場所がないとできないわけですよ。そういった点で、どのように考えているのか伺います。

都市計画のほうであります。委託業務、あかしや南につきましては発注されたということでもあります。さらに方向性について、もっとご説明いただけますでしょうか。改修を考えていたけれども、改修で、以前は隣の道営住宅はあくまでも古い基礎などを全部残して、その上に、いわばリフォームですよ、そういった形をとられましたけれども、そういった形には限界があるのではないかと。つまり入居者の要望に応える上では、限られたスペースでやるわけですから、限界が生じること。また、工事費も過去の事例で決して安く済まないことなどなど申し上げてきたところでもあります。そういった観点から、どういった方向に向けようとしているのか伺います。

- 委員長（野原恵子） 土木課長。
- 土木課長（寺田 治） 除雪のご質問でございますが、オペレーターのご質問でございますけれども、委員おっしゃるとおり、オペレーターが高齢化してきて不足してきているというのは事実でございます。加えてこの機械も不足してきているというのが実態でございます。昔は、公共事業盛んなときには、各建設業者さんもタイヤショベルですとか重機を保有していたのですけれども、公共事業が少なくなって、維持していくのが大変で手放されているということで、重機自体も各業者さんの持っている機械がまず少なくなってきたりして、それとオペレーターさんも高齢化してきています。そして若い職員も入っていないというのが現状でございます、実態としてはそういう状況でございます。

担い手をどういうふうで育てるのかですとか、いろいろちょっと考えてもみたのですけれども、北海

道全体、東北もそうですけれども、全体的に人が少なくなっているというのが実態でございます、去年から始めているのですけれども、子供たちに除雪車を見せて絵を描かせたりとか、ことしもおとついやったのですけれども、まず、子供たちに除雪車に触れてもらって、キャビンに乗っていただいて、非常にうちの町の機械、大きな機械ですので、大変喜んで乗っていただいたりしているのですけれども、そういう、何ていうのでしょうか、子供にまずそういうのをわかっていただいて、そういうところから少しずつ担い手を育てていくしかないのかなというふうに思っております。

それと、技術指導でございますけれども、去年、建設技術の講習会がありまして、それに参加していただくということで、約20名程度のオペレーターの方に参加していただいて、講習会には参加していただいたところでございます。

以上です。

○委員長（野原恵子） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） あかしや南団地のほうの改修の考え方でございますが、委員おっしゃるとおり、お隣の道営住宅におきましては全面改修という形で改修を行っておりますが、担当課といたしましては、構造体自体がどうしても変えられないという性格がございまして、プランの基準が大幅に変わっている、あるいは階高もかなり詰めて当時建設されているというところがありまして、できましたら低層で建てかえということで考えております。

以上でございます。

○委員長（野原恵子） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 済みません。答弁漏れがございました。

住宅街の排雪場所のご質問の件でございます。排雪場所、町で指定している排雪場所は先ほど申しました3カ所なのですけれども、もっと近くにたくさん排雪場所があれば、住民の方も運びやすいだとかということがあるのですけれども、一つには、去年もご質問があったのですけれども、公園ですとかそういうところで捨てられないかというご質問もありましたが、そのときも申したのですけれども、やはり公園は子供たちが遊ぶスペースとして大事な場所ですので、重機で雪を捨てることは禁止しているという状況でございます、人力での除雪はもちろん認めているところでございます。

それと、公園以外の空き地ですとか、そういうところに雪を捨てるとなると、当然、借地料ですとかかかるのですけれども、その密度、どれぐらいがいいのかというところでございますけれども、町の除雪車で、ドーザでかき分け除雪をしているのですけれども、それを集めて雪捨て場に持っていくとなると60メートルが限界なのです。つまり、その排雪板で押す量というのは、大体3立米ぐらいなのですけれども、60メートル動かすのも250メートル動かすのも、3立米しか動かせないのです。ですので、一般的に60メートルを超えるとダンプに積んで運搬するほうが経費的に安くなるということなのです。ですので、仮にそういう細かく排雪場所を設けるとなると、大体60メートルに1カ所ずつぐらいないと経費が逆転してしまうという現象でございます。

以上です。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今のお話から先にお尋ねいたしますけれども、もちろんその経費のことを考えれば、ダンプで運んだほうが良い、そうなのです。ただ、現実には住民生活の中で、ためておいてダンプで持って行ってもらうっていうのも、なかなかその日数がかかったり、希望どおりいくということにはなりづらいですね。

去年もお尋ねしたところでは、空き地をできるだけ借りてとか、公園のこともお尋ねしました。現実にはこれまでは、住民の方たちがそれぞれ空き地を、それぞれが地主さんの許可をいただいて入れてきているという実態はずっと長年続いていたのですけれども、その空き地そのものが、もうなくなってきているのです、札内の場合。

ですから、こういった今度、次の段階に入る対策が必要だなと思ってお尋ねしているのですけれども、確かに単に借りてつくっても、そこがまた雪山になって道路に隣接していると、飛び出して事故につながるですとか、いろんなことを考えられるので、例えばそういった空き地を借りて排雪場を別につくるとしても、そういったすぐ住宅地のそばと違ってということよりは、ちょっと離れなければならない。札内は、今、稲士別まで持っていくということになれば、実際その一般の住民の方、機械や何かを持ったり、あるいは業者を頼めば別ですけれども、一般的にあそこまで届くというのは本当に不可能なのです。そうすると、前段の話になりますが、何とかもう少し近い場所に安全性もきちんと備えた場所をキープ、つまり排雪場所をふやせないかということが一つです。

それと、その空き地あるいは公園のことでありますが、子供の遊ぶ場所で公園も本来の使用目的というものもありますので、決してそこが除雪、排雪の場所としてふさわしいとは私も思ってはいないのですけれども、実質的には住民の皆さんの身近な広いスペースと言いましたら、まあ公園になるものですから、公園に持っていくと。で、持っていく場合には、自分のところの除雪、スノーダンプ等は認められていて行っているのですけれども、それも押し込んでいかないと、なかなかいっぱいになってしまう。押し込むときには、どうしても機械を頼る。機械では入ってはいけないよということになっていくというようなことで、やはりジレンマが出てきているのですよね。

それで、公区からこんな意見も出ておりました。そういった安全性、子供の安全性、それからその柵を壊さない、あるいは一つのところに高く積み込んで、そこが危険になるようなことをしない。前段の安全性にもつながりますけれども、そういったことを管理できる公区もあるのではないかと。全部が全部ということにはならないでしょうけれども。そうした場合に、公園の管理は草刈りも含めて、清掃も含めて、町内会に今委ねていて、町内が頑張っていると。で、冬についても一定町内そういうこともきちっと管理をして、適切と言いますか、排雪も可能とするような使用も、公区としては、できる公区でできない公区あると思いますけれども、そういった体制もとれるところもあるというわけです。

ですから、非常にこれ微妙だなと思いつつ聞いていたのですけれども、ただ、そこまでせっぱ詰まった状況になっているということをお話していただきたいことと、何らかの手だてをとっていかないと、ことしもまた同じ問題に直面して、恐らくいろんな声が殺到しているのではないかと思いますけれども、同じ状況になるのではないかとおっしゃるのです。その辺の改善策というのをぜひ検討していただきたい、いかがでしょうか。

住宅のことにつきましては、低層で建てかえを考えているということでありました。低層でよかったですというふうに思います。つまり、今までもずっと4階がエレベーターなしで高齢者の人たちの困難さを訴えてまいりました。これ低層ですから、1階ではないでしょうが、2階建てぐらいを予定されているのでしょうか。戸数の問題とか、いろんなことが出てきているのですが、どの程度まで、これからで上がる住宅の姿というのを、お示しいただける範囲でいいですから示していただきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 除排雪のことについて、私のほうからお答えをさせていただきます。

年々、各団地も年齢構成が高目に推移いたしまして、子供が少なくなっているということで、そうするとやはりその公園だとかということの有効利用ということで、そういうご意見もふえてるのは確かでございます。

しかしながら、北海道どうしても雪が降るのは自然の摂理でいたし方がないことで、道路パトロールなんかもしていますと、まるでこう家の前が夏のような状況になっているお宅もあります。ですので、全てを家の敷地の中の雪を全て出してしまうということではなくて、自己の敷地の中でも幾らかこう処理をしていただかないと、全てが全てその道路だとか空き地に出すということになってしまいますと、どうしても地域に負担がかかってしまうということもあると思います。雪ですから、春になれば解けるわけですし、冬の間使っていない自分の敷地もあると思います。ですので、住民の方々のそれぞれの個人の工夫だとかということもしていただかないと、この自治体の中で処分するというのは、ある程度限りがあるのかなと思います。

それと、公園ですとか空き地ということもよくお話には出るのですけれども、目の前に空き地を用意された方はそれはいいのですけれども、道路一本隔ててしまうと、自分のところからは遠いとか、そういう、言えば、個人にとっては不公平なんかということもやはり住民の感情の中では出てきてしまうことも、いたし方がないのかなとは思いますが。

しかしながら、町内会の中で、さまざまな検討だとか工夫をされているということもありますので、そういうことについてはなかなかすぐに結論が出ることではありませんし、中橋委員おっしゃるように、特に住宅地、家が連檐して建っていますので、空き地を確保しにくいということも実際でございますので、すぐに結論は出ないことではございますけれども、除排雪の方法も含めて、それと住民の意識ももう少し変わっていただくことも必要ではないのかなというような気もしているところでございますので、ここで具体的な答弁をさせていただくこともできませんし、すぐ結論が出ることでもございませぬけれども、その辺については、今後できる範囲の中で工夫を重ねていきます。それから、地元ともよくご相談をさせていただきながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、公営住宅の関係ですけれども、公営住宅につきましては先ほど課長のほうからも答弁申し上げましたとおり、今年度、住生活基本計画、それから長寿命化計画については、現在、見直しを作業

の中で行っているところでございます。方針といたしましては、先に改修があった道営住宅の内容を見て検討をさせていただいて、費用対効果等も含めて低層のほうがいいのではないかとということで、方針は出ておりますけれども、具体的な住宅の建てかえる内容については、これからさらに検討を進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 私も、今、部長お答えいただきましたけれども、やっぱり住民との協力というのは絶対外せないと思うのです。寄せていただく町内会の方たちのご意見では、決して自分の敷地の中の雪について、どこかに持って行ってという意見は少ないのです。いろいろ工夫されて、庭の中に入るとか頑張っている。要はかき分け式で道路を除雪していく、その雪が両側にたくさんたまっていくと。で、定期的に時間を置けば排雪していただける場所もあるのですけれども、そのまま残るといようなときに、その雪をどうにかしたいということから、こういった町内会の中での議論が進んできているわけです。

そういったところも酌み取っていただいて、住民の皆さんと一緒に共同で、どうやったらその雪が安全を保った形で除排雪できるのかという方向を、ご検討いただけるということでありますから、この検討についてはまだ結論には至らないとは言えますけれども、早く開始していただかなければならないというふうに思いますが、どうですか。

あと、住宅のほうはわかりました。実際には基本計画、長寿命化見直しまでいくということでありますから、計画の年度、いつから始まっていつまでということだけお示しください。

○委員長（野原恵子） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 除雪につきましては、中橋委員おっしゃられるように、地元の意見もよく聞きながら進めたいと思っております。

それと、今おっしゃられましたその道路脇のかき分け除雪の後の道路の拡幅ですね、これについては、近年、排雪まではいきませんが、小型のロータリー除雪車で切り取って、そこにさらに積み重ねていくようなことも、今、実は住宅地の中ではしている路線もあります。それで行いますと、その排雪よりもはるかに効率よくできますし、それから道路幅員も広がるということでありますので、そういうことも取り組みとしてふやしていきたいと思っております。いろいろな方法、工夫はしていきたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたオペレーターのなり手が不足しているだとかということも問題としてありますので、その辺のことで住民のご意見を伺うということはなかなか難しいことではございますけれども、直接住民の生活に直結したことでございますので、うちも意を持って対応していきたいと思っております。

それから、今回見直します住生活基本計画、それから長寿命化計画は、ことし28年ですね、ことしで終わりますので、新たな5カ年計画で29年から5カ年ということになります。

以上です。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

田口委員。

○委員（田口廣之） 200ページ、道路管理費の中の13節、細節1の町道管理委託料、説明資料の112ページになると思います。

この中で、前年度から比べて400万円ほど委託料が下がっています。それはどうしてなのかということと、草刈りに関してですけれども、どの程度把握されているか、監督ですね、それと草刈りの回数とか機械の台数を教えていただければと思います。

○委員長（野原恵子） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 町道管理委託料のご質問の件でございます。

この町道管理委託料ですけれども、道路の管理に要する委託料でございます。夏維持分と冬維持分、先ほどの除雪のお金もこの中に入っております、それと夏維持分。夏維持につきましては、道路の草刈り、路面整正、支障木の伐採等をやっております、草刈りににつきましては年に2回の路線、それと3回の路線がございます。草刈り機につきましては、町の草刈り車3台、これを委託業者に貸与して草刈りを行っております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 田口委員。

○委員（田口廣之） 400万円ほど下がった根拠がわかればと思うのですが、何が下がったかということですか。

○委員長（野原恵子） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 経費が安くなった理由ですけれども、いろいろ原因があると思います。冬に関しては、雪の量が前年度よりも少なかった。あと夏は雨の量が多くて、砂利が洗堀されたり、要するにグレーダーが出る回数が減ったですとか、そういう理由だと思います。

以上です。

○委員長（野原恵子） 田口委員。

○委員（田口廣之） なぜこういう質問をしたかという、道路の脇の草ですね、すごく繁茂しているとか、すごく管理されていない。何ていうか、だんだんいつ草刈りに来たのかなってというぐらいの状況になっています。ことしに関しては、もうススキが生えていたり、草も伸び切って実が入ってたり、自分のところの住んでいる日新線、特にもうすごく草が生い茂っていて、ちょっと何かこのままいくとどうなるのかなという感じがあります。

また、支障木に関しても、やはり乗用とか小さい車ではわからないのですけれども、大型トラックや何かは木にこすれているような状態のところもありますので、そういうところはちゃんと管理していただきたいと思います。経費が下がればいいという問題ではなくて、きちんと予算つけた以上は、回数とか状況の把握をきちんとしていただきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 今のご質問の件でございますけれども、道路の路肩のり面の草刈り、それと支障木につきまして、ことしがちょっと遅れぎみでたくさん苦情のほうをいただいております。回数もそうなのですけれども、回数を刈ればいいという問題ではなくて、刈った後の、要するにきれいに刈らないと意味がないので、その辺も刈った後の確認をして、刈り方が甘いようであれば、また業者指導して、手直しをさせるということを進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ページ数は206ページ、4目の橋梁維持費、19節の負担金補助及び交付金、細節3の十勝中央大橋管理費負担金について、1点だけお伺いしたいと思います。

この橋は1988年に音更と幕別の間にかけてられた橋ということで、現在は音更が維持管理をして、それを音更と幕別で半分ずつ出し合っているということなのですけれども、これもう竣工して、かけられてからもう28年たちます。それでだんだん傷みが激しくなっているということで、維持費が多額の負担がかかっているのではないかと思います。ここ道道に昇格するようというところで要請はしているということなのですけれども、音更とどのように連携を図っているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 中央大橋のご質問の件でございます。

岡本委員のおっしゃるとおり、この橋の管理は音更町と折半して管理しております。橋梁に係る維持補修、それと除雪もそうなのですけれども、除雪については十勝川温泉から国道38号線まで音更のほうで除雪していただきまして、費用は折半という形でございます。で、かなり老朽化してきているというお話でございますが、これは長寿命化計画点検をしまして、平成23年から大きな補修をさせていただいております。平成26年で重要度の高い修繕は一旦完了しております。この後、経過観察というところに来ております。

補修の実績としましては、橋台の伸縮装置ですとか、桁の下にある支承の補修ですとかそういったことをやって、一応26年で大きな補修は一旦完了しているというところでございます。

○委員長（野原恵子） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 十勝大橋、長大橋で斜張橋であってかなり管理も費用もかかる橋になってきております。十勝大橋がかかっているルートというのは、圏域帯広環状線のルートも想定されているようなところでございます。

しかしながら、幕別町としては、今、圏域環状線につきましては、これまでも議会でご説明させていただきまして、現在、みずほ通から東側の部分について事業化されまして、現在、幕別札内線までつながるようなルートで、今、北海道で工事をやっていただいております。幕別町では、まず、この未開通区間についていろいろとお願いをしてみました。現在、橋梁のある部分については、これまでも北海道、音更と足並みをそろえて長大橋であり、市町村で持つのはなかなか大変だということで、これまでも何度か北海道のほうに要望はしてまいりましたが、まず幕別町としては未開通区間の整備ということを優先させていただいておりますので、この後、路線としてつながった後、また改めて北海道関係機関にも要望していかなければならないのかなというふうに思っております。

- 委員長（野原恵子） 岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） この橋はもともとは、道が広域農道事業で72億円を投じてつくった橋ということで、現在では1日当たり平均1万台以上車が通っているということでございます。したがって、もう観光道路になっている状況でありますので、このままでは町が管理するには大変負担が重いのではないかとこの状況でありますので、道なり国にしっかりとこれ求めていくべきではないかと思っております。
- また、昨年は1,184万円ほど負担金がかかっております。一昨年はそのくらいかかって、また今回のときは300万円幾らかかっていますので、やはり大変町としても負担が大きいのではないかと思っておりますので、これの次にということではなくて、早急に道道に昇格していただけるように、もっと国、道に働きかけるべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。
- 委員長（野原恵子） 建設部長。
- 建設部長（須田明彦） 岡本委員おっしゃられるように、町村にとってもなかなか管理していくのが大変な橋となっております。もともと農道で、農道整備事業で整備された橋でございますので、町が完成後は管理をするということで整備をしていただいたわけですが、農道ですので、もともと想定する交通量だとか、荷重なんかについても一般的な国道なんかよりも少し基準は落ちるような設計になっておりますところに、おっしゃられたように、かなりの通過交通があるということでなかなか傷みも激しくなってきたというのが現状でございますので、その辺については町としても十分認識をしておりますので、今後できれば道道、道の管理にさせていただけるような方向で進めてまいりたいと思っております。
- 委員長（野原恵子） ほかにございませんか。
- 藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） 道路管理に関してちょっと今回の災害で気になった点なのですけれども、道路管理で……
- 委員長（野原恵子） ページ数を。
- 委員（藤谷謹至） ページ数、201ページの委託料の町道管理委託料ですね。その災害の際に業者に災害パトロールというか、点検を任せている業者は、今、何社いるのか。そして橋の管理ですね、大樹町で1人亡くなりましたけれども、その災害時における指導をどのように行っているのか、そこをお知らせください。
- 委員長（野原恵子） 土木課長。
- 土木課長（寺田 治） 災害時のパトロールでございますけれども、大雨、日80ミリ以上ですとか時間25ミリ以上の雨が降ると、建設業協会のほうと協定を結んでおりまして、協会員の会社の方に受け持ち路線を持っていただいておりますので、自主的にパトロールもしていただいております。
- それと同時に、今回もそうなのですけれども、私たち職員が2人1班で6班つくりまして、町内の町道をパトロールをしている状況でございます。
- 指導でございますけれども、まずパトロールに関しましては、バリケードとチェーンソーを積んでパトロールをしていただいているのですけれども、危険な場所があれば交通規制をかけるというのが第一優先になります。と同時に、役場のほうに連絡を入れていただくと。私ども連絡を受けますと、関係機関、消防、警察等に連絡して、交通規制の情報を流すという状況でございます。
- あと、建設業協会のほかに、道路管理を委託している業者、こちらも今回2班体制でチェーンソーを積んで、こちらは夜中もパトロールしていただいております。
- 以上です。
- 委員長（野原恵子） 藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） 災害はどんなことが起こるかわからないのですけれども、例えば何か起こったときの責任の所在ということになると、建設業協会と委託した町にも責任が出てくるのかどうか。それと、台風被害、風雪被害もございまして。風雪によって、もう出られないような状態で、業者に出れというのは無理な話で、まず自分の生命を守ることが、第一かなという部分もあるのですけれども、その業者に対する安全管理意識、それを町としてどのように持っているのかと、その業者に対する補償問題の所在をどういうふうに考えているか、お知らせください。
- 委員長（野原恵子） 建設部長。
- 建設部長（須田明彦） 先ほど土木課長が答弁させていただきましたように、幕別町建設業協会と災害時の協定を締結させていただきまして、建設業協会のほうで自主的に災害時のパトロールをしていただいております。藤谷委員おっしゃられるように、災害時のパトロールにあっても、やはり安全が第一だと

思いますので、夜間は原則的に出勤していただいております。日が昇って明るくなって状況が確認できるようになってから、パトロールをしていただくということです。

今回の大雨では、羅臼町のように、道路パトロールをしている最中に、土砂崩れに遭ったりして事故が起ってしまうというようなことも考えられますので、必ず明るくなってから、周囲の状況等を確認できるようになってからということをお願いしております。

その補償等については、災害時の幕別町建設業協会との協定になりますので、一義的には各会社での業務中の事故ということになると思います。

それから現在、町道の維持管理で委託しております、これについては、町道の維持管理の業務の中で昼夜を問わず、災害時については安全パトロールをしていただいておりますけれども、やはり夜間、増水時には危険も伴いますし、突然倒木があるというような状況も考えられます。道路パトロールですから、それほどスピードは出していないというふうに考えておりますけれども、やはり災害時に何が起るかわかりませんので、各現場において十分安全管理を配慮しながらやっていただくというお願いをするよりないのですけれども、委託業務の中においても、その業務を受諾した業者の中で事故については処理をしていただくということになるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 何はともあれ、安全確保というところで、役場としても十分配慮していただきたいのと、あと職員さんがこの見回りするときのある程度マニュアルというか、今回の台風では橋の前が削れて道がないと。それで車ごと落ちると。橋が確認されるような前のところには、車では近づかないとか、そういうふうなある程度の安全確認マニュアルというのも作成する必要があると思うのですけれども、その辺だけ聞いて終わります。

○委員長（野原恵子） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 今回の大樹での事故は、恐らく夜間であったということも一因として考えられると思います。町が、町の職員がパトロールを行うときも、夜間につきましては、そういうふうに道路が欠落しているだとか、陥没しているだとか、流出しているだとかということも考えられますし、そういうことが増水時には確認できないということも考えられますので、町の職員がパトロールに出るときも、日が昇ってから、明るくなってから、周囲の状況が確認できるようになってからということで対応をさせていただいております。

どうしても、災害時のパトロールですから、多少危険なところも行かなければならないということは、業務としてはやむを得ないところではございますけれども、今後、安全にパトロールが行えるように配慮をしながら対応をしてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 危険なところに行かなければならないという職務であるということですが、1点聞かせてほしいのですけれども、その残業代、危険手当というのは、そういう業務にはつくのかどうか、1点お聞きします。

○委員長（野原恵子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 災害の関係の時間外勤務手当の関係ですが、通常の時間外勤務手当の対象にはなりませんけれども、そういった危険手当的なものはございません。

○委員長（野原恵子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） それちょっと考えてあげたらどうでしょうか。上司の命令で行くわけですから、その中で危険が伴うということがはっきりわかっているのであれば、その時間外勤務手当に危険手当というものも必要ではないか、この辺は検討してください。

以上です。

○委員長（野原恵子） 答弁は要りませんか。

（いいですの声あり）

○委員長（野原恵子） そのほかございませんか。

小田委員。

○委員（小田新紀） 209ページ、3項都市計画費、2目都市環境管理費、13節の委託料になります。

公園の施設管理という部分で、特に芝刈りについてということになります。27年度の実績におきましても業者委託の中で、芝刈りを各公園でされていたのですが、芝刈りのどうしてもむらという部分がかかり目につきまして、刈り漏れ、刈ってあるところもちゃんとあるのですけれども、ある部分だけ刈

れていないとか、あるいは、しょっちゅうではないのですけれども、びっくりするような蛇行されたような芝刈りとか、そういったものも相変わらず目につくところでもあります。

もう一点はそのタイミングなのですけれども、基本的には週1回ということでお聞きしています。ただ、その中でやはり時期が春先であったりとか、秋の時期であったりとか、それほど芝が伸びないという時期に、週1回きっちり芝刈りをされているという中で部分であったりとか、その逆に夏の晴天が続くそんなときに、芝がたくさん伸びている中で、週1回しか刈れないというところで、契約の中で難しいところもあるかと思うのですけれども、実際、需要と合っていないような時期もあります。こうして大きな予算を積んでいるものですから、それがより効率的にやるべきだというふうに考えます。

質問に関してですけれども、そうした管理されている業者さんとの町との指導体制、チェック体制、芝刈りされた後のどういった状況でという部分で、先ほども町道という部分も、田口委員の質問にもありましたが、またそうした芝刈りのタイミングについて、ある程度時期を見ながら業者とその都度話し合いというものが持たれているのか、また持たれようとしているのか、その2点質問です。

○委員長（野原恵子） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 草刈りのご質問の件でございます。町内の公園の草刈り、13業務委託しておりますけれども、これパークゴルフ場も含めてですけれども、委託している状況でございます。小田議員のおっしゃるとおり週1回を基本に草刈りをしているという状況でございます。

まず、草の刈り残しのご質問でございますけれども、恐らく刈り残しについては、パークゴルフ場以外の芝のところかなというふうに思っているのですけれども、パークゴルフ場の草刈りの機械と別に、リールモア式とロータリー式というのがあって、どうしてもパークゴルフ場についてはリールモア式で刈っているのですけれども、その以外のところについてはロータリー式で刈っていると。円形にこう刈るものですから刈り残しが発生する場所があるというところで、これについても小まめに確認をして業者に指導をする方法しかないかなと思っております。

で、確認の方法としましては、週に1回全部の公園を確認するということはできておりませんで、何か所かの公園を順次検査して歩いておりますので、そういうところを見つけた場合、やり直しということを業者に指導したいというふうに思っております。

それとあと、草刈りのタイミングでございますけれども、これ毎週何曜日というふうに決めているのですけれども、雨が降ったりなんかすると、当然、前後ずらしたり、後ろにずらしたりすることもできますので、全体、1年間のトータルの回数が変わらなければ、若干前後させることは可能ですので、その辺はまた業者と相談して適宜いい時期に草刈りをできるように検討したいと思います。

○委員長（野原恵子） 小田委員。

○委員（小田新紀） 一見ぱっと見た感じでは、きれいに確かに刈れているように見えていたりとかするのですけれども、歩いてみると、本当にそういうところが目につくという部分がありまして、スマイルパークとか河川敷とか、そういったところなんかは特にということになりますけれども、今おっしゃって丸く刈っていくという、それで漏れることがあり得るとするのは、どういう意味でしょうか。

○委員長（野原恵子） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 草刈りの方式なのですけれども、よく自走式で円盤のようなもので、こういうふうに刈る機械があると思うのです。円形状に刈っていくものですから、面積としては丸の状態です。刈っていくと、で、ゴルフ場はこういう縦型のこれが3連ついで、機械の違いでございます。パークゴルフ場はこのリールモアを使っているのです、こう線的に刈ることができるのですけれども、それ以外の公園はこの円形状の状態です。刈っていくという状態でございます。

○委員長（野原恵子） 小田委員。

○委員（小田新紀） 実は芝刈りの漏れってその程度ではなくて、本当にある面積の部分がかつつと残っているとか、実際そういうところもありますので、それはここでどうのこうのということではないのです。またチェックを小まめにいただければと思います。

それから、あとそういったことも含めて、土日、祝日にやはり利用者が多いというところで、そのときのやはり連絡体制、何か例えばトイレが何か不備があったとか、もちろん施設の道具であったりとか、そういったこともそうなのですけれども、スポーツセンターであったりとか、そういったところの連絡というふうにはなっていないのですけれども、それがすぐ修繕であったりとか対応という部分において、業者のほうに対応というのはこれ可能になっているような体制になっていたのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 土日、休日に何かあった場合、役場のほうに電話をいただくと、担当職員のと

ころに連絡が入る体制にはなっております。で、担当職員は、その場合、業者のほうに手配してということですが、問題は業者がすぐ動けるかどうかまでは、ちょっとその状態にもよりますよね。トイレの故障の状態。あと水まわりが、水が出ないだとかそういう問題であれば、大体は解決するのかなと思いますが、大きなトラブルがあれば、その場では解決できない場合がございますので、ケース・バイ・ケースということになるかと思えます。

○委員長（野原恵子） 小田委員。

○委員（小田新紀） 基本的に、土日、祝日というのはオープンという形でやっているものなので、それに対してクローズしている曜日というのがあって、そのクローズしている曜日に、当然何かあったときには、利用者の責任ということにはなるのかなというふうには思うのですが、やはりオープンしているというところで、そこでは迅速に対応できるような体制をとってもらいたいというふうに思えます。

いずれにしても、今後ちょっと河川敷等あるいはパークゴルフ場も、いろんな今回の水害で、またいろんな見直しを図ると思いますので、そういった部分で小まめな体制、また町内、町外の方含めて利用するものですので、そこでやはり幕別の評価というものも大きくあるところですので、大事に体制をつくっていただければということで要望して終わりたいと思います。

○委員長（野原恵子） 答弁はいいですか。

土木費、ほかに質問ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） ないようでしたら、次9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 9款消防費についてご説明申し上げます。

216ページになります。

9款1項消防費、予算現額7億7,249万8,000円に対しまして、支出済額7億7,102万4,129円であります。

1目日常備消防費は、東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費並びに幕別消防所職員の人件費、交際費等にかかわる費用であります。

2目非常備消防費は、非常備消防団員の報酬や消防団の運営交付金等、通常団費といわれる経費の分担金であります。

3目水防費は、災害に対応するべく計上した経費ではありますが、本年度決算においては支出はございません。

以上で消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） それでは、9款消防費につきましては質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

休憩に入りますが、11時15分まで休憩といたします。

休憩 11:04

再開 11:15

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

初めに、土木費の答弁で誤りがありましたので、訂正の答弁をさせていただきます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 先ほど、中橋委員から住生活基本計画と長寿命化計画の計画期間についてご質問があった際に、平成28年ということで答弁をさせていただきましたが、現在の計画については平成25年から29年までの計画でございますが、本年度1年前倒しをして、今年度見直しを行って、次の計画期間につきましては、平成29年から平成33年までの5カ年ということになります。

以上です。

○委員長（野原恵子） 次に、10款教育費に入らせていただきます。

10款教育費の説明を求めます。
教育部長。

11：21 小川委員入場

○教育部長（山岸伸雄） 教育費につきましてご説明申し上げます。

218ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、予算現額6億1,318万2,000円に対しまして、支出済額5億7,292万8,773円であります。

1目教育委員会費は、教育委員4名の報酬及び費用弁償並びに交際費、会議等の負担金であります。平成27年度は、16回の教育委員会会議を開催したほか、研修会や各種会議への参加、学校訪問などを実施しております。

2目事務局費であります。

1節報酬は、平成27年度に就学指導委員会から変更となりました教育支援委員会及びいじめ防止対策推進委員会の開催に伴う委員報酬であります。

4節共済費のうち細節14社会保険料は、臨時職員、嘱託職員等52名分の費用であります。

220ページになります。

19節負担金補助及び交付金のうち細節6の教育振興会交付金は、学校教育振興のために、町内の小中学校で組織しております教育振興会に交付したものであります。

細節11は、第12地区教科書採択教育委員会協議会負担金は、平成28年度から使用する中学校用教科書を採択するために、管内18町村で構成する協議会への負担金であります。

3目教育財産費は、小中学校とわかば幼稚園並びに教員住宅84戸の維持管理経費であります。

11節需用費のうち細節40の修繕料は、学校施設の修繕が約9割であり、その他教員住宅、わかば幼稚園等の修繕に要した費用であります。

222ページになります。

15節工事請負費のうち細節1学校教員住宅補修工事は、札内南小学校給水ポンプ取りかえ、幕別中学校加圧ポンプ取りかえが主なものであります。

細節2小中学校等整備工事は、白人小学校図書室屋上防水等工事が主なものでございます。

細節3学校屋内運動場落下物防止対策工事は、幕別小学校、白人小学校、札内北小学校のつり天井、照明、バスケットゴールの落下物の改修工事です。

なお、本事業につきましては、札内南小、忠類小、幕別中、札内東中、忠類中につきましては、平成28年度に事業を繰り越して実施すべく、繰越明許費として計上しております。

細節4札内中学校屋内運動場改修工事ですありますが、屋根の張りかえ、つり天井等落下物の改修であります。

4目スクールバス管理費は、スクールバス運行に要した費用であります。

スクールバス路線12路線のうち、13節委託料で町有車両を貸与して8路線を運行しているとともに、14節使用料及び賃借料で4路線について車両を借り上げて運行しているものであり、それら運行に要した経費であります。

18節備品購入費は、忠類東武線を運行していた車両を更新したものであります。

224ページになります。

5目国際化教育推進事業費であります。

7節賃金は、嘱託職員である国際交流員2名分の賃金であります。

2名の国際交流員は、町内5校の中学校を分担し訪問し、英語担当教諭とのチームティーチングにより英語指導を行うほか、幼稚園や小学校も訪問し、指導を行っているところであります。

6目学校給食センター管理費は、幕別・忠類学校給食センターの管理運営に係る経費であり、7節賃金は臨時職員19名分であります。

11節需用費は、水道光熱費のほか、226ページになりますが、細節60の給食材料費が主な経費であります。

13節委託料は、細節7、6路線に係る給食配送委託料が主な経費であります。

15節工事請負費は、幕別学校給食センターの食缶洗浄機の更新及び忠類給食センターのプレハブ冷蔵庫の更新に要した費用であります。

18節備品購入費、細節1 厨房機器等は、幕別学校給食センター食品脱水機、食缶等の更新及び忠類学校給食センターの調味料用冷蔵庫及び食品庫のステンレス棚の更新、細節2 の栄養管理システムのプログラム更新に要した費用であります。

なお、平成27年度の稼働日数と給食提供数は、幕別学校給食センターが年間208日で1日平均2,438食、忠類学校給食センターは年間207日で1日平均233食であります。

また、給食は、小中学校以外に、幕別学校給食センターは糠内保育所を初め、へき地保育所4カ所に日、町立わかば幼稚園、私立幼稚園の2カ所に週2日提供しているほか、平成25年度から中札内高等養護学校幕別分校に毎日提供しているところであり、平成27年度はそれら8,101食を提供したところあります。また、忠類学校給食センターは、忠類保育所と駒島へき地保育所の2カ所に毎日給食を提供しております。

228ページになります。

2項小学校費、予算現額2億3,578万9,000円に対しまして、支出済額2億2,599万2,986円であります。

1目学校管理費は、小学校9校の管理運営に要した経費であります。7節賃金の細節2は学校事務補助員4名の賃金、細節6は支援を要する児童に対し、個に応じた教育を行うための小学校6校の特別支援教育支援員32名分の賃金であります。

13節委託料、細節1は、学校内外の清掃管理等の業務を行うため、小規模校を除く6校の小学校に配置している用務員等に要する費用であります。

細節2は、校舎等床の特別清掃、細節3は6校の校舎警備委託料であります。

230ページになります。

18節備品購入費のうち細節2の一般備品は、机や椅子など学校管理上に必要な備品整備に関する費用であります。

19節負担金補助及び交付金のうち細節5の学校管理交付金は、各学校の環境整備等に要するもの、細節6の学校運営費交付金は、学校行事や特別活動に要する費用を交付しております。

2目教育振興費であります。

18節備品購入費のうち細節1の義務教育教材は、授業等で必要となる教材備品整備に関する費用であります。

細節2の教育用ICTは、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したコンピューター191台分の償還金、細節3は学校図書購入に要した費用であります。

19節負担金補助及び交付金、細節4は小学校7校のスケートリンク整備に対する交付金であります。

20節扶助費のうち細節1から5及び7は就学援助に要した経費であり、申請者290名に対し認定者256名、総児童数に対する認定率は17.5%で、前年度の17.8%に比較して0.3ポイント減少しております。

3項中学校費、予算現額1億6,336万4,000円に対しまして、支出済額1億5,230万2,952円であります。

1目学校管理費は、中学校5校の管理運営に要した経費であります。

7節賃金、細節2の学校事務補助員賃金は4名分、細節6の心の教室相談員は1名分で、心の教室相談員は幕別中学校及び札内東中学校で相談を受けております。

細節7の特別支援教育支援については、支援を要する生徒らに対して、個に応じた教育を行うための中学校3校の特別支援教育支援員7名分の賃金であります。

232ページになります。

13節委託料のうち細節1の学校管理委託料は、学校の清掃、管理を行うべく、中学校5校に配置しております用務員等の経費であり、細節3は4校の校舎警備委託料であります。

2目教育振興費であります。

8節報償費、細節3は全道・全国文化・スポーツ大会参加奨励金で、個人679名と109団体分であり、細節4は、部活動指導員71名分の謝礼であります。

234ページになります。

18節備品購入費、細節1の義務教育教材は、授業等で必要となる教材備品の経費、細節2の教育用ICTは北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したコンピューター67台分の償還金であります。

20節扶助費、細節1から5及び細節7から9までは、就学援助に要した経費であり、申請者204名に対して認定者185名、総生徒数に対する認定率は21.6%で、前年度の20.4%に比較して1.6ポイント増加しております。

なお、小中学校合わせての就学援助認定率は19%で、前年度の18.7%に比較して0.3ポイント増加し

ております。

4項幼稚園費、予算現額4,721万4,000円に対しまして、支出済額4,598万2,618円であります。

1目幼稚園管理費は、わかば幼稚園の管理運営に要する経費であり、7節賃金は、臨時職員1名、代替職員3名、特別支援教育支援員3名及び嘱託職員である園長の賃金が主なものであります。

なお、平成27年5月時点の園児数は50名で、前年度の43名に比較して7名増となっております。

236ページになります。

2目教育振興費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3私立幼稚園入園料保育料補助金は、町単独事業であります。就園奨励費扶助の対象とならなかった保護者の園児95名に対し、入園料7,000円を限度として補助しているとともに、14名の園児に対し保育料月額3,500円を補助したものであります。

20節扶助費は、公立及び私立幼稚園に就園する園児の保護者に対し、所得階層に応じて入園料及び保育料の一部を扶助するものであり、対象園児数は249名であります。

5項社会教育費、予算現額4億954万6,000円に対しまして、支出済額3億8,886万4,162円であります。

1目社会教育総務費は、社会教育委員15名の報酬及び嘱託職員である障害学習アドバイザー1名の賃金、各種団体に対する負担金、補助などに要した費用であります。

9節旅費、細節3特別旅費は、中学校、高校生のオーストラリアへの海外研修の引率3名に要した経費であります。

238ページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節6はオーストラリアを訪問した中学生16名分、高校生1名分に対する補助金、細節10は万城目正生誕110周年記念音楽祭と歌碑建立に係る補助金であります。

2目公民館費は、糠内、駒島公民館及びまなびや相川と中里に係る管理運営に要した経費が主なものであり、7節賃金は、公民館及びまなびやの管理人4名分の賃金、8節報償費は、しらかば大学の講師謝礼に要した費用であります。

240ページになります。

3目保健体育費は、スポーツ推進員12名の報酬やパークゴルフ場のクマガラハウス、プールなどの管理人の賃金、全道・全国大会への参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営経費であります。

8節報償費、細節3全道・全国大会参加奨励金は、個人72人と17団体、合わせて230名分であります。

242ページになります。

13節委託料、細節5の町営リンク2カ所の造成委託料ほか、運動公園野球場及び陸上競技場などの管理に要した経費が主なものであります。

15節工事請負費、細節3は平成26年度から繰越事業として実施しておりました幕別町民プール屋根の補修工事及び細節4は幕別町民プールの屋根膜材の全面交換に要した費用であります。

244ページになります。

4目町民会館費は、町民会館と札内福祉センターの管理運営経費であり、15節工事請負費、町民会館のロビー間仕切り工事は農地水保全管理対策協議会の事務所設置に要した費用であります。

27年度の利用者数は、町民会館が1万4,183人、札内福祉センターが3万9,768人であります。

5目郷土館費は、文化財審議委員会の開催に要した経費のほか、ふるさと館及び蝦夷文化考古館の管理運営経費であります。

1節報酬は、文化財審議委員会5名分の報酬であります。

7節賃金は、細節2ふるさと館の臨時職員1名、細節4は、ふるさと館の生涯学習推進アドバイザー1名分の賃金であります。

8節報償費、細節6は、郷土文化研究員1名に対する謝礼であります。

246ページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節7はふるさと館の運営に協力いただいている事業委員への交付金であります。

6目ナウマン象記念館管理費であります。記念館の管理に要した経費が主なものであり、7節賃金、細節2は、臨時職員4名分の賃金であります。

248ページになります。

15節工事請負費、細節1ナウマン象記念館改修工事は、時の道スロープの手すり設置に要した経費でございます。

なお、平成27年度の入館者数は1万3,009人であります。

7目スポーツセンター管理費は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター及び忠類体育館の管理運営経費であります。

7節賃金、細節2は、トレーニング補助員3名と代替職員1名分、細節4は、トレーニング指導員1名分の賃金であります。

250ページになります。

15節工事請負費、札内スポーツセンターアリーナのウレタン塗装に要した経費であります。

なお、平成27年度の利用者数は、農業者トレーニングセンターが武道館を含めて3万3,172人、札内スポーツセンターが10万3,958人、忠類体育館が8,451人であります。

8目集団研修施設費であります。

本目は、平成23年4月から運用を開始した集団研修施設こまはたの管理運営経費であります。

なお、平成27年度の利用者数は39件で、2,513人であります。

252ページになります。

9目図書館管理費であります。図書館本館、分館、移動図書館に要した経費であります。

なお、「図書館を核とした活字と笑いで活気あるまちづくり事業」として、767万2,000円が平成28年度に繰り越して事業を行うべく、所要の経費について繰越明許費として計上しております。

7節賃金は、臨時職員司書7人、臨時職員1名、移動図書館車運転手1名の賃金であります。

254ページになります。

18節備品購入費、細節1及び2は、図書資料4,981冊と映像資料79点の購入に要した費用であります。

細節3の図書館システムでございますが、平成26年度から稼働しました新システム購入につきまして、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して導入しましたことから、それに伴う償還金でございます。

19節負担金補助及び交付金の細節6図書館事業委員活動費交付金は町民文芸「まくべつ」第31号の発刊に要した経費であります。

なお、平成27年度末の蔵書冊数は前年度より2,773冊増加し23万7,406冊となり、貸出冊数は17万5,821冊で、町民1人当たりの貸出数は6.4冊と、前年対比0.2冊の減であります。

10目百年記念ホール管理費であります。百年記念ホールの管理運営及び忠類地区の生涯学習講座等要した費用であり、8節報償費は、忠類地区で実施した生涯学習講座の5講座と文化講演会に係る講師謝礼であります。

13節委託料、細節1は、百年記念ホールの指定管理業務に要した経費、細節5は、百年記念ホールの指定管理業務に係るリスク分担金の精算で、電気料の物価変動に応じた精算金でございます。

15節工事請負費、細節1は、百年記念ホール大ホール屋根防水工事に要した経費であります。

細節2万城目正さんの功績が後生に長く継承されるよう、常設展示コーナーの設置に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節1はNP0法人まくべつ町民芸術劇場への交付金、文化団体の活動費補助が主なものであります。

なお、百年記念ホールの平成27年度利用者数は12万125人で、前年度対比1万8,963人、13.6%減であります。

以上で、10款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 230ページの2目教育振興費、18節備品購入費、細節3の学校図書についてお伺いいたします。

資料128ページに、学校図書の整備状況が出ているのですが、学校図書表示に達成するために、蔵書数を毎年ふやしているんだと思うのですが、最新の平成27年、糠内小の達成率が59.1%と他校と比べて著しく低くなっているのですが、これはなぜでしょうか。

あと、糠内小の前年度、平成26年度を見ますと、標準図書数が1,000冊増加しているのですが、これの理由についてもお伺いしたいと思います。

あと、学校図書に国から補助が出ているのですが、この学校図書費用として国から出ている交付金、幾らほどなのか伺いたいと思います。

あともう一つ、255ページ、9目図書館管理費、18節備品購入費、細節1図書資料で、図書館の今後について伺いたいと思います。

資料の143ページの蔵書冊数が出ているのですが、各図書館の蔵書数について、平成27年度を見て、札内分館が本館の半分しかないのですよね。住民対比を考えるとこれどうなのかなというのと、前のページの貸出冊数で見ても、やはり札内分館のほうが倍あるのですが、これの現状を見てどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） ただいまのご質問の関係でございます。

学校図書の関係、糠内小学校の達成率が、27年非常に低くなっているということでございます。これにつきましては、図書の標準、国が定めます標準に基づいて整理をしているのですけれども、平成27年度におきましては、糠内小学校、クラスがふえたということで、その関係で図書標準の基準が変わったことによりまして、前年と比べまして大きく下がっているというような状況となっております。

国から地方財政措置の関係でございます。平成26年の数字でございますが、小中学校費、単位費用ということで、そちらのほうの交付税の中に含まれているということになっております。26年度の数字申し上げますと、小学校におきましては500万3,000円、また中学校におきましては409万8,000円、中学校においてはそうです。小中学校合わせますと、910万1,000円という金額が措置されているところでございます。

○委員長（野原恵子） 図書館長。

○図書館長（林 隆則） 施設の図書の蔵書数のことになります。

これにつきましては、本館、札内分館、忠類も分館あるのですけれども、それぞれの面積がありまして、どうしても蔵書する図書数に限りがあるということをご理解いただきたいと思います。利用につきましては、リクエストをいただいて予約をして、本館のほうに本がある、で、札内で借りたい、そのときには、本館のほうで予約をとって、札内分館のほうに転送をかけて、そこで利用していただくということをしておりますので、その逆もありまして、その中で利用していただくということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 糠内小学校のところは、何となくわかりました。これ、同じく資料に、119ページに、クラスの配置が載っているのですけれど、26年度が3クラス、27年度が4クラス、1クラスしか上がってなくて、1,000冊ふえるという状態になるのでしょうか。では、来年度は3クラスになるから、また下がるということなんですね。わかりました。

学校図書のほう、国から予算が平成24年に「第4次学校図書館図書整備5カ年計画」で、予算化されてきている中で、本来であれば26年度はかなりふえているというふうに思うのですが、幕別としては予算化していないということなのですね。わかりました。

図書館のほうですね、要は、札内の分館に限りがあると、だから蔵書のほうはなかなかふやせないということなのですが、やはり過去に図書館設置で札内に本館をとという住民要望が出されたと聞いています。そうした中で、本庁に建てられたと。しかし、今現在、人口が多い札内で蔵書数が少なく、勉強スペースも狭く、年々利用者も1,000単位で減ってきていると。やはり減っていく背景には、図書館利用の広域化で、住民が幕別本館に行くよりも、帯広に行ったほうがいと、町としての（聴取不能）もあります。町として、今後、札内分館をどのように考えていくのか、やはり真剣にやっていかなければいけないと思うのですが、そういう考えはないのですか。

○委員長（野原恵子） 図書館長。

○図書館長（林 隆則） 先ほど言いましたとおり、施設の建物の面積、大きさがあります。言われるとおり、広域利用もありますし、本館と分館での本の配送もありますので、利用者のニーズをこれからも取り入れて、よりよい利用方法というのを考えたいと思います。

○委員長（野原恵子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） そうなのですから、やはり図書館ですから、本を借りに来るのですよね。本の数が圧倒的に足りないというのは、限られたスペースであるのはわかっていますが、隣にある事務所の活用も視野に入れるようなことも考えて、スペースの確保を考えていただければというふうに思っております。いいです、はい。

○委員長（野原恵子） 答弁をお願いします。

教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 今回の荒委員の件でございますけれども、館長がお話ししているとおおり、現状、スペースの問題があるというのは、これはいたし方ない部分であります。そういうことで、図書館としましては、これまでもシステム改修等をして、今回システムの中でも検索が簡易できるような形、また予約状況なんかも簡易に表示できるような仕組みになっております。そういうシステムだとか、そういうのも利用しながら、住民要望に応えるべく、そういうきちっと情報を流して、住民が欲しい本の書架を逆に札内分館のほうに集中させるだとか、そういう運用面の中で、今後ともよりよい図書館という面で運営してまいりたいというふうに思っております。

スペースの拡大は、今の答弁でもお話ししたのですけれども、現状のスペースという面においては、これは広げるということに関しては、ちょっと施設の形状だとか、そういうところから見て、大変難しい問題がありますので、私、今説明しましたけれども、運用の面で何とか利便性を確保してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（野原恵子） ほかに、教育費で。

板垣委員。

○委員（板垣良輔） 224ページ、225ページ、6目学校給食センター管理費のところでは質問を行いたいと思っております。

食べ残しがあったと思っております。どのくらいあったのか、その食べ残しを減らす取り組み、またその食べ残し、残渣をどのように処分しているか、質問したいと思っております。

○委員長（野原恵子） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（妹尾 真） 給食の残食率のことのご質問でございます。

平成27年度におきましては、残食量が、提供が23万607キロに対しまして2万8,173キロで、12.2%の残食でございました。その部分につきまして、処理につきましては、産業廃棄物といたしまして、くりりんセンターに処分を持っていておりますので、その経費といたしましては廃棄物処理量として費用がかかっているところでございます。

残食を減らすための努力といたしましては、まずおいしい給食を提供するということが大事ということでございますけれども、子供たちの嗜好に合わせながら、いろんなものを食べてもらいたいということの中から献立を立てているわけなのですけれども、その中でも、努力しているところでございますけれども、一方でいろんな味になれ親んでもらいたい、例えば洋食系のお肉とかそういうようなものでありましたら、残りが少ないのですけれども、和食系のものとかおひたしとかいったようなものを出したときには、残りが多いといったようなことがあることから、そういうようなものも考えながら、いろんなものを食べていただくことを願いながらやっていると、その残食につきましては、大体十二、三%で推移しているところでございますけれども、これをさらに減らしていくというのはなかなか難しい状況にあるのかなと思っておりますので、新しい献立を取り入れるなりというようなことでいくことと、それから各学校現場で先生方と協力しながら、今日の給食についての献立は、こういう由来の食材があるからというようなことをやりながら食べていただけるように指導を図ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、残渣の処理状況でございますけれども、今回、食品系とか廃棄物のガス化プラントとか、いろんな部分が現在農林課等で進めている計画もありますけれども、その部分に活用する方法と、それから以前やっていた中で、養豚業者等でやっていた部分につきましても、町内の業者の中でそういうような部分を活用を図りたいということもあるように聞いているものですから、その部分で例えば畜産関係の餌として活用できるものがあれば、それは図っていくということで、経費の節減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（野原恵子） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） その処分の仕方について、今ご説明ありましたガスプラントであったり、養豚業者にとかということだと思います。それは、今後の予定ということで、はい、わかりました。現在はくりりんセンターのほうに持っていつているということなのですが、産廃マニフェストとかで、どのように処理されているのかというのを把握されていると思うのです。くりりんセンターに持っていった後、どのように処理されているのかと思うのですが、それについて伺います。

○委員長（野原恵子） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（妹尾 真） くりりんセンターに行ってる部分につきましては、基本的に焼却処分ということをされているところでございます。

- 委員長（野原恵子） 板垣委員。
- 委員（板垣良輔） 生ゴミになると思います、給食は。生ゴミはおおむね8割とか、それ以上の水分が含まれておりまして、燃焼する際、気化分に相当の燃焼熱を奪われてしまい、非常に効率が悪いのですね。ですので、焼却処分しないように、ガスプラントであったり養豚業者に持っていくという取り組み、大変急務だというふうに思います。特に養豚業者のほうは、僕、詳しくわかりませんが、給食はそのときそのときによって水分の量だったり塩分の量が違うと思いますので、そういったこと留意して、より一層、この事務といいますか、事業を進めていただければ助かります。非常に要望しております。よろしくをお願いします。

以上です。

（関連の声あり）

- 委員長（野原恵子） 関連、田口委員。
- 委員（田口廣之） 学校給食のことなのですが、前年、クレーム、事故等はどのくらいあったか、お聞きしたいと思います。
- 委員長（野原恵子） 学校給食センター所長。
- 学校給食センター所長（妹尾 真） 前年のクレーム等ということでございまして、質問でございまして、まず、食材等に異物が混入するというので、学校現場まで行って、例えば虫なのかどうなのかかわからない、小さい虫とかいったような部分とかいうようなものが、現場に行って喫食前に気づくといったような部分が10件ぐらいございまして、そのものにつきましては、都度学校からご報告いただきまして、こういうようなものが入っているといったようなことに対しまして、内容を確認いたしまして、どこで入った可能性があるのかどうかといったなことにつきまして、都度学校と連絡とりまして、原因等がはっきりしているものについては、謝罪するなり改善等に向けていくというようなことをしているところでございます。それ以外に、野菜等いろいろあるものですから、納品されたものの中に調理する前に気づくものがございまして、そういうようなものの発見というものにつきましては、20件ほどセンターの中で発見して、そういうものにつきましては、子供たちのところに配食しないで済んでいるというところでございます。
- いずれにいたしましても、そういうようなものが食材に入ることのないように、ふだんの、例えば食材の洗浄ですとか、検品、検査、それから処理するときにも気をつけるといったようなことにつきましても、十分意を用いながら進めてまいるようにしているところでございます。

- 委員長（野原恵子） 田口委員。
- 委員（田口廣之） 今、20件ほどあるという答弁でした。
- それと、包装されて直接給食の配膳される食材ってあると思うのですよ。牛乳とか、包装されたままの商品ですね。そういうものの食味とか、そういう検査はしているかどうか。給食に出る前にですね、子供たちが食べる前に、給食センターのほうで試食しているのかどうか、お伺いしたいと思います。

- 委員長（野原恵子） 学校給食センター所長。
- 学校給食センター所長（妹尾 真） ただいまの質問につきましては、牛乳ですとか、それからパンですとかいうようなものにつきましては、大規模校におきましては、直接、牛乳製造業者、またはパンの製造業者から各学校に配送されているところでございます。それと同じものにつきましても、給食センターにも、小規模校につきましては、一旦給食センターに来てからそれぞれのところに行くようになっているものですから、そこから配送されているものがあります。牛乳にしても何にしても同じ工場を出ているものがありますので、まず検食につきましては、給食センターにおきましては、大体10時半ぐらいの時間帯で、その日できた給食及び直接配送されるような牛乳ですとかパンですとかいったようなものにつきましては、センターの職員、私を含めて栄養士と2名体制で検食を行っています。

そのほかに各学校におきましても、子供たちが給食を食べる前に、管理職の先生にまず先に着いたものにつきまして検食をしていただいて、その中で異常があるかないかというような部分等も含めてですけども、確認をしていただくような体制をとっております。

それ以外の部分につきましては、実際に給食を食べるときには各教室で先生方も一緒に食べているわけですから、その中でも、さらに異常等がありましたら連絡等もいただくようにということで、学校と情報交換しながら、そういうようなことに応えるような体制で行っているところでございます。

- 委員長（野原恵子） 田口委員。
- 委員（田口廣之） 今、わかりづらかったのですが、例えば牛乳にすると、大規模校は直接配送されてるから、給食センターでは試飲とかテイस्टィングはしてないということですか。

○委員長（野原恵子） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（妹尾 真） はい、失礼しました。大規模校に、例えば札幌地区の市街地の小学校とかに行くのですけれども、それと同じ日につくった牛乳が給食センターにも来ております。ですから、同じ工場で作られた同じ日のロットの部分が大規模校に行きますが、それと同じ日につくった牛乳が給食センターにも来ているものですから、それを給食センターでは試食をしているということでございます。具体的には、牛乳につきましては、通常、前日、各学校等に配送され、給食センターにも前日來ます。それをとりあえずそこに1日置いておいて、それを次の日の昼に飲むというようなことになっております。

以上でございます。

○委員長（野原恵子） 田口委員。

○委員（田口廣之） 次の日飲むのですか、その日に飲むのですか。

○委員長（野原恵子） 次の日。

○委員（田口廣之） 次の日に飲む。子供たちが飲んだ後に、次の日に飲む。ああ、配送が前の日ということか。わかりました。

そこで、毎日のことだから、ちょっとタイムリーなので話しますけれども、大規模校ですね、小学校だったのですけれども、牛乳の味がおかしいと。生徒一人だったそうですけれども、申し出があったと。でも、みんなは何ともないとか、先生も飲んだから何ともないとかという話ありました。でも、おかしいと言った時点で、やっぱりその給食に出た牛乳はおかしいのですよ。たとえ一人がおかしいと言ったときは、やっぱり先生もその牛乳を飲むのをやめるだとか、すぐ教育委員会だとか給食センターに報告すべきだと思うのですけれども、その辺の考え、どう考えてますか。

○委員長（野原恵子） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（妹尾 真） 今のご質問に対しまして、今年度そういう事案がございまして、その後、各学校等の聞き取り調査を行っている。ほかの全体の学校等も聞いておりますけれども、ただ委員がおっしゃいますとおり、何かあったときの連絡体制として、そのときにつきましては、その日の中では、学校から報告が上がっていなかったということでございますので、そういう意味といたしましては、食べていただいたり飲んでいただくものに対する情報の収集の体制として、ちょっと足りないところがあったと反省しているところでございます。

そのことにつきましては、各学校にお願いする中で、これからのことでございましてけれども、何か気になるものがあったときには、漏らさず情報が教育委員会なり給食センターに上がってきて、それに対する対応が速やかにできるようなことを進めていくようにやっていきたいと考えているところでございます。

○委員長（野原恵子） 田口委員。

○委員（田口廣之） そのときのその後の対応は、給食センターどうしました。

○委員長（野原恵子） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（妹尾 真） そのおかしいというような部分が出たときの対応ということでございますけれども、その部分が速やかに対処が必要なのかどうかということ、それぞれ聞き取り調査の中から判断いたしまして、もしこれ以上食べるのが問題があるというようなことがあったとすれば、それは速やかに各学校にも連絡して、ただいま出ているものに対して喫食は中止しなければいけないという部分に対して、連絡をとっていくことが必要な場合もあるでしょうし、そうでなくて、全体に対して、この部分はまず調査を速やかに全部して、こういう状況があるのかないか調べなくてはならないということがあると思いますので、そのときの異常の連絡が入ったものの報告の内容に合わせて、必要な処置を速やかにとつてまいりたいと考えております。

○委員長（野原恵子） 田口委員。

○委員（田口廣之） やはり事故が起きてからでは遅いので、口に入るものですし、給食センターの責任もあるでしょうけれども、きちんとそのてんまつは製造者であるべき会社に報告すべきだし、あとそういう異常があったときに、先生も一緒に給食を食べていると思われるので、すぐ報告するようにしていただきたいと思います。

やはり最終的に消費者であるのですよ、お金払って飲んだり食べたりしている以上は、やはり提供している側にも相当な責任がかかってくると思うので、そういうことが起きた場合の対処をきちんとしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（野原恵子） 答弁はいいですか。

教育費の途中ではありますけれども、休憩に入りたいと思います。

13時まで休憩といたします。

12:07 休憩

13:00 再開

○委員長（野原恵子） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、教育費について質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） それでは220ページ、221ページの教育財産費にかかわりまして、老朽化している各学校施設の管理、建てかえ計画など、長寿命化計画を持って進められていると思います。その計画は完成しているのかどうか、そして過去の一般質問の中では、幕別小学校から大型の改修を手がけていくということでありましたが、そういった計画についても示していただきたいと思います。

なお、細かいことではありますが、この教育財産費のところでも二つ目の質問になりますが、各学校の外のグラウンドにありますトイレの水洗化、これは早くから大変要望の強い要求項目でありましたけれども、平成27年度でどこまで進んで達成率は何%ぐらいになるのか、残っているところはどこで、今後どうされるのか、伺いたいと思います。

なおもう一つ、その学校の長寿命化計画とあわせて改修に至るまで各学校で、例えば屋根の修理であるとか、今回も落下物の修理など予算決算で載っておりますけれども、そういった修理計画等についてもあわせて伺いたいと思います。

次、228ページ、ここでは小学校ではありますが、学校管理費、12節の役務費の教職員健康診断手数料、小学校、同じように中学校でもこの科目が出てまいります。それで、現状で大変多忙化で健康が心配される教職員の方なのですけれども、この健診受診率はどのぐらいなのかということと、今、平成27年度で体調崩して休職されている職員の方はどのぐらいいらっしゃるのか。特にストレス性といいますか、精神的なそういった疾病、病で休職されているという人がその中でどのぐらいの割合を占められるのか伺います。

次、233ページ、2目教育振興費の8節報償費、細節4部活動指導員謝礼、71名分が掲載されております。このクラブ活動に対しましても、結構過密にやられているということから、実際に年間クラブ活動というのは、スポーツと文化と分けましてそれぞれどのぐらい実施されているのか、部活動の休養日というのはあるのかどうか。それから、ここでは指導員の謝礼というふうになってはいますが、直接教員がかかわっている部活動の割合はどのぐらいで、この71名の人たちがかかわっているのはどういった部署で、全体としては何割の部活動で外部の指導員がかかわっていただいているのか伺います。

次、資料では教育費の122ページにありまして、前年まで奨学資金ということで教育予算の中で位置づけられて決算が示されていたのですけれども、ことしから資料は教育費なのですけれども、実際は地方創生の先行型の中でこれ予算が組まれていたのだと思うのですが、資料でお尋ねさせていただくことを許していただきたいと思います。5番の奨学資金の支給状況なのですけれども、これ平成27年度から就学支援資金というふうにして制度の中身が変わりまして、それまで町独自に1人当たり4,000円支給していたものが、下に示されている区分によって変更になりまして、支給されるようになりました。対象者も含めて拡充されることを期待していたのですけれども、実際に数字で示されたものを見ますと、申請者68名に対して認定者数40名ということで、認定された人が少なくなっております。前年よりもかなり少なくなっています。この少なくなった理由ということをまず伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） それでは、ただいまのご質問、まず一つ目でございます。

学校施設の長寿命化の関係でございます。このことにつきましては、学校の整備に当たって長寿命化計画を策定するというような予定でおりますけれども、現時点におきましては平成28年、今年度、町の予算でも計上させていただいておりますが、公共施設の総合管理計画、こちらを今年度作成をするということで、今時点ではこの計画を踏まえた中で、各学校個別の整備計画を作成してまいりたいという予定で現在のところおります。

あと、2点目のトイレの関係でございます。これにつきましても、今申し上げましたように、全体計

画含めた後の個別の学校ごとの計画の中に取り込んでいくという予定で今のところ考えております。

トイレの関係、水洗の関係でございますけれども、水洗化の率といたしましては、小中学校、平成27年度においての整備、屋外トイレの水洗化という点では、町内1校の学校のみとなっております。それ以外の学校につきましては、くみ取り式のトイレを今現時点で使用させていただいているというような状況でございます。

先ほどもありました、トイレの関係も先ほどの公共施設の全体計画、これを受けた後に学校ごとの個別の計画、その中にトイレの整備もあわせて、含めて検討してまいりたいというふうに考えているところです。

それまでの間につきましては、学校施設含めて屋根の改修ですとか、そういった部分については、子供たちが学校で生活をしているということもありますので、状況に応じて日々の修繕を、工事の中で全体長寿命化計画が策定するまでの間に対応してまいりたいというふうに考えています。

それと、教職員の健康診断の関係でございます。こちらのほうにつきましては、教職員の方々全体で人間ドック、また、それ以外の方につきましては、健康診断を行わせていただいているところです。27年度におきましては、教職員3割が人間ドックを受診をいただいております。残りの7割につきましては、町で行います健康診断を受診をいただいているところでございます。

それと、休職をしている先生の関係でございます。平成27年度におきましては、5名の先生方が長期にわたって休職をされているところでございます。ストレス等の精神関係の障害によりましてお休みをされている方々が5名でございます。5名のうち、27年度末におきまして3名が28年度から職場復帰をされたところでございます。

次に、部活動の関係でございます。部活動71人に対して、今、指導員謝礼ということでお支払いをさせていただいております。これにつきまして、全て学校の教職員でございます。外部指導者の関係につきましては、現在、五つの学校におきまして、ほとんどが先生方の指導による部活動となっております。1校1名、一つの部活動につきましては外部指導者が1名入られているというふうな状況になってございます。

それと、休日の関係でございます。年間の休日に当たっては、基本的には週に1回の休日を設けるように学校のほうでは進めておりますが、また、テスト、単元テスト、また期末テスト等の期間については、部活動を休んで休日となっております。あと、年末年始、またお盆、これらの期間が基本的には休日というようなことで、極力、子供たちにも無理の過度な活動にならないというふうな形で進めていただいているというふうなところでございます。

あと、各部活動の活動時間というような点は、こちらのほうではちょっとつかんでおりませんので、よろしく願いいたします。

最後もう一つ、失礼いたしました。就学支援資金の関係でございます。68名が申請をして認定が40名というような状況でございました。これにつきましては、27年度から基準を改正をさせていただいた中で進めているのですが、今回28名の方が非認定というようなことになりました。これらの方々につきましては、所得の要件が基準の1.3を超えた方々というような状況となっております。

失礼いたしました。部活動の外部指導の割合ということで、先ほどちょっとお話させていただきましたが、スポーツ系の部活動にお一人の方が外部指導員としてかかわっているということで、それ以外の部活動については、全て学校の先生方が指導を行っているというふうな状況でございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それでは、1番目から再質問させていただきます。

平成28年から公共施設総合管理計画を開始して、現在も計画に取り組み中だということでもあります。それで、これは大型の公共施設、学校そのものがどこも大変古くなっているということがあって、大規模な改修といいますか、建てかえになっていくのだらうと思うのですが、それとあわせまして、小規模の修繕、これも計画に乗ってやられるということではありましたが、状況に応じては随時ということも答えられました。

なかなかこの辺がうまくいかないといいますか、建てかえ計画を将来持つがために、今、ふぐあいが生じて、できればちょっと我慢していただきたいのだというような流れになっているのではないかなというふうに思うのです。つまり、その古い学校の雨漏りがもう十数カ所あるとかというようなことをよく聞くのですが、なかなか手をつけられないというようなことがありまして、こういったところは計画的にきちっと対応すべきではないかと思っておりますけれども、状況に応じて対応されているということではあります。現状としてはまだまだ十分ではないという声があります。その辺はいかがでしょ

うか。

当然、総合管理計画が立てられましたら、もちろん財政計画もそれに一緒にあわせて立てられると思いますが、そういったことも含めて、この計画をいつまでつくって、そして示していただけるのか、平成28年度、今年度で全て終わって、早ければ翌年から実施計画に入るというふうに思っているのかどうか、伺います。

それから、外トイレのことなのですけれども、これ現在、中学校が5校、小学校が9校ですか。それで、1校のみというのはやっぱり余りにも少ない改修状況だと思うのですよね。生活文化だとか、今、ほとんど水洗になっていて、もちろんそうなのですけれども、安全面から衛生面からいって、やっぱりこれは外のトイレの水洗化というのは、ほかの計画の中でももっと急いで実施していくべきではないかと思いますが、平成27年度はやられたのか、やられていなかったのか、1校というのはいつ実施した事業なのか、その辺も含めてもう一度お答えください。

それから、教職員の研修であります。人間ドック3割と健診7割、それぞれこれ希望によって振り分けられているのでしょうか。全員が漏れなく健診されていると受けてよろしいのでしょうか。

休職されている方が5名で、長期ということでもあります。3名が復帰されたということでもあります、これは長期というのは相当長期にわたっているのかどうかということをお伺いします。

そして、部活動の関係です。ここは実は先生方の健康管理ということにも含めて、また子供たちの健全な体づくり、文化面も含めてなのですが、そういったものに寄与するようにお尋ねしていくのですけれども、クラブ活動は基本、週1回のお休みということでありました。あと年末年始、お盆というようなことでもありますけれども、これ基本そうになっていますが、実際はもっと多くないでしょうか。基本はわかります、基本はそうだと思います、学校がそうですからね。学校の休みの日は部活も休みということだとは思いますが、大会が近づくとか、そういったいろいろ対外試合に、特にスポーツも文化もそうですけれども力を入れてらっしゃいますよね。そのこと自体は非常に大事なことだと思いますし、それぞれ町内の学校が力を発揮して、いろんな大会で成績とられていることも大変うれしく思うところではありますが、一方でそういうことが過重な負担に、生徒のほうも、あるいは指導する先生のほうもなってしまうのでは、教育的観点から考えても是正する必要があるのではないかなと思って伺いました。基本的にとおっしゃいましたが、現実はどうでしょうか。

それから、奨学支援資金は基準の1.3倍を超えたのでということでありました。わかりました、そういう基準を新たにつくられて出発されましたから、こういうことで受けとめるしかないのだろうなというふうには思いましたが、実際には平成26年度は60人受けていたのですよね。これは町の単独政策のときで、町も4,000円というのは過去はもっと多かったのだけれども、だんだん全体に支給するとか、原資の関係もあって60人でとどまっていたと。それが新しい制度になったら40人になってしまった。新しい条件で、兄弟で通っているときは下のお子さんが多くいただけるとか、そういう条件も生まれたのですけれども、全体を見れば、むしろその面だけを人数面だけを見れば、後退ではないかというふうにするのですよね。この辺、スタートしたばかりですから、いきなり改善ということにもならないかとは思いますが、どのように捉えていらっしゃいますか。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） まず、一つ目の計画の関係でございます。これにつきましては、今年度全体計画が町のほうででき上がりまして、その後、教育委員会のほうで各学校等の計画を策定していくというようなことになるのですが、現状では国のほうとしては平成32年までに作成をしてくださいというようなことになっておりますので、今のところ、それまでの間に29年度以降状況を見ながら検討、計画を作成をしていくというような予定でございます。

二つ目の屋外トイレの関係でございます。これにつきましては1校ということで、札内東中学校の屋外トイレが水洗化ということになっています。こちらのほう、今、いつやったかというところは資料用意してございませんので、年数についてはちょっとわからないというような状況になっております。

あと、ドックの関係でございます。ドックの関係につきましては年齢等もございまして、40歳以上の方についてはドックの受診を基本的にさせていただくのですけれども、ただ全体の枠というのでもございまして、今のところ、枠の中で今のところ全職員の3割程度の受診になってしまっているというようなことです。あと、それ以外の先生については、健診を受けないということにはならないということで、町のほうで行っている健診を受けていただいているということでございます。

あと長期にわたって休んでおられる先生方でございますが、期間どれぐらいというのはちょっと、いつから休まれているかということになりますと、一番長い方で平成24年度からお休みに入って、27年、

3年ほどお休みされているというような方がおります。

あと、部活動の関係でございますが、基本的に先ほど申し上げましたけれども、基本的には週1回、また年末年始等というようなお話しさせていただきましたけれども、確かに大会が近くなると練習試合等も含めて、スポーツ系であれば練習試合や大会が近くなると休みなしで実際行っているというような場合もあるかと思えます。また、そういったことについても各学校のほうには、極力過度にならないように、授業に支障がないように、子供に配慮した形で部活動を進めてほしいというようなお話をさせていただいておりますので、学校においてもそういった面、配慮しながらやっているものというふうに考えております。

就学資金の関係でございます。今回、今年度、申請のほうが68人で認定が40ということで、26年に比べますと申請においては13名ほど、また認定については20名ほど下がっているというようなことでございます。これについては、前年から生保対比1.5から1.3に変更させていただいているところと、また成績要件等も改正をさせていただきました。この点について委員会のほうで、今こちらで考えている部分については、申請も減って認定も減っているということで、若干なりとも就学に影響の出るお子さんが少しは減ったのかなというようなところを考えているところです。

済みません。先ほどの教職員の健康診断については、基本的には全ての先生方が受診をしているというようなことでございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、外トイレのことですけれども、全校で1カ所、東中だけ、しかもいつ実施、相当前に水洗化になって、その後全然手がけられなかったのだと思うのですよね。ご承知のとおり、学校の外トイレ、今回も避難がありましたけれども、避難所になりましたね、そしてこれまた別な問題なのですけれども、障害を持った方たちなどは車の中で過ごされたのですよね。だから、屋内には入らなかった。入りづらかったといいますか、自分の意思で入っていないのですけれどもね。いろんな意味で公共施設をきちっと整えていくこと、その中には、水洗トイレもやっぱり急がれる課題だと。随分前から急がれる課題だということを提案させていただいてきた経過があります。

確かに財政問題もあるのだということは承知の上で、そういった位置づけにある施設だと。学校生徒はもちろんのこと、そういった避難の施設にもなるということも含めて考えていけば、1校で終わらすということにはなっていないのではないかなというふうに思います。今後、次年度から計画を持ってきちっと対処されていくよう、そんなに莫大なお金がかかるというふうには、どんな手法をとるのかわかりませんが、そういった姿勢を持って臨んでいただきたい。お答えいただきたいと思います。

教職員の健診については、基本的には全員受けてらっしゃるということでありまして、人間ドックをきちっと受けられるのが一番いいと思うのですけれども、枠があるのですよね。これは全体の4割、40歳以上ということで、長期で休まれている方たちの年齢がどうなのかはわかりませんが、長時間労働で苦しんでいる教職員の实態というのがいろんな形で示されていましてね、特にそういった多忙な過密な労働の中で体を壊してしまう、精神的に壊してしまうという人が全体の6割を超えているというようなことが言われているのです。幕別は全員がストレスということでありまして、これはやっぱり健康を守る3割はきっとどこで決めているのか、その枠をふやしていく努力も必要ではないでしょうか。

それから、部活動のことです。この部活動が過度な活動になっているということも随分前から指摘されておまして、ようやく文科省もこの問題について改善が必要だということに向かい出していると伝えられています。そういった中身も報道されておまして、要は今お答えの中では基本的にということ、何かしつこくごめんなさいね、でも、実際はもっともっとやられているというふうに思います。そこで、実態調査というのを文科省もこれから力を入れてやっていくということが、これは恐らく29年度になっていくのでしょうかけれども、部活動のあり方に関する調査研究事業というのを取り組むというふうにも示されています。ですから、町も基本的にそうだとっても現状はどうかということに疑問を持たれて、しっかりと調査をさせていただいた上で、調整するものはしていくということが大事ではないでしょうか。

結局、1番目の質問にも戻っていきますけれども、むしろスポーツでは運動の苦手な児童生徒への指導が配慮がされないために、それが助長する危険性であるとか、やっぱりスポーツなんかやりますと、体に疲れが残ると、思考力や判断力や表現力とかといったところにも影響をあらわしてくるとか、そういったことも指摘された上で文科省の実施というふうになっていますから、これは全国的にそういう傾向があるから、そういうふうにしたのだと思うのです。だから、幕別でもしっかりと調査をさせていただいて、そしてその上でこういった是正を、本当に子供に必要な運動、子供が楽しんで参加できる部活、

部活の中で仲間意識を、あるいは競技のすばらしさを学んでいく、他校とも戦っていく、そういった健全な部活動に、基本に、それこそ戻っていただくように是正と指導をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） まず、学校トイレの関係でございます。これについては課長からお話ありましたように、1カ所まで整備しているところでございます。過去の予算委員会等においてもご質問がございまして、今後この外トイレのあり方という部分も含めて、今、長寿命化計画、学校のほうでつくってまいりますので、そういうのに合わせてどういうふうに整備していけばいいかといったところを検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、それまでの間ということでございますけれども、例えばなのですけれども、昨年度は忠類小学校にくみ取りトイレがありまして、そこがドアをあけたらすぐ便座になっているというのがあって、ちょっと安全性の問題もあったということから、くみ取りトイレの上に洋式の便座をつけるというような形で改修をしたというのもございますので、今後、必要に応じて、その辺、安全性だとか、それと今、委員がおっしゃってありました災害対応等もありますので、そういうのを含めてどういうふうに整備していけばいいかというのを総合的に考えてまいりたいというふうに考えております。

次に、人間ドックでございますけれども、一応40歳以上ということで、私どものほう、学校保健法の中で定めた中でやっている事業でございますけれども、なかなか枠を拡大するとなりますと、その健診する病院のキャパというのもまたあるというのも事実でございますし、人間ドックを、極端に言いますと、全ての方となると、うち教職員250人ほどいますので、そうなりますと、受け入れるキャパもあるということも一方では考えていかなければならないという面で、ある一定の年齢層で区切って健診はやっている、今後ともやってまいりたいというふうに考えております。

それと、部活動の関係でございますが、委員おっしゃっている部分について、私どもも懸念している部分でございますし、今、部活動については、部活動の休業日を設けようということで文科省なんか、今、盛んに言っているところでございます。調査について、今年度、部活動に限らないのですけれども、今年度、道教委で時間外総体について調査をするということが示されておりますので、その中で部活動というのも入ってくるのかなというふうに考えております。

いずれにしても、部活動に関しては、教育課程外教育の教育ということで、スポーツをするという重要性と、もう一方では協調性だとか、そういうものも高められるという面では、部活動は大変有効な手段だというふうに考えております。ただ、おっしゃるとおり、どうしても疲れて次の日の勉強に影響を与えているというの指摘されているところでございますし、また、教職員も授業の準備になかなかできないと。結局は子供たちの学習のそういう、何ていうのですか、わかりやすい授業に向けるという面においては支障が出ているのではないかなというような指摘もあるという面から、文科省なんかは外部指導員等を使って、部活動指導員、これ仮称になっておりますけれども、そういったのも今後配置していくというようなことも言われております。

ただ、部活動は、現実という部分で言うと、確かに課長から説明しましたように、1日、週に1回ということで休業日は設けてくださいと言っているのですけれども、私どもの学校だけでこれをやるということにもまたならないのかなと。というのは、やはり保護者の気持ちだとか、児童生徒の気持ち、これはやっぱり例えば私どもの学校が土曜、日曜は休んでくださいだとかというふうにしても、他の学校ではそれをやっている。それで、仮に試合なんかで負けたときになんかは、これは指導時間が短かったのではないかなという、そういう批判にも一方ではつながるというのも現実としてあるのですね。その辺がやっぱり総体的な部活動に対する保護者、また生徒ももちろんなのですけれども、そういう認識というのですか、部活動は何のためにやっているか、勝ち負けでないといったところも含めて、その辺の認識が全体的に広がっていかないと、この問題はなかなか解決ができない問題かなというふうに思っております。

しかしながら、そういう面で健康面という部分、児童または教職員の健康面で言うと、委員のおっしゃっていることは大変理解しておりますし、私もそういうふうに思っておりますので、そういう部活動の時間に関しては、総体の中でまた議論していかなければならないことだというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まずトイレですけれど、長寿命化計画の中でということですから、平成32年までに

作成されるのですね。そうすると、それ以降というふうになってしまいませんか。それはそれで計画は計画で持ちながらも、こういった学校を建てるのとわけが違いますから、町の考えの中で、そのトイレなどの部分については別枠で考えて、そしてやると。

直近で学校が建てかえ、その場所なども外のトイレの位置も変わらざるを得ないというようなところについては、これはやっぱり考慮する必要はあると思うのですが、学校のそういった長寿命計画によって建てかえるのも何年もかかっていくわけですから、先々にずっとおくらせていくところもありますよね。しかし、トイレは計画にのせるから一緒にというふうになるとずっとおくらせてしまうということになりますから、そういうのはちょっと切り離して、そしてきちっとやっていただきたい。平成32年を待たないでやっていただきたいと思います。

健診のその枠があるのだということでもありますから、キャパの問題を言われれば、これはもうどうなのかなというふうに思いますが、ちょっと自分もそれは別に調査しているわけでもありませんから申し上げられないのですが、可能な限りきちっと早い時期にドックを受けていただくという姿勢を持っていただいて、ちょっとずつふやしていくということが大事ではないかと思えます。

部活は基本同じだと思います。ただ、だからこそ、もう現実に今問題になっていますから、幕別町だけでだめだというのなら、では幕別町がリーダーシップをとって、十勝管内19の市町村に教育委員会の毅然としたその姿勢を持って、みんなでこれ改善図らないかというふうにやっていけるのが道教委のちゃんとそういった関係プレーもあるではないですか。協議する場所もあるではないですか。そういうところにきちっとテーマとして持っていったら、私は、今、幕別の子供のことで部活動のことを聞きましたけれども、推察できます、どこもきっと同じだと思うのです、よその町も。では、よその町の子供さんはそれでいいのかといたら、そうはならないですよ。ですから、その全体で取り組みを早期に進める、いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 初め、学校トイレの水洗化に関しては、学校の全体のそういう長寿命化の中で検討するというお話させていただきましたけれども、その学校が、例えば幕別小学校が30年に位置づけられた、例えば忠類中学校が35年に位置づけられたとすれば、それまで全部待っているという意味ではないです。そういう計画の中で外トイレをどういうふうに位置づけていくかと、どういうあり方をしていくかということその計画の中で、年数は別にして検討してまいりたいという意味でございます。

それと、健康診断については、これは先ほど私が答弁したとおりなのですが、枠の問題、それと大体教職員の方々の意向等を踏まえた中で、これはやっていかなければならないというふうに思っております。今後の40歳、ここはどうしても先ほど言いましたように、何度もしつこいようですが、枠の状況等を考えて、どうやって健診を受けていただくかということは整理していかなければならない問題かなというふうに思っています。

あと、部活動のほうに関しては、教育長のほうから答弁させていただきます。

○委員長（野原恵子） 教育長。

○教育長（田村修一） 部活動の関係、私も思いは同じでございます。先ほど部長説明したとおり、今年度、道教委のほうで時間外勤務の縮減という観点から、部活動の実態についても調査するというふうにお聞きしております。

また、私、寺林議員の一般質問の中でお答えしましたとおり、文科省で学校現場における業務の適正化に向けてという報告書を出しており、その中で教員の部活動の負担軽減ということで、外部指導者の導入だとか、そういうようなことを打ち出してきております。そういう意味で、私ども、まずは道教委の調査の結果を見て、そして十勝の教育委員会連合会、教育長部会とかというのがありますので、そういう中でまた各町村の教育長とも一度話し合ってみたいと思っております。

○委員長（野原恵子） そのほかに質疑をお受けいたします。

（関連の声あり）

○委員長（野原恵子） 関連、小田委員。

○委員（小田新紀） 教育財産費になります。改修工事、屋内運動場の改修工事にかかわってなのですが、こちら資料の121ページにもありますが、工期についてです。

特に白人小学校、札内中学校の改修工事、冬期間に工期行われたということで、それについてどのような判断の中でこの期間に行われたのかということの質問なのですが、というのは、学校事情あるいは学校の授業にできるだけ迷惑がかからない、負担、影響のないようにということで夏休みあるいは冬休みといった長期休業中にかかるということについては理解できる場所ではありますが、やはり冬期間

というところで、実際、各学校の体育の授業等は、例えば札幌スポーツセンターを札幌中学校さんなんかは使われたり、あるいは部活でそちらのほうに代用という形で用意しているということで、その部分については非常にいいことだというふうに思うのですけれども、それによって、ふだん使っている地域の方々の活動が大きく制限されたというようなこともあります。どの時期に行ったとしても、制限というのはある程度影響があると思うのですけれども、特に冬期間は屋内施設が例年でもかなりにぎわうというところで、あえて冬期間にするというところにより拍車をかけたというような部分もございました。

それからもう一つ、特に札幌中学校は今回もそうですけれども、避難所になっているというところもあります。冬期間に避難しなければいけないといった状況のときに、工事をしている中で、そこが速やかに避難所になれるのか、あるいは別の場所といっても、あれほど収容人数が入れるところを一つ設定できないということになると、また大きな影響もということで、いろんな学校事情もあるかというふうには思うのですけれども、そういった工期の判断という部分については、どのようにされていたのかということをお伺いします。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） ただいまの工事の関係で、工期の判断というところかと思えます。これにつきましては、基本的には学校現場、子供たちが学校で授業を行っているというようなこともございまして、言われたとおり、夏休みですとか冬休みの長期期間でないと工事を行うことができないということで、どうしてもある程度の一定期間を使える長期休業中というような形になってしまっているというのが現状でございます。

あと、もう一点、避難所になった場合というようなところでございますけれども、体育館改修している場合においては、急遽、災害が起きた場合は他の教室等の中で避難所の開設をしていくというようなことで、その中で対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 小田委員。

○委員（小田新紀） 長期休業にかかるという部分については理解はしているつもりですけれども、それが冬期間なのか夏の期間ですね、夏季期間なのかという部分においては、やはり避難所のことも含めてということもありますし、それから学校の授業においても通常は冬場、体育館使うことが多いのかなというふうに考えられます。その中で学校の事情というものもあるかというふうに考えてはいるのですけれども、それから地域の方々を使うという部分で、やはり冬よりもなぜ夏やらないのかというような声もありまして伺った次第なのですが、もう一度そこですね。

それから、先ほど今の避難所の部分について、体育館が使えない場合はということで教室等々というのがありましたけれども、そのあたりについて教室を使うということ、あるいは学校内使うということについても許可が必要だということですが、そういった体制というのはしっかりとれている状況なのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 改修時期に関してですけれども、確かに夏場やったらいいのではないかと思いますけれども、今回、学校ともご相談させていただきながら、何ていうのですか、比較的影響のない中で工期の設定をさせていただいたつもりでございます。避難所に関しては、札幌が使えない場合は南小というのがありますし、また、課長のほうでご答弁いたしましたけれども、教室利用等は許可が云々という話ですけれども、これは災害でございますので、最終的には教育委員会が判断して、学校長に対してこの場所を提供してほしいということが指示するということになるというふうに考えますので、そこはご理解いただきたいなというふうに考えます。

○委員長（野原恵子） 小田委員。

○委員（小田新紀） まず1点、影響ができるだけ少ないということでこの期間にしたということでの答弁でしたけれども、こちらが質問している部分については影響が冬のほうが大きいのではないかとということで質問しておりまして、なぜこの時期にしたほうが影響が少ないという判断だったのかということが1点。

それから避難所についても、体育館以外の場所も使えるということは承知しました。ただ、それもやはり今回も札幌中学校、それから札幌南小学校、両方使わざるを得ないところまで来て、実際、札幌に住んでいる住民の数を考えれば、それでも足りないという中で、大きな広い場所、体育館が使えないということについては、やはりあえてこの時期ではなくともというふうに思うところもあるのです。学校の事情というのがきつとあるのだと思うのですけれども、そのあたりも踏まえて答弁いただければ

と。

○委員長（野原恵子） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 先ほどもお話しさせていただきましたけれども、学校と相談してこの時期になったということですが、一つの要因としましては、夏はやはり体育館においては部活動だとか、部の大会だとか、そういうのが、あと少年団の問題もありますけれども、そういう屋内のスポーツが盛んに夏場はどうしてもやっぱり行われる時期だと。そういうことから、それを避けて冬期間のほうに工事を持っていったと。これは学校と相談させていただいておりますけれども、そういうことでそういう工期になったということをご理解いただきたいというふうに考えます。

○委員長（野原恵子） 小田委員。

○委員（小田新紀） 言いたいことはわかりました。学校側のいろんな子供たちの活動という部分を当然中心に考えていかなければいけないですし、学校の活動が妨げられるようなことであってはならないというふうには思いますが、実際、代用場所というのも用意していたわけですので、札内スポーツセンターという場所を用意していたわけなので、大きな影響はなかったのかなというふうに思いますが、学校側のほうもそういったその学校だけの事情ということではなくて、やはり地域の事情、それからそういった避難場所にもなっているというようなことを、そこまでの部分で、教育委員会としてもそういった相談の中で、話し合いの中で触れながら決めていけているのか、それとも学校側の要望どおりという形で決めていくのかという部分について、最後。

○委員長（野原恵子） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） あくまでも学校の体育館の利用だとか、そういう考え方等を相談してこの工期になったということですので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（野原恵子） 小田委員。

○委員（小田新紀） 教育委員会側からも、いろいろとこういった状況が考えられるというような、いろんな話をした上で決めたということによろしいですか。

○委員長（野原恵子） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 当然そういう事情等をお聞きしながら教育委員会として学校と相談し、工期を決めさせていただいたものでございます。

○委員長（野原恵子） 小田委員。

○委員（小田新紀） 今後も繰り越した事業等もありますので、そういった今後の、特に学校の体育館というのは地域の大事な施設でもありますので、そういったところも学校側と子供たちの活動を最小限に妨げないようにという中で、いろんな幅広く考えていただければというふうに要求して終わります。

（関連の声あり）

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 避難所のことにかかわって質問させていただきたいと思えます。小学校費、中学校費の学校管理費ということになってくるのかなと思うのですが、ちょっとそこがあれなのかどうかかわりませんが、このまま続けさせていただきます。

今回、今の答弁、質疑の中で教育委員会が避難所を開設するという判断ができたときには、学校長に連絡するのだということがわかりました。今回、私も札内中学校のほうに比較的早い時間から応援に行くというようなことに入らせていただいた側の中で、いろいろなものを見てきました。もちろんそれは教育委員会だけにかかわらず、役場全体でいろんなそのときの事象を振り返りながら総括をされているのだというふうに思うのですが、その学校長に避難所開設ということの指示を出したと、出すことになる。そして、避難所が開設されていくわけですが、学校関係者はその後どこまでその避難所に対して任務を負うということになっていくのか。

きのうも総務費の中でいろいろと、この防災のことについては出ましたけれども、ちょっと私、教育委員会の、または学校現場の声を聞きたかったものですから、ちょっとここまで温存させていただいたのですが、お答えになっていただきたいと思えます。

○委員長（野原恵子） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 避難所、今回も含めてなのですが、避難所を開設する際は、町のほうから、災害対策本部等から避難所を開設する際は事前に教育委員会のほうに、学校教育施設を使う際、あと社会体育施設を使う際は連絡があり、そこで例えば学校においては、学校長に連絡し、何時から避難所になるので鍵をあげてほしいというような連絡をいたします。

その際、子どもが指示している部分については、避難所については基本的にはまず第一義的には体育館を利用させてほしいと。それと避難者が多く入ってくる際には、避難者の方が立ち入ってはいけない部分というのがこれ当然出ております。その辺については、立入禁止のような形で、入っていけないところについてはロープなり何かにて知らせておいていただきたいと。そして、まず避難所を開設する際は、町のほうから避難所の運営をする際に、第一義的に運営する際に職員が参りますので、その段階で校長からその方への部分をどうやって使ってほしいというような引き継ぎをし、基本的にはその後は、避難所の担当職員が運営するという形になります。

ただ、これは今回のやつなんかは、河川なんかは水の増水、水というか、降水に関してはそういう形になりますけれども、例えば地震の場合はどうするかというふうになりますと、地震に際しては、学校を管理している者がまず第一義的に学校において安全を確認するというところから始まります。学校長なりが安全を確認し、避難した方が安全にそこで避難できる体制になっているかどうかというのを確認した後、大丈夫であれば、そこで避難所を開設ということで、私のほうから町部局の防災担当のほうに通知するという形になります。

その辺、水の場合と地震の場合は対応が違ってくるということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（野原恵子） 質問は、決算に関連のあるものに限定していただきたいと思います。決算委員会でございます。関連することがありましたら、はい、続けて。

○委員（谷口和弥） いや、わかりました。そしたら、またこれは機会を改めて、別な機会にお時間をしっかりとれる立場の中で質問させていただきたいと思います。

実績がないので、27年度は、そこでの避難所にかかわっての費用が出たということの実績がないわけですから、ここでやめますけれども、ずっと避難所の議論はされていたものですから、ちょっとここでさせてもらったところでした。

○委員長（野原恵子） はい、ほかに教育費につきまして。

はい、小島委員。

○委員（小島智恵） 221ページ、2目事務費の19節負担金補助及び交付金になるのですが、細節11第12地区教科書採択教育委員会協議会負担金のところなのですが、昨年、中学校の新しい教科書が採択されたと思います。それで、今はもうその採択された新しい教科書を使っている状況だというふうに理解はしているのですが、特に中学の歴史教科書、この件についてお伺いしますが、東京書籍、恐らく採択されたかと思っております。

私、町内の中学校出身なのですが、私、中学生のときもこの東京書籍でありました。20年以上ずっとこういった、あるいはそれ以前からかもしれませんけれども、このように同じ教科書会社のものを選んでいくということなのではないでしょうか。また、同じ教科書を選ぶというのが慣例のようになってしまっているのかどうかということですが。

それと2点目ですが、この協議会の中で、この歴史教科書に限ってでいいのですが、どんな議論が交わされたのか。また、我が町の教育長行かれたと思いますが、どんな意見を出されたか。また結果、東京書籍を採択されるに当たり、これ全会一致で決まったのか、また何対何という形で意見分かれたのか、お伺いします。

○委員長（野原恵子） 暫時休憩いたします。

決算にかかわる質問をしてください。教科書の内容にかかわることではなくて、決算にかかわる内容で質問をしてください。

暫時休憩いたします。

このまま2時20分まで休憩に。今の発言を中断をいたしまして、2時20分まで休憩といたします。

14:06 休憩

14:20 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小島委員の質疑に対しまして、答弁がありましたらご答弁をお願いいたします。教育長。

○教育長（田村修一） ただいまの教科書採択教育委員会協議会負担金の件でございますけれども、まずこの協議会の進め方でございますけれども、18町村の教育委員会から推薦された採択委員が集まって新

たな採択する教科書について審議するという内容でございますけれども、その際には各教科ごとに管内の教員の皆さん、これは管理職の方、一般教諭の方をいれて、各教科4、5名ぐらいずつのプロジェクトチームを作っていて、新たな採択すべき教科書、全ての教科書について、特徴などについて、調査していただいて、それを採択委員会で報告していただく。その内容に基づいて採択委員が採択するという段取りになっております。順番を踏んでやっております。幕別町におきましては、私が採択委員ということでございました。

なお、採択協議会の審議の経過につきましては、非公開となっておりますので控えさせていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（野原恵子） 小島委員。

○委員（小島智恵） お時間をお掛けし、大変ご迷惑おかけしました。

非公開ということで、ここで留めさせていただきたいと思っております。別の場面で、この教科書選んだことに対して、今後の子供に対する影響、違う場面でちょっとお伺いしたいなと思っております。ここで終わりたいと思っております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 小島委員。

○委員（小島智恵） お時間をおかけし、大変ご迷惑をおかけしました。

非公開ということで、ここでとどめさせていただきたいと思っております。別の場面でこの教科書を選んだことに対して、今後の子供に対する影響、違う場面でちょっとお伺いしたいなと思っております。ここで終わりたいと思っております。

○委員長（野原恵子） そのほかに質疑ある方、いらっしゃいませんか。

小田委員。

○委員（小田新紀） 1点質問いたします。

239ページになります。1項社会教育総務費、19節負担金補助及び交付金、細節6の中学生・高校生海外研修参加補助金にかかわってです。昨年決算と比較しまして、約150万円ほど少なくなっております。参加人数等は資料に基づいて拝見しますと変わっていないということですが、これについての説明をお伺いします。

以上です。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） この減額につきましては、結構な金額で減額になっているのですが、これにつきましては旅費の中の航空券ですね、これが燃料の下がったことによる差額ということが主なものでございます。

○委員長（野原恵子） 小田委員。

○委員（小田新紀） その部分で今後の次年度以降についても、いろいろとこのぐらいの大きな差が出てくるといふふうなことで見込んでいるのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） これは燃料サーチャージの関係がございますので、そのときによって変動するかと思いますので、29年度の予算についても今までどおりの予算要求をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 231ページと235ページに小学校・中学校の教育振興費、18節備品購入費、細節5理科教材費、中学校の18節の備品購入費、細節5の理科教材費にかかわることでございますけれども、学校監査について監査委員のほうから、薬品の残量確認についてということで、毎年、監査報告が載っております。まず、確認したいのは、この薬品の管理状況がどういふふうになっているのか。それともう一点、この理科の教材費で多分この薬品等も購入されていると推察されるのですが、毎年使用して余った薬品等、廃棄状況についてわかれば教えていただきたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） ただいまの理科教材の関係でございます。薬品の管理、廃棄の状況ということかと思います。この理科教材費、この予算については、この薬品を購入するというのではなくて、理科教材、理科に必要な顕微鏡ですとかそういったものを購入しているというものでございます。

また、薬品の管理につきましては学校のほうで鍵をかけて保管をしている状況にあります。それと廃

棄については、そういう場合については、教育委員会のほうで各学校取りまとめて、まとめて一括教育委員会のほうで処理をさせていただいているというような状況でございます。

○委員長（野原恵子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） はい。それでは、その薬品のこの購入については、どこの項目でこれ見ておられるのか。それと、今答弁ありましたその廃棄について、教育委員会でまとめて廃棄しているということなのですが、これはどこに廃棄して、どのようなことで廃棄されているのか、その2点をお伺いします。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） ただいまのご質問の関係でございますけれども、予算については学校の消耗品等の需用費のほうで各学校の中で必要に応じて購入をしているということでございます。

あと、廃棄の関係につきましては、教育委員会のほうでまとめて業者さんのほうに廃棄の依頼をして処分をしているというようなことでございます。

○委員長（野原恵子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 平成24年度の決算報告の中に、監査委員さんのほうから、薬品の管理状況ですね、おおむね適正に処理されていたが、さらに内部のチェック体制の強化が望まれるというふうな意見が述べられております。それと、鍵の保管状況も検査した結果、一部の学校で管理保管に不十分なところがあると。今後の防犯体制を確立していただきというところが載ってございまして、24年度ですからそれから今3年たっているところで、担当者もこれ変わっていて、そろそろたがが外れるころかなという部分もございまして、確認させていただいているのですけれども。

それと、薬品の廃棄につきまして、業者に委託しているということですが、これは処理料は発生しないのか、これ薬品といたら混ぜたら危険という部分もあると思うのですけれども、その辺安全に処理されているのかどうかを確認します。

○委員長（野原恵子） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 過去にそういう監査のほうからご指摘がございました。そういう面で、その辺内部チェック体制等を厳重にやるようにということで教育委員会からも指導しまして、現在はきちっと理科室等において、理科の教員室等において薬品がございまして、そこできちっと鍵をかけて保管しているところでございます。なお、鍵については、教職員室の鍵のロッカーの中に入っているという状況でございます。

それと、廃棄でございますが、廃棄につきましては専門の業者に依頼をしております。平成27年度は廃棄に関する実績はございませんでしたが、廃棄する際は、役務費の中で処理費を出しているということでございます。

○委員長（野原恵子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 適正に管理していただきたいと。やはりよくテレビドラマであるのですけれども、職員が持ち出してとかいうところを見ますと、やはり実験に使った部分でのこの余った薬品の書類というのがきちっと精査されているのかどうか。使用のたびにチェックする用紙というのが多分あると思うのですけれども、その辺の管理は教育委員会でされているのかどうか。

○委員長（野原恵子） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 当然ながら使った量については毎回処理簿がございまして、そこに使用量を書いて残量幾らという形になっております。なお、教育委員会にその処理簿については教育委員会では保管しておりません。学校保管ということでやっているものでございます。

○委員長（野原恵子） ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 10款教育費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費、14款災害復旧費に入らせていただきます。

11款公債費、12款職員費、13款予備費、14款災害復旧費の説明を一括して求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 11款公債費につきましてご説明申し上げます。

258ページをごらんください。

11款1項公債費、予算現額19億2,772万6,000円に対しまして、支出済額19億2,579万5,238円でありませ

1 目元金は、借り入れいたしました起債の償還元金であります。

2 目利子は、借り入れいたしました起債の償還利子と一時借入金の借入利息であります。

なお、一時借入金につきましては、3月31日から4月1日までの2日間で、1件13億円の借入実行に係る利子であります。

3 目公債諸費は、起債償還に係る支払手数料であります。

次のページをごらんください。

12款職員費につきましてご説明申し上げます。

12款職員費、1 項職員給与費、予算現額18億516万5,000円に対しまして、支出済額18億185万1,530円であります。

1 目職員給与費では、特別職を含め211人の一般会計から支弁する職員の人件費等で、給料、職員手当、共済費が主なものであります。

7 節の賃金は、臨時職員のうち常雇職員に係る賃金、19節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

次のページをごらんください。

13款予備費につきましてご説明申し上げます。

13款 1 項予備費、予算現額500万円に対しまして、支出はありません。

以上で、11款公債費、12款職員費、13款予備費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（野原恵子） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 14款災害復旧費について説明をいたします。

264ページをお開きください。

14款災害復旧費、1 項土木災害復旧費、予算現額610万円、支出済額582万1,416円、1 目単独災害復旧費、本目は町道及び公園管理施設の災害復旧に要した費用でありまして、15節工事請負費は平成27年8月11日に発生した局地的大雨により被災した途別新川線ほか5路線の町道の災害復旧工事に要した費用であります。18節備品購入費は、平成27年3月の大雪により損壊した忠類の公園管理用車庫の復旧費であります。

以上、災害復旧費について、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

小島委員。

○委員（小島智恵） 261ページの1 目職員給与費の3 節職員手当等、細節15寒冷地手当に関してなのですが、前年度と比べますとほぼ同額でありますけれども、資料61ページにもありますように、平成27年度は低所得者に対しての福祉灯油は、灯油価格が下がったために補助はしていないということなのですが、このように福祉灯油は実施されていないのですが、町職員の方は灯油価格が下がったとしても、変わらずこういった手当が下がることなく手当てされていると思うのですが、制度上そうなっているからと言われれば、そういうことになってしまうのかもしれないけれども、低いそういった所得の方の目線といいますか、町民目線だとちょっと決して納得いくものではないというふうに感じます。灯油価格が下がったら、それに連動してそういった寒冷地手当も下げていく、そういったことは考えられないのかお伺いいたします。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 寒冷地手当についてでありますけれども、委員おっしゃるように手当の金額につきましては、それぞれ世帯の区分に応じまして条例上規定されている金額を支給しているところでございます。金額につきましては、国に準拠するような形で当町のほうは金額設定をしているところでございます。

○委員長（野原恵子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 民間企業の中では、灯油価格が下落すると会社に返還しているというところも実際あるのですが、難しいのかもしれないのですが、そういう手法をとることは考えられないのか、ちょっと再度お伺いします。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 条例上このような金額で規定されておりまして、再度繰り返しになりますけれども、国に準拠したような形で金額については支給しているところでございます。

○委員長（野原恵子） ほかに。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 261ページ、職員給与費、3節の職員手当等、細節11の時間外勤務手当についてでございます。また監査報告を言わせていただきますけれども、平成27年度上期における実績は、同年同期比時間数で4,753時間、21.19%の増、金額で734万4,000円、15.87%の増、本年度において統一地方選挙、ファイリングシステムの導入及び新庁舎への移転準備等が要因とされているという監査報告がございます。

上記の実績において、20名ほどの職員が300時間を超えていると。健康管理の面に十分配慮し、時間外勤務の縮減にさらなる努力をされたいということでございますけれども、この時間外手当、時間外勤務について、この削減するための方策をどのようにとっているのか。それと毎年度監査報告でこう上がってくるわけでございます。それで、部署によってこの時間外手当が多いところ、少ないところというふうなところがあると思うのですけれども、それをどのように分析しているのか。

それともう一点、これは時間外手当の算出方法なのですけれども、規定によりますと支給額イコール勤務1時間当たりの給与額掛ける支給割合掛ける時間外勤務時間数、米印で勤務1時間当たりの給与額というのは1週間の勤務時間（7時間45分）（1日の勤務時間掛ける5日掛ける52週分の給与月額掛ける12月）というふうに規定されてございます。その中で、この分母の52週というのが260日なのですよね。それで、最近のこの祝日の関係でちょっと見てみますと、祝日がふえていまして、実際に祝日を計算すると、365日のうちに休日が120日、土曜日が52日、日曜日が52、祝日が16と、それで合計が245日という計算になるのです。そうすると、分母が262日ではなくて245日というふうになって、時間掛けると給与の計算が変わってくるというふうを感じるのですけれども、その辺、年度でこれ違います。去年は246日だったわけです。年度の初めに日数を計算すべきではないのかなというところで、見解を伺います。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 時間外手当についてでございます。

初めに、削減の方策についてでございますけれども、これは例年行っているところでございますけれども、毎週水曜日をノー残業デーというふうに定めておりまして、極力急な業務がないようなところには、定時で退庁していただくようお願いしてありまして、それは各課の所属長のほうからも、所属している職員にはそのように伝えていただくよう計らっていただいているところでございます。

また、業務どうしても煩雑になる時期がありますけれども、それにつきましても各課内、各部署内で連携をしてなるべく時間外発生しないような体制で取り組んでいただくようにいただいているところでもございます。

また、時間外が多い部署でございますけれども、平成27年の状況で申し上げますと、課単位になりますけれども、一番多いところは総務課になります。その次は学校教育課、その次が福祉課、そして次が税務課というような、順番をつけるとそのような順番になっているところでございます。

最後に、算出方法でございますけれども、委員おっしゃるような計算式で時間外については算出をしているところでございますけれども、その分母となります1日の勤務時間掛ける週の平日の日数、それに年間の52週というのを掛けているところなのですけれども、ここからおっしゃるように休日という日数は引かれていない状況にございます。この算出方法については国に準拠したような形で計算式設けておりまして、それに基づきまして時間外手当については算出しているところでございます。

以上です。

○委員長（野原恵子） いいですか。

（関連の声あり）

○委員長（野原恵子） 関連、中橋委員。

○委員（中橋友子） 私、やっぱり健康を守る立場からということでお尋ねするのですけれども、この20名が300時間を超えていたということですが、最高は何時間になるのでしょうか。

そして、部署を指定していただければと思います。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 庁舎内の部署がどこかということと、その個人がどれくらい時間外をしていたかということであろうかと思っておりますけれども、最高の時間数につきましては928時間、部署は保健課になります。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 大変な残業時間だと思うのですよね。いつも申し上げますが、いわゆる36協定で1

週間の残業時間の目安というのは、ごめんなさい、1カ月の残業時間の目安というのが一応45時間。これ45時間に12を掛けますと540ぐらいですか、540ですね、その928となりますとその倍近く。それで、その辺の何ていうのですか、それを認めるというのではないのですか、それをさせて、こんなにたくさん仕事をさせて職員の健康大丈夫ですか。そういう観点からこういうのをどんなふう位置づけてこの業務認めてこられているのですか。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 今一番多い時間が1人928時間ということでお知らせをしたところなのですが、たまたまこの一番多かった理由といたしまして、同じ系の職員が育児休業に入ったというようなことがございまして、どうしてもやっぱりその職員に負担がかかってしまったというような現状がございまして、ただ、どうしてもやらなければならない仕事ですので、やむを得ずといいたまいますか、そういった状況でございました。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今さら申すまでもなく、育児休業には育児休業をとった後の臨時職員なり代替職員が配置されて業務遂行されるのではないのでしょうか。専門性があるから、かかわっていない職員の方を迎えて仕事を進めるという点では、残っている職員の方に無理がかかるということは、一定程度生まれるのであろうというふうには思いますが、この928時間というのは余りにも多過ぎませんか。1年間の平均の皆さんの労働時間というのは一体何時間平均働いてらっしゃるんですか。そして、928時間が最高ということですが、残っている20名の方たち、その次は何時間働いているのですか。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 1人当たりの時間外、これは割り返した数字になってしまいますけれども、総体の勤務時間についてはちょっと今数字は持ち合わせてはいないのですが、1人当たりのこの時間外27年のトータルを時間外の対象人員で割り返した数字でございまして、それでございまして1人当たり1月当たり19.92時間という時数になります。

あと先ほど申し上げられていますその20人の時間については手元のほうにちょっと資料のほうは持ち合わせていないところでございます。

2番目の残業の時間数で申し上げますと、次が759時間になります。759時間でございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 残業というのは、その残業される職員の方が自分で決めてしているわけではないですよね。もちろん仕事が残っているからされるのですけれども、そこを管理されている部長なのか、課長なのか、きちっと管理されながら仕事をされていると思うのですが、その辺の管理する側の姿勢、これをよしとしてきたのでしょうか。

そして、平均7.5時間で週5日働いて52週ということになれば、年間の勤務時間、残業しなかった場合は1,900時間程度だと思えるのですよね。その928時間という、その本来の勤務時間の1.5倍分を1年間を通して働くということになって、これどう考えても体力的にも精神的にも、それからどんな方が残業されていたかわかりませんが、家族ももちろんいらっしゃると思います。影響は多大ではないですか。どんな管理されていたのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 先ほど育児休業でというようなお話をしたのですが、当然これ育児休業で正職員が抜けるということになれば臨時職員なりの代替職員を配置はしてございます。ただ、委員もおっしゃっていただきましたけれども、どうしてもやっぱり専門的な業務ですとかということがございまして、やはり職員が対応しなければならないというようなことがございまして、あくまでも臨時緊急の措置というようなことで、そういった時間数になってしまったということでございます。

あと、全般的にこの時間外勤務、ここ数年の状況を見ましても、いろんな庁舎の引っ越しですとかファイリングの関係ですとか、業務自体もやはりここ数年ふえているような状況でございます。そういったこともございまして、職員の適正配置も含めて、今後さらには是正に向けて検討していかなければならないというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 適正配置に尽きるのだらうと思うのですが、先ほど1カ月45時間の36協定の目安で、この36協定の中でも労使きちっと合意を得れば、それを超えても認められるということになっている。しかし、その認めた時間であっても1年間720時間まで、これすごく多いとは思いますが、それをさらに208時間も超えて残業されているということを、私はそういう実態をつかった

責任というのは大変大きいと思います。何も事がなかったと思うのですけれども、健康を害したとか、そういうことがなかったからそれで済んでいるのでしょうかけれども、この全体でふえるというのは、今、部長お答えのように、特別な引越しがあったとか特別な事情があったということで全体がふえるというのはわかりますよ。ですけれども、その産休代替に入ったから片方の方に多大な負担がかかるというようなことは、その管理職としては私はやはり責任を全うしなかったのではないかと思いますけれども、どうですか。

○委員長（野原恵子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 当然、課内あるいは係内、それ以上ということになれば部内だとかの連携ということもございます。そういった意味での連携もしつつ、こういった結果であったということですね。これについては、管理職も含めて協力体制をさらに深めていかなければならないというふうに思っています。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 一生懸命働かれたわけですから、その方に責任があるとは思いません。それで、これが今回は特別だったということでありますから、特別とは認めたくないですね、そんな産休のかわりですからね。ですから、そういうときに備えての臨職の配置であったり、さらに日常的に職員が不足するということはないのですか。そういうことも含めての適正管理をしていかなければ、こういった事態を解消していくということにはなっていないのではないかと思いますのですけれども。どうでしょうか。

○委員長（野原恵子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 先ほども申し上げましたけれども、全体的に業務量、権限移譲ですとかそういったことで業務量はふえつつあるかなというふうに思っております。過度な負担が職員に行かないように、なるべく職員の適正配置も考えつつ、そういったこともあって今回の行革の中でも職員数をふやすような計画にしたところでありますので、そういったことも含めて全体的な業務のあり方、あるいは職員配置のあり方も含めて考えていこうというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 次年度もこのような実態を絶対つくりたくないように、今の部長のお答えのとおり改善に向けていただくことを求めます。

○委員長（野原恵子） 答弁はいいですか。ほかに質問、質疑ある方いらっしゃいませんか。

11款公債費、12款職員費、13款予備費、14款災害復旧費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計歳入に入ります前に、3時10分まで休憩に入ります。

14:58 休憩

15:10 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

歳出、1款議会費から14款災害復旧費まで審査が終わりましたので、引き続き、一般会計、歳入に入らせていただきます。

歳入の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 13ページをお開きいただきたいと思います。

歳入であります。

1款町税、1項町民税、調定額13億8,239万9,661円に対しまして、収入済額13億760万6,224円であります。

不納欠損額につきましては、135件で650万3,728円、収入未済額は6,828万9,709円であります。

1目個人であります。現年課税分の調定額は11億5,165万2,943円で、前年比3,584万7,328円の増となっております。給与所得の増が主な要因であります。

2目法人であります。現年課税分の調定額は1億5,948万7,100円で、前年度に比較して2,084万7,300円の減となっております。税率の引き下げによる減が主な要因であります。

なお、町民税の現年課税分のみでの収納実績を申し上げますと、個人の収納率では98.77%で、前年比0.09ポイントの増、また、法人につきましては、収納率99.84%で、前年比0.08ポイントの増となっております。

2項固定資産税、調定額11億6,559万2,790円に対しまして、収入済額11億1,700万6,333円であります。不納欠損額が132件で1,164万1,532円、収入未済額は3,694万4,925円であります。

1目固定資産税は、現年課税分の調定額では10億9,777万5,200円で、前年より2,322万4,700円の減となっております。評価がえに伴う家屋の評価額の減によるものであります。

なお、現年課税分収納率は99.30%で、前年比0.32ポイントの増となっております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、調定額、収入済額とも同額の2,160万1,000円で、前年対比175万円の増となっております。

この交付金は、JRの軌道敷地や道営住宅、幕別高校用地などに係る固定資産税相当分が国や道から交付されるものであります。

3項軽自動車税、調定額5,977万70円に対しまして、収入済額5,784万412円、不納欠損額は73件分で34万8,311円、収入未済額は158万1,347円であります。

なお、現年課税分の収納率は99.33%で、前年比0.26ポイントの増となっております。

4項町たばこ税、調定額1億9,670万4,348円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年比、調定額で545万7,234円の減であります。主な要因は喫煙率の低下などに伴う販売総本数の減少によるものであります。

5項入湯税、調定額1,330万7,790円に対しまして、収入済額も同額であります。

6項特別土地保有税、調定額、収入済額ともゼロであります。

次に、17ページをごらんください。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、調定額8,459万6,000円に対しまして、同額収入であります。前年度対比、金額で434万1,000円、率で5.4%の増であります。

2項自動車重量譲与税、調定額1億9,389万2,000円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比、金額で612万6,000円、率で3.3%の増であります。

3項地方道路譲与税、調定額4円に対しまして、収入済額も同額であります。19ページになります。

3款1項利子割交付金、調定額474万6,000円に対しまして、同額の収入であります。前年度対比、金額にして142万8,000円、率で23.1%の減であります。

21ページになります。

4款1項配当割交付金、調定額947万8,000円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして340万8,000円、率で26.4%の減であります。株式等の配当所得の減によるものであります。

23ページになります。

5款1項株式等譲渡所得割交付金、調定額788万6,000円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして100万7,000円、率で14.6%の増であります。株式等譲渡所得の増によるものであります。

25ページになります。

6款1項地方消費税交付金、調定額4億9,512万3,000円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比、金額にして2億412万7,000円、率で70.1%の増であります。地方消費税の引き上げに伴い、増額となったものであります。

27ページになります。

7款1項ゴルフ場利用税交付金、調定額1,778万6,272円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比、金額にして48万3,280円、率で2.6%の減であります。

なお、札内川河川敷ゴルフ場利用者数につきましては3万2,002人で、前年度と比較しまして141人の減、帯広国際ゴルフ場利用者数は3万311人で1,096人の減となったところであります。

29ページになります。

8款1項自動車取得税交付金、調定額4,171万6,000円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比、金額にして887万7,000円、率で27.0%の増であります。

31ページになります。

9款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額30万円に対しまして、収入額も同額であります。

前年度収入額と同額であります。

33ページになります。

10款 1 項地方特例交付金、調定額1,778万3,000円に対しまして、収入済額も同額であります。
前年度対比、金額にしまして13万3,000円、率で0.7%の減であります。
35ページになります。

11款 1 項地方交付税、調定額61億733万1,000円に対しまして、収入済額も同額であります。
平成26年度との比較では、普通交付税で1,516万9,000円、0.3%の減、特別交付税では1,803万2,000円、4.0%の減となったところでありまして、
37ページになります。

12款 1 項交通安全対策特別交付金、調定額433万2,000円に対しまして、収入済額も同額であります。
前年度対比12万8,000円、率で3.0%の増であります。
39ページになります。

13款 分担金及び負担金、1 項分担金、調定額4,977万4,586円に対しまして、収入済額4,270万7,466円、収入未済額706万7,120円でありまして、

1 目農林業費分担金、農業基盤整備事業等に係る受益者分担金であります。

2 項負担金、調定額 1 億2,673万1,150円に対しまして、収入済額 1 億575万5,510円、不納欠損額305万2,160円、収入未済額1,792万3,480円でありまして、

1 目民生費負担金は、老人福祉施設入所者に係る負担金及び常設保育所保育料が主なものであります。
なお、不納欠損は、保育料が23件であります。

41ページになります。

14款 使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2 億5,357万5,322円に対しまして、収入済額 2 億3,841万9,586円、不納欠損額37万6,050円、収入未済額1,477万9,686円でありまして、

各種施設等の使用料及びへき地保育所や学童保育所保育料、入牧料、スキー場リフト使用料、町道の道路占用料、公営住宅使用料などが主なものであります。

不納欠損につきましては、2 目民生使用料の 2 節児童福祉使用料、細節 2 の学童保育所保育料が18件となっております。

また、収入未済額の主なものは、公営住宅使用料などとなっております。

43ページになります。

2 項手数料、調定額8,195万4,060円に対しまして、同額収入済みであります。

本項は、1 目総務手数料の戸籍住民票や諸証明に係る手数料、2 目民生手数料の介護支援、介護サービスの手数料、3 目衛生手数料はごみ処理手数料、次のページになりますが、5 目土木手数料、建築確認関係手数料が主なものであります。

47ページになります。

15款 国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額 6 億9,248万6,859円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものは、1 目民生費負担金の障害者自立支援給付費や児童手当に係る国の負担金であります。

2 項国庫補助金、調定額 4 億645万4,811円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金では、細節 1 の社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金、細節 2 の新庁舎に係る社会資本整備交付金、細節 3、4 の国の緊急経済対策にかかわる地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金などが主なものであります。

2 目民生費補助金では、1 節社会福祉費補助金の細節 1 地域生活支援事業費補助金や細節 3 臨時福祉給付金給付費補助金、次のページになりますが、2 節児童福祉費補助金の細節 2 の地域子ども・子育て支援事業交付金、細節 3 の子育て世帯臨時特例給付金給付費補助金が主なものであります。

3 目衛生費補助金は、疾病予防対策に係る補助金であります。

4 目土木費補助金では、各種道路事業や公園、公営住宅などにかかわる補助金であります。

5 目教育費補助金では、1 節教育総務費補助金の細節 1 屋内運動場落下物防止対策に係る改善交付金、次のページになりますが、4 節幼稚園費補助金、就園奨励費補助金などが主なものであります。

3 項国庫委託金、調定額701万939円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目の総務費委託金では外国人の中長期在留者事務に係るもの、2 目の民生費委託金は基礎年金事務にかかわる委託金が主なものであります。

53ページになります。

16款 道支出金、1 項道負担金、調定額 4 億6,433万7,175円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目民生費負担金につきましては、障害者支援分や児童手当に係る負担金が主なものであります。

2目農林業費負担金につきましては、農業委員会職員設置費に係る道負担金が主なものとなっております。

3目土木費負担金は、地籍調査事業に係る道負担金であります。

2項道補助金、調定額7億422万9,219円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務費補助金は、細節1、2の新庁舎建設に係る地域づくり総合交付金、北海道グリーンニューディール基金事業補助金、次のページになりますが、2目民生費補助金、1節社会福祉費補助金では、細節3の地域生活支援事業費補助金や、細節4の重度心身障害者の医療費補助金など、2節の児童福祉費補助金では、乳幼児等医療費、放課後児童対策事業などに係る地域子ども・子育て支援事業交付金などが主なものであります。

3目衛生費補助金は、健康増進事業に係る補助金、4目の農林業費補助金は、農林業関係事業に対する道補助金で、1節農業費補助金では、次のページになりますが、細節9の中山間地域等直接支払事業や、細節12JAが行いましたジャガイモシストセンチュウ蔓延防止防止対策に係る施設整備に対する間接補助である地域づくり総合交付金、細節14農業経営体が行った農業用機械などの導入に対する担い手確保経営強化支援事業補助金などが主なものであります。

2節畜産業費補助金では、細節6十勝畜産農協が行った施設整備に対する間接補助である地域づくり総合交付金が主なものであります。

3節土地改良事業費では、細節3の地域の活動組織が行う農地の保全活動に対する多面的機能支払交付金事業補助金、次のページになりますが、細節4の農地の暗渠整備に係る農業基盤整備促進事業補助金、4節の林業費は各種造林事業及び森づくり事業関係補助金などであります。

5目商工費補助金は、消費者行政に関する交付金、6目教育費補助金は、学校支援地域本部事業に係る補助金であります。

3項道委託金、調定額6,984万6,849円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務費委託金では、2節徴税費委託金の道民税徴収事務や3節統計調査費委託金の国勢調査に係る委託金、4節の知事道議選挙費に係る委託金、次のページになりますが、5目土木費委託金では、1節道路橋梁費委託金の細節1樋門管理に係る道委託金が主なものであります。

63ページになります。

17款財産収入、1項財産運用収入、調定額1,848万9,929円に対しまして、収入済額1,748万4,429円、収入未済額100万5,500円であります。

1目財産貸付収入は、土地及び建物の貸付収入であります。

2目利子及び配当金は、各種基金等の利子収入などあります。

2項財産売払収入、調定額6,369万5,224円に対しまして、収入済額5,605万2,174円、収入未済額764万3,050円は、公社貸付牛譲渡代であります。

1目不動産売払収入、1節その他不動産売払収入は、除間伐材、皆伐材の売払収入であります。

2節土地売払収入は、各団地分譲地等の売り払いが主なものであります。

2目物品売払収入は、主に苗木などの売り払いに係る収入が主なものであります。

65ページになります。

18款1項寄付金、調定額8,327万8,625円に対しまして、同額収入であります。

ふるさと寄付金の収入であります。

67ページになります。

19款繰入金、1項基金繰入金、調定額4億5,000万円に対しまして、同額収入であります。

1目の減災基金繰入金は当該年度の公債費に、3目の庁舎建設基金繰入金は新庁舎建設事業に充当するために繰り入れをしたものであります。

次のページになります。

20款1項繰越金、調定額2億7,311万5,004円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度からの繰越金であります。

次のページになります。

21款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、調定額51万3,754円に対しまして、収入済額も同額であります。

2項町預金利子、調定額1,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

3項貸付金元利収入、調定額4億7,481万9,478円に対しまして、収入済額4億6,964万1,828円、収入未済額517万7,650円あります。

各種貸付金の返済による収入であります。

次のページになりますが、4項受託事業収入であります。調定額811万6,030円に対しまして、収入済額も同額であります。

3目衛生費受託事業収入、後期高齢者医療広域連合からの受託事業、4目教育費受託事業収入、学校給食に係る受託事業の収入などあります。

5項雑入、調定額2億6,611万7,389円に対しまして、収入済額2億1,679万8,108円、不納欠損額218万9,524円、収入未済額は4,712万9,757円であります。

なお、不納欠損額につきましては、次のページになりますが、4目雑入、2節学校給食費36件分であります。

4目雑入は、1節の住民健診等負担金から79ページの6節の後期高齢者医療特別会計負担金まで、他の科目に属さない収入であります。

次に、81ページをお開きいただきたいと思えます。

22款1項町債、調定額34億6,902万9,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務債から86ページの10目災害復旧債まで、各種事業等に充当するための起債の借り入れであります。

なお、8目臨時財政対策債は、普通交付税の振替分であり、この起債の元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることとなっております。

また、87ページに未収金及び収納率の一覧表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思えます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 一般会計歳入につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出にかかわります総括質疑をお受けいたします。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） 総括ということですがけれども、歳入歳出にかかわる両方の問題なので、総括でやらせてもらいます。

ページは、まず歳出のほうですけれども109ページ、2款総務費、15目諸費、24節投資及び出資金、細節1地域振興公社への200万円の出資、それと同じく歳入の件ですけれども、27ページ、ゴルフ場利用税の1,778万6,272円の収入ということで、今回の台風の被害によりまして、札内川のゴルフ場が今営業中止となっております。

そこで、今回この平成27年の200万円の投資したお金、これも、もしこのまま営業再開がされなければ、恐らく投資してこのまま回収することはできないのではないかと思います。また、ゴルフ利用税も、この1,700万円のうち、札内川の利用者と帯広国際の利用者は大体3万人で、この1,700万円近いお金の50%は札内川のほうから歳入として町に入っております。ともに関連しますが、この札内川のゴルフ場の復旧なくして、このお金、投資した200万円、また交付税として入ります約800万円近い、両方合わせますと1,000万円近いお金がこのまま放置されるのではないかと思います。町の札内川のコースに対する復旧、復興の考えをもし聞かせていただければ伺いたいと思えますが、いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 札内川ゴルフ場につきましては、皆さんも既にご承知のとおりだと思います。かなり大規模な災害を受けました。今、その被害状況並びにそれが復旧する場合に、どれぐらいの経費がかかるのか、そのことにつきましては、ただいまゴルフ場のほうでいろいろな方のご意見を伺いながら、そして現地を見ながら、今、積算しているところであります。その復旧に当たる経費によって、今後どうあるべきなのか、これにつきましては慎重に検討を今後していきたいと、そのように思っております。

それと、今、藤原委員のほうからいろいろとお話のあった、確かに札内川のゴルフ場を利用税を町に納めていくと、そういう歳入面でのプラス面、また、株、これらの町民の方も大体半分ぐらい出資されております。町も約半分ぐらい出資している、その辺の重みといたしまして、それらも十分勘案しながら、今後のあり方については慎重に検討してまいりたいと、そのように考えております。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

(なしの声あり)

15 : 36 千葉委員退場

- 委員長（野原恵子） それでは、総括質疑につきましては、以上をもって終了させていただきます。
これで、一般会計の審査を終了させていただきます。
これより、特別会計の審査に入らせていただきます。
審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。
国民健康保険特別会計、認定第2号、平成27年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。
住民福祉部長。

15 : 38 千葉委員入場

- 住民福祉部長（境谷美智子） 平成27年度幕別町国民健康保険特別会計決算についてご説明申し上げます。
特別会計歳入歳出決算書の3ページをお開きください。
初めに、概要についてであります。
平成27年度における年間平均としての被保険者数は7,720人であり、前年度と比較いたしますと330人の減、率にして4.1%の減となっております。
また、同様に年間平均としての被保険者世帯数は4,215世帯であり、前年度と比較いたしますと144世帯の減、率にして3.3%の減となっております。
次に、歳入総括についてであります。
1款国民健康保険税から10款連合会支出金までの歳入合計につきましては、調定額39億4,310万2,895円に対し、収入済額37億6,579万5,798円となっております。
5ページをお開きください。
歳出総括についてであります。
1款総務費から11款予備費までの歳出合計につきましては、予算現額39億5,666万5,000円に対しまして、支出済額37億2,530万356円となっております。
次に、6ページの右下の欄外をごらんください。
平成27年度決算における歳入歳出差し引き残額は4,049万5,442円となっております。
次に、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。
29ページをお開きください。
初めに、歳出であります。
1款総務費、1項総務管理費、予算現額8,278万5,000円に対して、支出済額8,079万8,584円であります。
1目一般管理費、本目は担当職員9人分の人件費及び事務経費など、国保事務に要した経費となっております。
31ページをお開きください。
2目連合会負担金、本目は医療費の審査支払事務を委託しております北海道国保連合会に対する負担金であります。
2項徴税費、予算現額683万6,000円に対して、支出済額595万7,439円であります。
1目賦課徴収費、本目は国保税の賦課及び徴収の事務に要した経費で、19節負担金補助及び交付金、細節3は滞納整理機構に対する幕別町の国保会計分にかかわる負担金であります。
3項1目運営協議会費、予算現額44万9,000円に対して、支出済額19万6,015円であります。国保運営協議会の運営に要した経費となっております。
35ページをお開きください。
2款保険給付費、1項療養諸費、予算現額20億4,306万2,000円に対して、支出済額18億6,249万3,555円であります。
1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費につきましては、被保険者の医療機関

受診に対する診療報酬支払いに要した経費であり、3目一般被保険者療養費、4目退職被保険者等療養費につきましては、被保険者が補装具購入や柔道整復師の施術を受けた際に対する現金給付に要した経費であります。

5目審査支払手数料、本目は医療費の支払い等の事務に要した経費となっております。

2項高額療養費、予算現額2億3,735万円に対しまして、支出済額2億2,363万1,319円であり、1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費につきましては、高額療養費に要した経費であり、3目一般被保険者高額介護合算療養費、4目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、世帯の1年間における医療給付と介護給付の自己負担額の合算額が一定の基準を超える場合に、その超えた分を本人に払い戻すものであり、それに要した経費となります。

37ページをお開きください。

3項移送費、予算現額21万円に対しまして、支出はありません。

4項出産育児諸費、予算現額2,101万1,000円に対しまして、支出済額1,736万7,173円であります。

1目出産育児一時金、平成27年度の実績は43件でありました。

5項葬祭諸費、予算現額150万円に対しまして、支出済額102万円であります。

1目葬祭費、平成27年度実績は34件であります。

39ページをお開きください。

3款1項後期高齢者支援金等、予算現額4億2,760万9,000円に対して、支出済額4億2,760万8,618円あります。

後期高齢者医療制度で医療給付を受けられる方の医療費に対する町保険者としての支援金分と事務費にかかわる拠出金であり、支払基金に支出したものです。

41ページをお開きください。

4款1項前期高齢者納付金等、予算現額28万9,000円に対しまして、支出済額28万8,341円あります。前期高齢者が保険者間で偏在しておりますことから、保険者間の負担の不均衡を調整するための納付金と事務費にかかわる拠出金で、支払基金に支出したものです。

43ページをお開きください。

5款1項老人保健拠出金、予算現額2万1,000円に対しまして、支出済額1万6,171円あります。老人保健制度は既に廃止となっておりますが、過年度の精算等にかかわります医療費及び事務費にかかわる拠出金であり、支払基金に支出しているものであります。

45ページをお開きください。

6款1項介護納付金、予算現額1億6,369万9,000円に対しまして、支出済額1億6,369万8,173円あります。

国保被保険者のうち40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者にかかわる保険料負担分を支払基金に納付したものであります。

47ページをお開きください。

7款1項共同事業拠出金、予算現額8億9,662万3,000円に対しまして、支出済額8億8,410万249円あります。

1目高額医療費拠出金、本目は高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために国保連合会が行う再保険事業に対して必要経費を拠出するもので、1件80万円を超える高額医療費が対象となります。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、本目は1目と同様のものであります。1件80万円以下の高額医療費が対象となっております。

49ページをお開きください。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、予算現額1,867万3,000円に対して、支出済額1,346万1,250円あります。

こちらは生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導の事業に要した経費となります。

2項保健事業費、予算現額544万1,000円に対して、支出済額515万990円で、被保険者の健康の保持増進を図るために要した経費となっております。

51ページをお開きください。

9款1項公債費、予算現額5万円に対して、支出はありません。

53ページをお開きください。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額4,105万7,000円に対して、支出済額3,951万2,478

円であります。

1目一般被保険者保険税還付金、平成27年度実績は50件分であります。

2目退職被保険者等保険税還付金、平成27年度実績はありません。

3目償還金、本目は前年度の医療費等の確定に伴う国及び道などへの精算還付金であります。

4目一般被保険者還付加算金、平成27年度の実績は5件分であり、5目退職被保険者等還付加算金につきましては実績はありません。

55ページをお開きください。

11款1項予備費、予算現額1,000万円に対しまして、支出はありません。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

7ページにお戻りください。

7ページ、1款1項国民健康保険税、調定額9億4,102万7,410円に対しまして、収入済額が7億6,611万8,852円、不納欠損額は217件で1,879万6,518円、収入未済額は1,683件で1億5,611万2,040円となっております。

1目一般被保険者国民健康保険税、本目の現年課税分の収納率についてであります。1節の医療給付費の現年分については96.61%で、前年度と比較いたしますと0.26ポイントの増、3節後期高齢者支援金分につきましては96.74%で、前年度と比較いたしますと0.3ポイントの増、5節の介護納付金分につきましては96.59%で、前年度と比較いたしますと0.5ポイントの増となっております。

これらの現年課税分の合計の収納率につきましては96.64%で、前年度と比較いたしますと0.29ポイントの増となっております。

2目退職被保険者等国民健康保険税、本目の現年課税分の収納率についてであります。1節の医療給付費分につきましては97.13%で、前年度と比較いたしますと1.02ポイントの減、3節の後期高齢者支援金分につきましては97.05%で、前年度と比較して1.12ポイントの減、5節の介護納付金分につきましては97.16%で、前年度と比較して1.04ポイントの減、これら現年課税分の合計の収納率につきましては97.12%で、前年度と比較いたしますと1.04ポイントの減となっております。

なお、一般被保険者と退職被保険者とを合わせた現年度課税分の収納率につきましては96.65%で、前年度と比較いたしますと0.22ポイントの増となっております。

9ページをお開きください。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額及び収入済額ともに5億6,632万3,934円であります。

1目療養給付費等負担金、本目は療養給付費等にかかわる国の定率負担分であり、負担率は32%であります。

2目高額医療費共同事業負担金、本目は高額医療費共同事業の拠出金に対する国の定率負担分で、負担率は4分の1となっております。

3目特定健康診査等負担金、本目は特定健康審査等にかかわる国の定率負担分で、負担率は3分の1であります。

2項国庫補助金、調定額及び収入済額ともに9,890万6,000円であります。

1目財政調整交付金、本目は市町村間の財政力格差の是正を全国レベルにて調整した上で交付されているものであります。

11ページをお開きください。

3款1項療養給付費等交付金、調定額及び収入済額ともに8,167万5,000円であります。

退職被保険者等の療養給付費等に対する財源として、支払基金から交付されているものであります。

13ページをお開きください。

4款1項前期高齢者交付金、調定額及び収入済額ともに7億9,934万9,246円であり、前期高齢者の療養給付費等に対する財源として、支払基金から交付されているものであります。

15ページをお開きください。

5款道支出金、1項道負担金、調定額及び収入済額ともに2,425万1,460円であります。

1目高額医療費共同事業負担金、本目は高額医療費共同事業拠出金に対する北海道の定率負担分、負担率は4分の1となっております。

2目特定健康診査等負担金、本目は特定健康審査にかかわる北海道の定率負担分で、負担率は3分の1であります。

2項道補助金、調定額及び収入済額ともに2億1,926万8,000円であります。

1 目都道府県財政調整交付金、本目は市町村間の財政力の格差の是正と地域の実情に合わせた調整を全道レベルにおいて行った上で交付されているものです。

17ページをお開きください。

6 款 1 項共同事業交付金、調定額及び収入済額ともに 7 億 8,287 万 3,765 円であります。

1 目高額医療費共同事業交付金、本目は 1 件 80 万円を超える高額医療費にかかわる国保連からの交付金であります。

2 目保険財政共同安定化事業交付金、本目は 1 件 80 万円以下の高額医療費にかかわる国保連からの交付金となります。

19ページをお開きください。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1 節は低所得者等に適用されております国保税の軽減措置相当分、2 節は保険者に対する国の支援分、3 節は国保事業にかかわる担当職員の人件費相当分、4 節は出産・育児の給付にかかわる町の負担分、5 節は保険者に帰することのできない事情による国保財政の負担増に対する支援分、6 節はその他として町国保財政の財源不足分に対処したものであります。

21ページをお開きください。

8 款 1 項繰越金、調定額及び収入済額ともに 3,786 万 2,855 円であります。

23ページをお開きください。

9 款諸収入、1 項延滞金及び過料、調定額及び収入済額ともに 97 万 6,395 円あります。

2 項預金利子及び 3 項受託事業収入につきましては、調定額及び収入済額ともにゼロ円あります。

4 項雑入、調定額 249 万 7,699 円に對しまして、収入済額 9 万 9,160 円、収入未済額 239 万 8,539 円あります。

2 目一般被保険者第三者納付金、本目は交通事故により生じた保険給付費の支払いに対して損害賠償金として加害者から支払いを受けたものであり、本年度はありませんでした。

4 目一般被保険者返納金、本目は社会保険加入により、国保加入の資格を喪失した後に被保険者として受診をした場合、当該者から給付費相当分を返納してもらったもので 1 件ありました。

次のページになりますが、6 目の保険医療機関返納金、本目は医療機関の不正請求などにより返納金が生じたもので 9 件分となっております。

7 目雑入、本目は償還払いの一般療養費のうち高齢受給者の公費負担分が国保連から交付されたものであります。

27ページをお開きください。

10 款連合会支出金、1 項連合会補助金、調定額及び収入済額ともに 12 万 8,166 円あります。

420 万円を超える超高額療養費の 200 万円を超える分に対して、一定の割合の交付金が国保連から交付されているものであります。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 国民健康保険特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

後期高齢者医療特別会計に入る前に、休憩に入ります。4 時 10 分まで休憩といたします。

15 : 56 休憩

16 : 10 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第 3 号、平成 27 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 平成 27 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算についてご説明申し上げます。

58ページをお開きください。

初めに、概要についてであります。

平成27年度末現在における被保険者数は4,048人であり、前年度と比較いたしますと122人の増、率にして3.1ポイントの増となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1 款後期高齢者医療保険料から5 款諸収入までの歳入合計につきましては、調定額3 億4,305万9,614円に対して収入済額3 億4,253万4,714円となっております。

60ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1 款総務費から4 款予備費までの歳出合計につきましては、予算現額3 億4,613万5,000円に対して、支出済額3 億4,208万6,858円となっております。

次に、61ページの右下の欄外をごらんください。

平成27年度決算における歳入歳出差し引き残額は44万7,856円であります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

72ページをお開きください。

初めに、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額902万8,000円に対して、支出済額878万4,272円であります。

1 目一般管理費、本目は担当職員1 人の人件費及び事務経費など、後期高齢者医療事務に要した経費となります。

2 項徴収費、予算現額94万5,000円に対して、支出済額86万2,603円であります。

後期高齢者医療にかかわる保険料の徴収事務に要した経費となっております。

74ページをお開きください。

2 款1 項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額3 億3,401万2,000円に対して、支出済額3 億3,220万9,583円であります。

事務費負担金と保険料納付金分を広域連合へ納めるものであり、保険料納付金分につきましては、本町の被保険者から徴収した保険料分と保険料軽減にかかわる一般会計からの繰入金分を合わせて納付するものとなっております。

76ページをお開きください。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額205万円に対して、支出済額23万400円であります。

保険料の還付金は、33件分でありました。

78ページをお開きください。

4 款1 項予備費、予算現額10万円に対して、支出はありませんでした。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入の説明です。

62ページにお戻りください。

1 款1 項後期高齢者医療保険料、調定額2 億4,409万900円に対しまして、収入済額は2 億4,356万6,000円、不納欠損額は4 万2,200円、収入未済額は11件で48万2,700円であります。

現年度分の収納率は、過誤納金還付未済額17万6,200円を除き99.81%で、前年度と比較いたしますと0.25ポイントの減となっております。

なお、広域連合全体の現年度分の収納率は99.26%で、前年度と比較いたしますと0.07ポイントの減となっております。

64ページです。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額及び収入済額ともにゼロ円であります。

次のページです。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに9,807万6,383円であります。

1 目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1 節事務費等繰入金は、広域連合の事務にかかわる負担分と本町の事務に要した人件費などの経費を繰り入れたもので、2 節保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料に適用されている軽減措置相当額を繰り入れたものであります。

68ページをお開きください。

4 款1 項繰越金、調定額及び収入済額ともに66万1,931円であります。

70ページです。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、3項預金利子並びに4項雑入については、調定額及び収入済額ともにゼロ円であります。

2項償還金及び還付加算金につきましては、調定額及び収入済額ともに23万400円であります。

過年度の保険料にかかわる還付金33件分で、広域連合から収入され、対象者に還付したものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 後期高齢者医療特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第4号、平成27年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 平成27年度幕別町介護保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

81ページからになります。

初めに、概要についてであります。

平成27年度末現在におけます第1号被保険者は8,114人であり、前年度と比較いたしますと226人の増、率にして2.9%の増となっております。

要介護等認定等の状況につきましては、平成27年度末現在で要支援1から要介護5までの認定を受けている方は1,612人で、前年度と比較いたしますと58人の増、率にして3.7%の増となっております。

第1号被保険者に対する要介護認定者の割合は平成27年度末現在で19.44%であり、前年度と比較いたしますと0.18ポイントの増となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1款保険料から10款諸収入までの歳入合計につきましては、調定額22億9,694万8,786円に対して、収入済額22億9,154万5,113円となっております。

83ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1款総務費から5款諸支出金までの歳出合計につきましては、予算現額23億1,655万1,000円に対して、支出済額21億9,143万3,022円となっております。

次に、84ページ右下の欄外にありますとおり、平成27年度決算における歳入歳出差し引き残額は1億11万2,091円であります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

105ページからになります。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額1,655万6,000円に対しまして、支出済額1,645万5,349円であります。

1目一般管理費、本目は担当職員2人分の人件費及び事務経費など介護保険事務に要した経費となっております。

2項徴収費、予算現額101万円に対して、支出済額70万2,512円であります。

1目賦課徴収費、本目は保険料の賦課及び徴収の事務に要した経費となっております。

107ページです。

3項介護認定審査会費、予算現額3,340万1,000円に対して、支出済額3,173万5,709円あります。

1目東十勝介護認定審査会費、本目は審査会の委員報酬及び事務担当職員1人分の人件費など審査会の運営に要した経費となっております。

109ページです。

2目認定調査等費、本目は認定調査に要した経費であります。

12節役務費、細節15主治医意見書作成手数料は、1,838件分の医師の意見書の手数料となっております。

4項介護保険運営等協議会費、予算現額21万円に対しまして、支出済額19万6,495円あります。

協議会の委員報酬など、協議会の運営に要した費用です。

111ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、予算現額18億9,039万7,000円に対しまして、支出済額17

億9,576万467円であります。

1目居宅介護サービス等給付費、本目はホームヘルプサービス、デイサービスなどの在宅介護サービスにかかわる保険給付費が主なものであります。

2目地域密着型介護サービス等給付費、本目は認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、小規模特養などのサービスにかかわる保険給付費であります。

3目施設介護サービス給付費、本目は特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、療養型病床群などの施設の入所あるいは入院されている方にかかわる保険給付費であります。

4目居宅介護サービス計画給付費、本目は要介護者のケアプランの作成にかかわる保険給付費であります。

2項介護予防サービス等諸費、予算現額1億3,693万5,000円に対しまして、支出済額1億2,258万6,574円であります。

1目介護予防サービス等給付費、本目は要支援者の介護予防サービスにかかわる保険給付費が主なものであります。

以下、保険給付費同様、2目は地域密着型介護予防サービス等給付費、3目は介護予防等サービス計画費となっております。

113ページをお開きください。

3項その他諸費、予算現額255万円に対して、支出済額227万7,703円であります。

1目審査支払手数料、本目は介護サービスを提供した事業者に支払う介護報酬の審査とその支払いにかかわる手数料で、国保連に支払ったものであります。

4項高額介護サービス等費、予算現額5,000万円に対して、支出済額4,332万9,686円あります。

利用者の月額負担額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻したものであります。

5項高額医療合算介護サービス等費、予算現額900万円に対して、支出済額885万7,100円あります。

1年間の医療保険と介護保険それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻したものであります。

6項市町村特別給付費、予算現額40万円に対して、支出済額29万612円あります。

介護保険給付費対象外の滑りどめマットなどの購入の経費に給付したものであります。

7項特定入所者介護サービス等費、予算現額1億1,130万円に対して、支出済額1億989万280円あります。

自己負担となっている食事、居住費について、所得の低い方に対して基準費用額と負担限度額との差額分を補足給付として給付しているものであります。

115ページをお開きください。

3款1項基金積立金、予算現額1,000円に対しまして、支出はありませんでした。

117ページをお開きください。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、予算現額873万6,000円に対して、支出済額696万2,168円あります。

1目介護予防高齢者施策事業費、本目は要支援、要介護になるおそれのある方、いわゆる特定高齢者に対します介護予防事業に要した経費が主なものとなっております。

2項包括的支援事業・任意事業費、予算現額2,510万1,000円に対して、支出済額2,196万8,174円あります。

1目包括的支援事業費、本目は成年後見制度の啓発を初めとした各種の相談等に要した経費となっております。

次のページです。

2目任意事業費、本目は札幌市文京町にありますシルバーハウジングへの生活援助員を派遣していることに要する経費やグループホームに入所されております低所得者に対する家賃補助が主なものとなっております。

3目地域包括支援センター運営費、本目は介護予防事業や相談業務などを担当する職員1名及び嘱託職員の人件費が主なものとなっております。

123ページです。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額3,095万4,000円に対して、支出済額3,042万193円あります。

1目第1号被保険者保険料還付金、本目は平成26年度以前分の保険料還付未済分14件を還付したものの

であります。

3目償還金、本目は平成26年度の保険給付費等の確定に伴う国・道支払基金への還付金であります。以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明ですが、85ページへお戻りください。

85ページ、1款保険料、1項介護保険料、調定額4億7,397万7,700円に対しまして、収入済額は4億6,857万4,027円、不納欠損額は21件で85万7,600円、収入未済額は93件で454万6,073円であります。

現年度分の収納率は過誤納金還付未済額12万800円を除き99.45%で、前年度と比較いたしますと0.02ポイントの減となっております。

87ページをお開きください。

2款分担金及び負担金、1項負担金、調定額及び収入済額ともに767万4,000円であります。

東十勝介護認定審査会を共同設置しております池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金であります。

89ページです。

3款使用料及び手数料、1項手数料、調定額及び収入済額ともに7万6,800円であります。

道営とかち野田地内のシルバーハウジング生活援助員派遣にかかわる手数料となっております。

91ページをお開きください。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額及び収入済額ともに4億317万5,928円であります。

1目介護給付費国庫負担金、本目は介護給付費に対する国の負担分で、負担率は施設分が15%、それ以外が20%となっております。

2項国庫補助金、調定額及び収入済額ともに1億2,993万2,390円であります。

1目調整交付金、本目は市町村間の介護保険に関する財政力の格差を調整するために国から交付されているもので、本町への交付割合は5.77%となっております。

2目地域支援事業交付金、本目は要介護にならないよう予防するために行われる事業に対して国から交付されるものであり、1節の介護予防事業に対しては25%、2節の包括的支援事業・任意事業に対しては39%の交付率となっております。

3目介護保険事業費国庫補助金、本目は介護報酬改定に伴うシステム改修に対する国からの補助金であります。

93ページになります。

5款1項支払基金交付金、調定額及び収入済額とも5億8,292万8,000円であります。

1目介護給付費支払基金交付金、本目は40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者の介護給付費に対する支払基金の負担分で、負担率は28%であります。

2目地域支援事業支払基金交付金、本目は介護予防事業実施に伴う支払基金からの交付金であります。95ページです。

6款道支出金、1項道負担金、調定額及び収入済額ともに2億9,886万3,136円であり、1目介護給付費道負担金、本目は介護給付費に対する道の負担分で、負担率は施設分が17.5%、それ以外が12.5%となっております。

2項道補助金、調定額及び収入済額ともに791万9,195円あります。

1目地域支援事業道交付金、本目は要介護にならないよう予防するために行われる事業に対して道からの交付されるもので、1節の介護予防事業に対しては12.5%、2節の包括的支援事業・任意事業に対しては19.5%の交付率となっております。

3目権利擁護人材育成事業道補助金、本目は成年後見実施機関における人材育成とフォローアップ事業に関する道の補助金となっております。

4目地域ケア会議定着等支援事業道補助金、本目は地域ケア会議の実施にかかわる事業にかかわる道補助金であります。

97ページです。

7款財産収入、1項財産運用収入、調定額及び収入済額ともに13万790円で、介護給付費準備基金の利子であります。

99ページをお開きください。

8款繰入金、1項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに3億904万9,100円あります。

1目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であり、1節は介護給付費に対する町の負担分で、率は12.5%、2節と3節は、要介護者にならないよう予防するために行われる事業に対する町の負担分で、率は2節が12.5%、3節が19.5%であります。

4節は、低所得者にかかわる保険料軽減分であり、5節は担当職員の人件費等事務費相当分であり
ます。

2項基金繰入金、調定額及び収入済額ともに3,200万円で、介護給付費準備基金繰入金であり
ます。101ページです。

9款1項繰越金、調定額及び収入済額ともに5,106万4,931円であり
ます。103ページをお開きください。

10款諸収入、調定額及び収入済額ともに15万6,816円であり
ます。

3項雑入、4目雑入、生活保護で第2号被保険者の認定調査費にかかわる14件分の費用に
対して道から収入を得たものであります。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） はい。ページでは111ページ、保険給付費の3項施設介護サービス給
付費。毎年お伺いしておりますけれども、それぞれの町民の方の、施設介護を望まれる
方の入所状況と待機者の状況、またサービス付高齢者住宅の入所状況などもわか
りましたらお知らせください。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 最初に、入所状況のほうから答弁いたします。

28年6月現在、これサービスの提供月であります。特別養護老人ホームにつきましては
広域型がありますので74名の方が今入所されております。次に、地域密着型介護老人
福祉施設につきましては3施設、札内、本町、忠類に3施設ございまして86名の方
が入所されております。それと、有料老人ホーム1施設ございまして、10名。それ
とサービス付高齢者住宅につきましては9名の方が入所といえますか、入居されて
おります。

次に、待機者の状況であります。本年7月末現在の町内の特別養護老人ホームの
待機者につきましては124名で、特に入所の必要性が高いとされております要介護4
と要介護5の方は47名、そのうち入院、ほかの施設に入所されております31名
の方を除きますと16名の方が在宅で入所を待機されているという状況になり
ます。

以上です。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 待機者の解消に向けて平成27年度の取り組みについて伺いま
す。また、サービス付高齢者住宅、これはちょっと性格が違うのですけれども、
施設そのものの入所率というのはわかりますでしょうか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 1点目、今年度、今期の待機者解消なのですが、今期、
第6期におきましては新しい施設という整備は計画上ありませんが、27年度広域
型の特別養護老人ホームで13床増床されておりました。当初91名の入所定員に
対して104名という入所定員にはなっております。その関係か、前年同期に比
較いたしまして、先ほど74名と申し上げましたが、4名入所者がふえてお
ります。それと、サ高住の関係のなのですが、定員が18名で町内の方9名入居
されておりますので、50%入居状況ということになります。

以上です。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。なかなか入れない状況は変わっていないとい
うふうに、全体としては思います。4、5の認定者47名、入院や他施設ということ
であります。できれば特養に希望するという、あるいは特養のあきを待って待機
しているという状況もあるというふうに見ております。したがって、引き続き
次の計画に向けては、これらの解消に向けて万全を尽くしていただきたい。また、
サ高住のほうはなかなか金額が高くて入所できないという壁がございます。この
点でも生保の方などはまた別に入所されているようではあります。こういった点
でも施設そのものの今後ふやしていくべきところ、あり方などについても、
総合的にプランを持たれて待機者解消に向けていただきたい、このように
思います。

○委員長（野原恵子） 答弁はできたら、いいですか、はい。ほかにござい
ませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 介護保険特別会計につきましては、これで質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第5号、平成27年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 平成27年度幕別町簡易水道特別会計決算について説明させていただきます。

126ページをお開きください。

歳入は、1款分担金及び負担金から6款町債までの予算現額4億1,734万4,000円に対しまして、調定額4億2,041万4,464円、収入済額4億1,920万3,879円であります。

128ページ、歳出は、1款水道費と2款予備費の合わせまして予算現額4億1,734万4,000円に対し、支出済額4億715万9,077円あります。

歳入歳出差し引き残額は、1,204万4,802円あります。

それでは、歳入歳出事項別明細について説明いたします。

歳出から申し上げます。

142ページをお開きください。

歳出、1款水道費、1項水道事業費、予算現額4億1,724万4,000円、支出済額4億715万9,077円、1目一般管理費、本目は簡易水道施設の維持管理並びに整備に係る経費で、担当職員1名分の人件費のほか、配水管布設等に係る経費や起債の償還金などが主なものであります。

12節役務費は、各施設の遠方監視に係る電話料、水質検査手数料などが主なものであります。

13節委託料は、各施設の管理点検委託業務のほか、水道台帳修正業務や駒島簡水地区における施設更新に向けた調査委託料であります。

144ページ、15節工事請負費、細節1は検定満了量水器取替工事48カ所分、細節3は幕別簡水糠内浄水場の深井戸ポンプ更新工事のほか、美川地区の配水管布設工事に要した費用であります。

細節4は忠類浄水場及び忠類配水池の水位計交換工事、細節5は新和簡水減圧弁施設更新工事、細節6は美川地区雨水排水管布設工事が主なものであります。

16節原材料費、細節1は、量水器の新設として8個分の費用であります。

細節2は、検定満了量水器48個分の費用であります。

19節負担金補助及び交付金、細節4は、更別村配水施設から給水されている駒島・元忠類地区の維持管理に係る負担金であります。

23節償還金及び割引料、細節1は平成27年度分起債償還元金であります。

細節2は平成27年度分起債償還に係る利子であります。

146ページ、2款予備費、1項予備費、予算現額は10万円、支出についてはございませんでした。

次に、歳入についてであります。

130ページをお開きください。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、調定額1,000円に対し、収入額はゼロ円あります。

132ページ、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額9,687万9,206円に対しまして、収入済額9,566万8,621円あります。

駒島地区ほか4地区1,153戸分の使用料と滞納繰越分で、現年度分の収納率は99.63%であります。

2項手数料、調定額13万2,000円に対しまして、同額収入で設計手数料であります。

134ページ、3款繰入金、1項他会計繰入金、調定額1億8,606万7,000円に対しまして、同額収入であります。一般会計繰入金であります。

136ページ、4款繰越金、1項繰越金、調定額994万6,343円に対しまして同額収入で、前年度繰越金であります。

138ページ、5款諸収入、1項消費税還付金、調定額148万6,675円に対しまして同額収入で、消費税の確定申告に伴う還付金であります。

2項雑入、調定額3,240円に対しまして同額収入、配水池用地使用料であります。

140ページ、6款町債、1項町債、調定額1億2,590万円に対しまして同額収入で、幕別簡水ほか3地区の整備に係る事業債であります。

以上で、簡易水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 簡易水道特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第6号、平成27年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 平成27年度幕別町公共下水道特別会計決算について説明いたします。

149ページをお開きください。

歳入は、1款分担金及び負担金から7款町債までの予算現額11億1,713万4,000円に対しまして、調定額11億4,144万1,230円、収入済額11億2,387万9,817円であります。

151ページ、歳出は、1款総務費から4款予備費までの予算現額11億1,713万4,000円に対しまして、支出済額11億1,049万6,829円あります。

歳入歳出差し引き残額は、1,338万2,988円あります。

それでは、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

歳出から申し上げますので、167ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額9,331万8,000円、支出済額9,233万1,964円、1目一般管理費、本目は下水道施設の管理に要した経費で、担当職員1名分の人件費のほか、19節の負担金補助及び交付金の細節6は十勝川流域下水道に係る十勝環境複合事務組合への負担金、細節7は下水道使用料収納業務等の負担金であります。

169ページ、2款事業費、1項下水道施設費、予算現額1億437万4,000円、支出済額1億336万5,020円、1目下水道建設費、本目は下水道施設の整備に要した経費であり、担当職員2名分の人件費のほか、13節委託料の細節6は、幕別浄化センターの長寿命化計画策定2期目に要した委託料、下水道事業計画の変更にあつた委託料、幕別処理区汚水統合の検討にあつた委託料であります。

15節工事請負費は、札内中央町の污水管新設及び公共ます新設工事のほか、浄化センターにおける水処理機械の更新工事、札内中継ポンプ場の污水ポンプの更新工事であります。

19節負担金補助及び交付金は、十勝川流域下水道の建設事業に対する負担金が主なものであります。

2項下水道管理費、予算現額1億3,610万8,000円、支出済額1億3,156万6,950円、1目浄化センター管理費、本目は幕別処理区における浄化センターの維持管理経費であり、年間処理量は59万4,300トンであります。

171ページ、2目札内中継ポンプ場管理費、本目は札内処理区における中継ポンプ場の維持管理経費であり、十勝川浄化センターへの年間圧送量は165万7,800トンであります。

3目管渠維持管理費、本目は雨水排水ポンプ所、污水管渠、マンホール、公共ますの維持管理に要した経費であります。

15節工事請負費は、污水管や公共ますの補修を行ったもので、公共ますにつきましては、132カ所の補修を実施しております。

173ページ、3款公債費、1項公債費、予算現額7億8,323万4,000円、支出済額7億8,323万2,895円、起債償還の元金及び利子であります。

1目は元金、2目は利子であります。

175ページ、4款予備費、1項予備費、予算現額10万円で、支出はございませんでした。

次に、歳入についてであります。

153ページをお開きください。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、調定額359万6,860円、収入済額は344万9,680円、収入未済額は8万2,140円あります。

1目都市計画負担金は、公共下水道の受益者負担金で、現年分の負担金収納率は100%であります。

155ページ、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額3億4,426万7,289円に対しまして、収入済額は3億2,685万3,056円で、収入未済額は1,559万6,436円、現年分の使用料収納率は98.44%であります。

157ページ、3款国庫支出金、1項国庫補助金、調定額3,385万4,220円に対しまして、同額収入であります。

下水道建設費国庫補助金で、補助率については2分の1及び10分の5.5であります。

159ページ、4款繰入金、1項他会計繰入金、調定額3億9,618万2,000円に対しまして、同額収入で、一般会計からの繰入金であります。

161ページ、5款繰越金、1項繰越金、調定額579万8,590円に対しまして同額収入で、前年度繰越金

であります。

163ページ、6款諸収入、1項雑入、調定額24万2,271円、同額収入でございます。

浄化センター管理棟に設置している水道施設の中央監視装置に係る電気料が主なものであります。

165ページ、7款町債、1項町債、調定額3億5,750万円に対しまして同額収入で、1目都市計画事業債は、公共下水道及び十勝川流域下水道の建設事業債であります。

2目は資本費平準化債、3目は下水道事業債の特別措置分であります。

以上で、公共下水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 公共下水道特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第7号、平成27年度幕別町個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 平成27年度幕別町個別排水処理特別会計決算について説明いたします。

178ページをお開きください。

歳入は、1款分担金及び負担金から6款町債までの予算現額1億8,106万6,000円に対しまして、調定額1億8,144万1,907円、収入済額1億8,135万4,507円であります。

180ページ、歳出は、1款総務費から4款予備費までの予算現額1億8,106万6,000円に対し、支出済額1億8,006万4,207円であります。

歳入歳出差し引き残額は、129万300円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細についてご説明をいたします。

歳出から申し上げますので、194ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額547万7,000円、支出済額547万5,235円、1目一般管理費、本目は個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であります。

196ページ、2款事業費、1項排水処理施設費、予算現額5,524万2,000円、支出済額5,488万4,652円、1目排水処理建設費、本目は排水処理施設の建設に要する経費で、合併浄化槽18基分を整備したものであります。

2項排水処理管理費、予算現額5,642万8,000円、支出済額5,588万7,143円、1目排水処理施設管理費、本目は排水処理施設の維持管理に要する経費であります。

198ページ、13節委託料は、合併浄化槽681基分の保守点検、清掃を行ったものであります。

200ページ、3款公債費、1項公債費、予算現額6,381万9,000円、支出済額6,381万7,177円であります。

起債償還の元金及び利子に係る費用で、1目は元金、2目は利子であります。

202ページ、4款予備費、1項予備費、予算現額10万円、支出についてはありませんでした。

次に、歳入についてであります。

182ページをお開きください。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、調定額206万7,000円に対し同額収入で、受益者分担金であります。

184ページ、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額2,645万3,500円に対し、収入済額2,636万6,100円で、排水処理施設の使用料であります。

現年分の使用料収納率は、99.84%であります。

186ページ、3款繰入金、1項他会計繰入金、調定額1億627万円に対し同額収入で、一般会計からの繰入金であります。

188ページ、4款繰越金、1項繰越金、調定額412万3,448円に対しまして同額収入で、前年度繰越金であります。

190ページ、5款諸収入、1項貸付金元利収入、調定額500万円に対しまして同額収入で、水便所改造等資金貸付金の元金収入であります。

2項消費税還付金、1目消費税還付金は仮払い消費税の精算に伴う還付金です。

192ページ、6款町債、1項町債、調定額3,750万円に対しまして同額収入で、排水処理施設整備に伴う事業債であります。

以上で、個別排水処理特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 個別排水処理特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第8号、平成27年度幕別町農業集落排水特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 平成27年度農業集落排水特別会計決算について説明いたします。

205ページをお開きください。

歳入は、1款使用料及び手数料から4款繰越金までの予算現額6,488万5,000円に対しまして、調定額6,534万7,999円で、収入済額6,489万7,401円であります。

207ページ、歳出は、1款総務費から4款予備費までの予算現額6,488万5,000円に対し、支出済額6,353万9,772円、歳入歳出差し引き残額は、135万7,629円あります。

それでは、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

歳出から申し上げますので、217ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額51万5,000円、支出済額46万2,082円、1目一般管理費、本目は農業集落排水事業に係る事務的経費であります。

219ページ、2款事業費、1項排水処理管理費、予算現額4,169万5,000円、支出済額4,050万4,410円あります。

1目排水処理施設管理費、本目は農業集落排水処理施設の維持管理に要する経費であり、年間処理量は11万3,668トンで、前年度より1,516トンの減であります。

2目排水処理施設管渠維持管理費、本目は既に整備をいたしました污水管渠、マンホール、汚水ますの維持管理に要した経費であります。

15節工事請負費は、マンホール及び公共ますの補修を行ったものであります。

221ページ、3款公債費、1項公債費、予算現額2,257万5,000円、支出済額2,257万3,280円、起債償還の元金及び利子に係る費用であります。1目は元金、2目は利子であります。

223ページ、4款予備費、1項予備費、予算現額10万円で、支出はございませんでした。

次に、歳入についてであります。

209ページをお開きください。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、調定額1,775万2,227円に対しまして、収入済額1,730万1,629円、収入未済額40万9,690円、現年分の収納率は99.08%であります。535戸分の農業集落排水処理施設使用料でございます。

211ページ、2款財産収入、1項財産運用収入、調定額8,359円に対しまして同額収入で、農業集落排水事業償還基金利子であります。

213ページ、3款繰入金、1項基金繰入金、調定額85万5,506円に対しまして同額収入で、農業集落排水事業償還基金繰入金であります。

2項他会計繰入金、調定額4,561万1,000円に対しまして同額収入で、一般会計繰入金であります。

215ページ、4款繰越金、1項繰越金、調定額112万907円に対しまして同額収入で、前年度繰越金であります。

以上で、農業集落排水特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 農業集落排水特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、全ての審査が終了するまで行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 異議がないようでありますので、本日の委員会は全ての審査が終了するまで行い

ます。

この際、5時10分まで休憩といたします。

16:58 休憩

16:58 千葉委員退場

17:10 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第9号、平成27年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

建設部長。

17:12 千葉委員入場

○建設部長（須田明彦） 平成27年度幕別町水道事業会計の決算についてご説明をいたします。

230ページをお開きください。

平成27年度幕別町水道事業会計の損益計算書であります。

平成27年度の経常利益は1億2,346万7,330円で、これに特別損失の129万7,700円を差し引きした当年度純利益は8,865万487円となりました。

主な要因といたしましては、営業外収益、他会計補助金、高料金対策補助金の8,162万9,000円による収益があったこと、営業費用原水及び浄水費、受水費が十勝中央広域水道企業団の受水費の改定により、813万4,000円の減額となったことが大きな要因となっております。

なお、前年度の未処分利益剰余金が8億4,032万2,601円でありましたことから、当年度末の未処分利益剰余金は9億2,897万3,088円となります。

231ページ、平成27年度幕別町水道事業会計貸借対照表であります。

資産の部、1、固定資産は54億9,631万1,856円、2、流動資産は9億8,162万2,909円、資産合計で64億7,793万4,765円となりました。

231ページ、負債の部、3、固定負債は平成29年度以降に償還を予定している企業債残高で20億6,090万2,066円、4、流動負債2億2,128万2,222円、このうち1億5,804万531円は、平成28年度に償還を予定している企業債でございます。5、繰延収益合計は17億3,004万546円で、負債合計40億1,222万4,834円となります。

資本の部、6、資本金が12億9,923万7,333円、次ページ、7、余剰金合計は11億6,647万2,598円で、資本合計で24億6,570万9,931円となり、負債資本合計64億7,793万4,765円は資産合計をと一致するものでございます。

続きまして、240ページをお開きください。

平成27年度幕別町水道事業会計のキャッシュフロー計算書であります。

業務活動による収支では8,771万6,417円の増額、投資活動による収支では2億9,578万8,492円の減額、次ページ、財務活動による収支では1億1,437万9,219円の減額であります。

平成27年度における現金及び現金同等物は3億2,245万1,294円の減額となり、年度末における残高は6億7,142万4,695円となったところであります。

今後につきましては、無水地区解消に向けた施設整備や財政収支を見据えた上で、各配水管の耐震化、耐用年数を迎えた施設の更新を検討し、今後も安全・安心な水の供給に向けて安定した経営を図ってまいりたいと考えております。

次に、236ページにお戻りください。

平成27年度幕別町水道事業報告書であります。

総括事項、経常収益は6億2,485万6,000円で、前年度6億9,186万5,000円に比べ6,700万9,000円、9.7%の減であります。

主な要因としては、使用料の改定により5,552万円の減額、高料金対策補助金が947万9,000円の減額となったためであります。詳細につきましては238ページ、事業収支に関する事項をごらんください。

経常費用につきましては5億3,620万6,000円で、前年度5億6,839万7,000円に比べ3,219万1,000円の減であります。

主な要因としては、受水費が813万5,000円、その他営業費用のうち資産減耗費が658万7,000円、支払

利息396万円の減額となったためであります。詳細につきましては239ページ、事業費用に関する事項をごらんください。

有収率につきましては、漏水管調査の継続実施と漏水6カ所の修理を行った結果、85.6%となっております。

今後とも、漏水の早期発見、修理等に万全を期してまいりたいと考えております。

242ページをお開きください。

平成27年度幕別町水道事業会計収益費用明細書であります。

金額は、消費税抜きの額となっております。

初めに、収入であります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 4 億4,148万2,083円、9,626戸の水道使用料であります。収納率は98.51%であります。

3 目その他営業収益494万9,331円、加入者負担金が主なものであります。

2 項営業外収益、2 目他会計補助金8,162万9,000円は、高料金対策に伴う一般会計補助金であります。

3 目長期前受金戻入7,506万6,329円、固定資産の取得に充当した補助金等を収益化したものであります。

7 目雑収益2,152万5,151円、下水道使用料に係る収納業務負担金であります。

次ページ、支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び上水費 1 億6,128万1,926円、本目は、浄水の受水に係る経費でありまして、29節受水費は、十勝中部広域水道企業団からの受水費用であり、27年度は240万2,738トンを受水しております。

2 目配水及び給水費3,007万320円、主なものといたしまして職員1名分の人件費、13節委託料は、水道台帳修正業務、施設管理委託料及び上水道漏水調査業務に要した費用であります。

16節修繕費は、配水管の漏水修理等であります。

244ページ、5 目総係費4,172万1,572円、主なものといたしまして職員2名分の人件費、13節委託料は、検針業務及び水道事業危機管理マニュアル策定に係る費用であります。

15節賃借料は、検針業務に係る携帯端末の検針機器15台分の借上料、31節貸倒引当金は、平成28年度の不納欠損による損失に備えるため計上したものでございます。

6 目減価償却費 2 億3,004万3,476円は、有形固定資産に係る減価償却費であります。

7 目資産減耗費1,139万2,044円、水道管の布設がえ等により、固定資産を除却した費用であります。

2 項営業外費用、1 目支払利息5,530万5,725円は、企業債の償還利息であります。

次ページ、3 項特別損失、4 目その他特別損失129万7,700円は、不納欠損による不足額を計上した貸倒引当金繰入額であります。

246ページ、平成27年度幕別町水道事業資本収支明細書であります。

収入、1 款資本的収入、3 項出資金、1 目負担区分に基づく出資金5,045万2,300円は、耐震性貯水槽整備に伴う一般会計からの出資金であります。

4 項補助金、1 目国庫補助金4,534万9,000円は、耐震性貯水槽整備に伴う国庫補助金であります。

6 項負担金、1 目負担金2,653万5,600円は、道路工事等による水道管移設に係る工事負担金であります。

次ページ、1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 3 億4,209万295円の主なものは平和通ほか4線、幕別地区札内北地区の耐震性貯水槽整備、上水道事業区域での水道が未整備の西猿別、新生地区1,392メートルの配水管布設に係る費用であります。

2 目営業設備費2,537万2,995円は、1,051件の検定満了量水器の購入及び取りかえに係る費用であります。

4 項企業債償還金、1 目企業債償還金 1 億5,574万4,446円は、企業債の元金償還金であります。

5 項国庫補助金返還金、1 目国庫補助金返還金20万9,802円は、平成26年度の耐震性貯水槽整備事業に係る補助金の消費税相当額の返還であります。

以上、平成27年度幕別町水道事業会計決算について説明させていただきました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 水道事業会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させ

ていただきます。

これで、特別会計の審査を終了させていただきます。

次に、認定第10号、平成27年度東十勝消防事務組合一般会計の決算資料の説明並びに総括的説明を受けたいと思います。

説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） それでは、東十勝消防事務組合の決算書に基づいてご報告いたします。

平成27年度東十勝消防事務組合一般会計決算についてご説明申し上げます。

東十勝消防事務組合は、平成28年3月31日に解散し、同日をもちまして打ち切り決算をしたものです。決算書の1ページから4ページは歳入歳出の集計表となっております。

5ページをお開きください。

初めに、歳入総括ですが、1款分担金から5款諸収入まで歳入合計につきましては、調定額、収入済額ともに17億8,219万8,084円となっており、前年度比12.2%の減となっております。

7ページをお開きください。

歳出総括についてであります。1款議会費から5款予備費までの歳出合計につきましては、予算現額17億8,148万3,000円に対し、支出済額17億4,651万6,008円となっており、前年比13.3%の減となっております。

7ページ枠外に記載されておりますのが歳入歳出差し引き残高で3,568万2,076円となっております。

こちらは、旧東十勝消防事務組合清算金といたしまして、常備消防費2,240万4,008円はとちか広域消防局に継承し、非常備消防費1,327万8,068円は各町へ継承され、執行されております。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

19ページをお開きください。

19ページ、初めに、歳出であります。

1款1項議会費、予算現額76万8,000円に対し、支出済額50万1,840円であります。

1目議会費、本目は組合本会議におけます議員12名分の報酬及び費用弁償が主なものです。

21ページをお開きください。

2款消防費、1項常備消防費、予算現額10億3,988万円1,000円に対し、支出済額10億2,154万6,648円であります。

1目消防本部費、本目は監査委員公平委員報酬、消防本部職員、消防庁ほか職員5名分の人件費及び臨時職員賃金、事務経費が主なものとなっております。

25ページをお開きください。

2目幕別消防署費、本目は幕別消防職員53名文の人件費及び事務に要した費用が主なものです。

次のページです。

7節賃金につきましては、糠内分遣所にかかわる嘱託職員2名分の賃金です。

次のページです。

18節備品購入費の主なものとして、空気呼吸器ボンベの更新、消防用バッテリーの更新に要した費用となっております。

3目池田消防署費、本目は池田消防職員21名分の人件費及び事務経費などに要する費用が主なものです。

35ページは、4目豊頃消防署費、本目は豊頃消防職員18名分の人件費及び事務費経費などに要する費用が主なものです。

39ページです。

5目浦幌消防署費、本目は浦幌消防職員21名分の人件費及び事務経費などに要する費用が主なものです。

次に、45ページをお開きください。

2項非常備消防費、予算現額2,960万6,000円に対しまして、支出済額2,755万8,080円あります。

1目幕別消防団費、本目は幕別消防団員の報酬、費用弁償のほか消防団の運営にかかわる経費が主なものとなっております。

以下、2目は池田消防団費、3目は豊頃消防団費、4目は浦幌消防団費となっております。

55ページに進んでください。

55ページ、3款1項消防施設費です。予算現額5億9,977万1,000円に対しまして、支出済額5億9,688

万4,922円であります。

1目幕別消防施設費、13節委託料については糠内分遣所新築工事に伴う建設設計委託料、15節工事請負費につきましては、札内支署に配車の消防車両の更新であります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、消火栓の更新、高機能指令センター整備にかかわる負担金、消防救急無線デジタル化共同整備事業にかかわる負担金であります。

以下、2目は池田消防施設費、3目は豊頃消防施設費、4目は浦幌消防施設費となっており、消防車両にかかわる経費、高機能指令センター整備にかかわる負担金、消防救急無線デジタル化共同整備事業にかかわる負担金が主な支出となっております。

61ページにお進みください。

4款1項公債費、予算現額5,842万7,000円に対し、支出済額5,842万4,666円であります。

1目元金、23節償還金利子及び割引料につきましては、既借入償還金の幕別分として2,061万7,165円であり、札内支所庁舎建設にかかわる借入金につきましては、平成29年度末が完了となっております。

2目利子です。23節償還金利子及び割引料については、既借入債利子の幕別分として262万1円あります。

次のページです。

5款1項1目予備費、こちらについての執行はありません。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入ですが、9ページまでお戻りください。

9ページ、1款分担金及び負担金、1項負担金、調定額17億4,769万9,389円に対しまして、収入済額が17億4,769万9,389円あります。

1目消防負担金につきましては、各構成町の負担金で幕別町は7億6,375万129円あります。

次のページです。

2款使用料及び手数料、1項手数料、調定額34万5,150円に対しまして、収入済額が34万5,150円となっております。

1目手数料につきましては、主に危険物取扱手数料となっております。

13ページです。

3款財産収入、調定額、収入済額ともに200万600円となっております。

15ページになります。

4款繰越金、1項繰越金、調定額、収入済額ともに1,385万486円になります。

17ページです。

5款諸収入、1項雑入、調定額1,830万2,459円に対しまして、収入済額1,830万2,459円ありました。

以上で、東十勝消防事務組合一般会計決算についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 東十勝消防事務組合一般会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって審査を終了させていただきます。

以上をもって、全会計の審査を終了いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成27年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 異議なしと認めます。

したがって、平成27年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第2号、平成27年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 異議なしと認めます。

したがって、平成27年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第3号、平成27年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、平成27年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第4号、平成27年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、平成27年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第5号、平成27年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、平成27年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第6号、平成27年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、平成27年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第7号、平成27年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、平成27年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第8号、平成27年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、平成27年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第9号、平成27年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、平成27年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第10号、平成27年度東十勝消防事務組合一般会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、平成27年度東十勝消防事務組合一般会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの平成27年度幕別町各会計決算及び認定第10号、平成27年度東十勝消防事務組合一般会計決算の10議件の審査を全て終了いたしました。

審査終了に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、2日間にわたる審査に際し、終始熱心に審査していただきましたことを心からお礼を申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに、お礼を申し上げます。

ふなれな委員長ではありましたが、皆様のおかげをもちまして無事審査を終了することができました。

委員長として、心から感謝を申し上げます。

まことにありがとうございました。(拍手)

[閉会]

○委員長(野原恵子) これをもちまして、平成27年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

17:37 閉会

平成27年度

各会計決算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成28年9月15日 開会 14時55分 閉会 14時57分
- 2 場 所 幕別町役場 3階議場
- 3 出 席 者
 - ① 委 員 (17名)

板垣良輔	荒 貴賀	高橋健雄	小田新紀	内山美穂子
小島智恵	若山和幸	小川純文	岡本眞利子	東口隆弘
中橋友子	藤谷謹至	田口廣之	谷口和弥	千葉幹雄
寺林俊幸	藤原 孟			
 - ② 委員長 野原恵子
 - ③ 委員外議員 議長 芳滝 仁
 - ③ 説明員
監 査 委 員 乾 邦廣
 - ④ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 4 審査事件 平成27年度幕別町一般会計ほか9会計決算認定
- 5 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長 野原 恵子

議 事 の 経 過

(平成28年 9月15日 14:55 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（野原恵子）ただいまより、平成27年度幕別町各会計決算審査特別委員会を開会いたします。

小島委員から、発言の申し出がありますので、これを許します。

小島委員。

○委員（小島智恵） 9月13日の会議におきまして、決算書の教育費、221ページの事務局費に関わって3点の質問をさせていただいたところですが、3点目の質問が不適切でありました。

ここでお詫びを申し上げますとともに、会議規則第68条の8の規定により、削除していただきたくお願いいたします。

お時間をいただき、ご迷惑をお掛けしましたこと、申し訳ございませんでした。

○委員長（野原恵子）ただ今、小島委員より、9月13日の会議における発言について、会議規則第68条の8の規定によって、取消しいたしたいとの申し出がありました。

これを許可することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長（野原恵子） 異議なしと認めます。

したがって、小島委員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

合わせまして、発言の取り消しを決定した部分に係る、私、野原の発言についても、取消しをしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長（野原恵子） 異議なしと認めます。

したがって、私、野原の発言につきましても、関係する部分を削除することに決定いたしました。

[閉会]

○委員長（野原恵子） これをもって、平成27年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

14:57 閉会